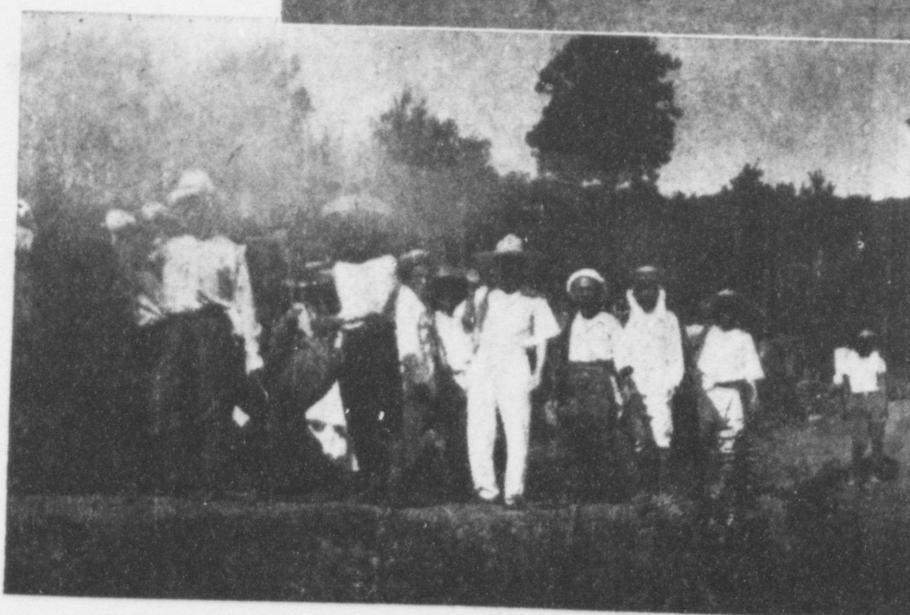


収刑

號月一十
卷二十五第

物動計畫と官用主義（卷頭言）	吉田綱紀二
司法保護事業の本質と新立法を機縁として（三）	市川秀雄五
懸賞當選論文（二等）	楠橋下本芳義輝二
英國の刑務官練習所（二）	充
エジプトの行刑管理	三
プロシア刑務法	二
海外時報	一
第五回高級練習所開所式	一
小田原・川越兩少年刑務所協議會	一
○刑務所便り	一
○敍任辭令	一
○訓令通牒	一

刑務協会發行



刑
政

十一月號

第十一號
第五十二卷

物動計畫と官用主義

吉田綱紀

過日大藏省で開催せられた會計事務打合協議會に於ては、官廳用紙の配給に就いて不敢取印刷局が之を擔當する事を議題として討議せられた。司法當局よりは差當り刑務所に於ける製紙作業の現況及其の能力並に配給の現状に就いて説明し能ふ限り、刑務作業を利用すべき事を主張して居るのであるが、事柄は決して表面に表はれて居る丈の小さなものではないと考へられる。それは將來の官廳用品の主要なる部分が其の規格を統一せられ配給を統制せらるゝ一つの徵候と看做す事が出来るからである。

本年六月決定せられた物動計畫の計畫大綱や物動の擴大強化が愈々其の度を加へつゝある現況より考へてみても將來の官廳用品は其の規格と配給とを統制せらるべき事は必然の趨勢にあると曰つてよい。今日議題に上つたのは一用紙の配給に就いてあるけれども、將來官廳用品の主要部分全部に亘つて協議せらるべき事は今や單なる時日の問題に過ぎないであらう。さすれば從來刑務作業が熱心に主張し且つ努力し來つた官用主義の對象の殆んど全部が其の統制下におかるゝ事となるのである。事は一會計事務打合協議會の議題に過ぎないけれども、刑務作業にとつては洵に重大なる問題である。

尤も官廳用品の全般的配給統制を運営する爲めには獨立した特設機關の設置が必要であつて、今回の如き一官廳の片手間の仕事では到底其の任に堪え得るものではないから、素より暫時的なものには過ぎないだらうけれども、尙刑務作業を無視した此の種の企劃は國家の爲め將又行刑の爲め眞に採らざる處である。

一體刑務作業が一の官營企業であり乍ら他の專賣局、鐵道省、遞信省、造幣局、印刷局、其他各種軍工廠等の如き官業と異つて、獨占的又法的庇護のない爲め一般民業との競争に委せられ常に民業壓迫の非難と經營上の苦難とを戰つて來たのであるが、勞働を強制する事を法規に定め乍ら其の作業經營に就いて何等の法的庇護を與へない事は片手落の誹を免れない。刑務作業に教化的經濟的意義を認め得ないならば元より何等の法的庇護をも必要とするものでないけれども、今日の如き重大なる教化的經濟的意義を負荷する以上國家はよろしく適當なる法制の下に作業經營上不動の基礎を與へて、以つて一般民業との間の自由競争を避けしむべきである。

今次事變に伴つて實施せられた物資動員に就いても、刑務作業用材料は其の最終消費者が一般民衆なる（民需作業）の故を以つて其の素材の配給を官需用素材として認めず、一般民需用素材として考慮し規制した。爲めに統制物資たる作業素材の取得には異常なる困難を感じた計りでなく、物動の爲め生じたる轉失業者の救濟の爲めに迄、多大の設備と犠牲とを拂つて施設した作業の一部を休止せざるを得なかつたのである。今や物資の統制は日を逐ふて強化され物資の取得は愈々困難を加ふるの情勢にある。従つて民需作業の經營は益々至難となり勢ひ官需特に軍需作業に全面的に移行せねばならない事となつた。

卷頭言

素より軍需作業には國軍の需要する物資を直接受刑者に生産せしむるといふ重大なる教化的意義があるのみならず、今次事變の如き國運を賭しての重大使命遂行の爲めには單なる行刑一部門の理想のみに捉はるゝ事は許されない處であるけれども刑務作業經營上、その業種の教化性と恒常性とは能ふ限り之を保持しなければならないから此點に關する限り恒常性繼續性ある軍需以外の一般官需作業が刑務作業經營上より恰適であると曰ふ事が出来るであらう。從來主張され來つた官用主義は主として民業壓迫の非難を緩和せん爲めのものであつたが、今日に於ては更に物動計畫による物資取得の關係等からも亦官用主義の徹底を叫ばざるを得ないのである。従つて先に述べた會計事務打合協議會の問題並に將來設置せらるべき情勢にありと想像せらるゝ官需品配給機關の問題に就いては是非共刑務作業の充分なる利用を期待せざるを得ない。刑務作業は單に刑務作業經營上の基礎を安固にするといふ爲め計りでなく、官廳需品の配給統制を最も簡単に最も低廉に實施し得る重大利便が存する事を忘れてはならない。殊に物資統制に關聯して官廳需品の價格を統制する時の刑務作業の利便や、生産配給等の利潤を擧げて國庫に收めしめ國民の負擔を輕減せしめ得る利益や、監督指導の比較的便利なる事、既設々備を充分に利用し得る事、過去に於ける刑務作業の如き生産配給に於ける經驗を活用するを得る事等枚舉に遑なき程の利便を考ふる時、刑務作業の利用に關し會計事務打合協議會並に物動計畫樹立に參畫する人々の慎重なる考慮と刑務作業に對する一層の理解とを願はざるを得ない次第である。

司法保護事業の本質（三）

——新立法の實施を機縁として——

市川秀雄

- 一 はしがき
- 二 司法保護思想の歴史的展開（以上九月號）
- 三 司法保護と文化國理念（以上十月號）
- 四 刑政に於ける司法保護の地位（以上本號）
- 五 司法保護事業の本質
- 六 ねすび

四

抑々、刑政の制度に於いては、檢察、裁判、行刑の三が、從來、刑政に於ける三つの重要な職能とせられてゐた。さうして、司法保護といふことが刑事制度に於いて重要視せられ、刑政の一職能として深い認識を得たのは比較的新しいことである。

惟ふに、刑政の制度に於ける重要な三職能とせられた前記の檢察、裁判、行刑の三者は、各々刑政に於けるその機能的意義に於いて輕重が附せらるべきものではない。それは、刑政に於けるそれぞれの機能を營んでゐるのであつて、そのうちの一つでもその機能を盡くさざるときは、刑政の制度は完全なるを得ないことになるのである。國家の

司法保護事業の本質

刑政は完きを得てゐないといふことになる。

しかし、此の刑政に於ける三職能は、その機能的價値については輕重なかるべき筈であるが、現實的には、その各々は、國家思想の變轉し、進化するにつれて、その各々の importance、すなはち、その制度的意義に於いて實際には消長あるを免れないものであつた。すなはち、刑政の制度に於ける此の三職能の地位には、刑政の制度の歴史的發達、展開のまにまに、おのづから、輕重が認められたのである。例へば。かの「夜警番思想」を以てせられた夜警國家の時代に於いては、檢察といふことが刑政に於ける重要點を占めてゐたのであつた。既に、その「夜警」といふ言葉が檢察といふ觀念と密接な聯關係あることを想はせるものがある。さうして、此の時代に於いては、その裁判は、まさしく、惡しき意味の自由裁量による裁判、すなはち、いはゆる「法律なき裁判」(justice without law) であつた。否な、むしろ、それは「擅斷裁判」と呼ばれるに値ひするものであった。それは、「法による裁判」乃至「法律による裁判」ではなくして、全く「人の意思による裁判」であつた。(註一) モンテスキューがいつた如く、『專制國家に於いては法は全然存しない。すなはち、實に、裁判官が規則それ自身なのである』(Dans les Etats despotiques, il n'y a point de loi: le juge est lui-même sa règle.) ことであつた。(註二) やれば、時には、全く裁判官個人の恣意による裁判が行はれたのであつた。

惟ふに、原始的國家に於いても、その裁判は、結局に於いて人の意思によつて裁きが行はれたのであるが、なほ、「神意」といふことが重んぜられ、裁判は神性によつて神祕づけられてゐたのであつた。さうして、人々からは、それは神が裁きをなすのだとせられた。例へば、わが邦に於いても上古に行はれた「探湯」(「くかだち」或は「くが」)の如きがこれであり、中世チュントン民族間に行はれ、イギリスにも行はれた一種の試罪法 ordeal (探湯) も同様である。(註三) それは、人意による裁判ではなく、神による裁判、いはゆる「神意裁判」として考へられたのである。

此の裁判に於ける神性が、人々をして裁判を、おのづから、神聖視せしめたのである。それ故に、上古の裁判は、また、おのづから、權威あるものとせられたのであつた。しかし、西洋中世の夜警國家乃至警察國家に於ける裁判は、前述の如く、「法律なき裁判」、すなはち、「人意裁判」であつた。その裁判は神性を賦與せらるべき、あまりに、人の恣意が威を揮るひ、裁判官の擅斷があつた。(註四) 既に、人が人を裁くことを以て不合理なりとし、之を以て何等の權威なきものとすることはキリスト教に於ける根本思想である。されば、此のキリスト教思想に影響せられて、警察國家の「人意裁判」「法律なき裁判」には何等の權威が認められなかつた。況んや、その裁判が裁判官たる人の恣意、擅斷全く人々に堪へ難きものたるに於いてをや。

かくて、此の中世の夜警國家乃至警察國家の擅斷的な「法律なき裁判」の弊に社會の人々は堪へられなくなつて、その結果は、夜警國家或は警察國家の反措定として、實に、法治國家の思想を生んだのであつた。

扱て、法治國家に於いては、警察國家の擅斷裁判の反動として「正しき裁判」が渴望され、裁判といふことに刑政の重點が置かれることになつた。すなはち、刑政に於ける重點は、法治國になるに及んで、おのづから、檢察から裁判の制度に移行することになつたのである。さうして、法治國家の裁判に於いては、「正しき裁判」が要求せられた結果、警察國家に於けるそれの如く「法律なき裁判」ではなく、實に、「法律による裁判」(justice according to law) が要請せられ、それが實踐せられるに至つたのであつた。「法律による裁判」、それは「法律なき裁判」とは異り、「人意による裁判」或は「裁判官の恣意による裁判」ではない。極言すれば、それは、「法による裁判」であつて、「人による裁判」ではないのである。(註五) それは恰も、アン・シユツツが法治國家を定義して、それに於いては國家の最高の意思是法律(Lex)であるといつたのや、また、カール・シユミットが、法治國家は「人の統治」「人による統治」ではなく、「法の統治」「法による統治」であるといつたのやのやうに、それに相應して、法治國家に於ける

司法保護事業の本質

裁判は、「人の裁判」「人による裁判」ではなくして、實に、「法律の裁判」「法律による裁判」なのである。（註六）法治國家に於いては、法律は至高のものとして重大な意味をもたせられてゐたことは、わたくしが、既に述べたところであるが、このことは、警察國家に於ける擅斷的裁判の反動として「正しき裁判」が法治國家に於いて渴望せられ、その結果「法律の裁判」「法律による裁判」が要請せられたことに基因するところ甚だ大である。われば、法治國家に於ける裁判の思想には、深く深く、法治國家の思想の根源が潛んでゐたのであつたのである。

されば、モンテスキューが『聰明であると同時に盲目である法が、或る場合には、餘りに厳格にすぎるといふことがあり得る。しかし、國民の裁判官は、前述の如く、法律の言葉を發言する口であるに過ぎない。法律の力及び厳格さを變更することの出來ない無生物である』（Il pourroit arriver que la loi, qui est en même temps clairvoyante et aveugle, seroit, en de certains cas, trop rigouruse. Mais les juges de la nation ne sont, comme nous avons dit, que la bouche qui prononce les paroles de la loi, des êtres inanimés qui n'en peuvent modérer ni la force ni la rigueur.）と云つたあの辛辣な皮肉の言葉は、或る意味に於いて法治國家の裁判乃至裁判官が當然甘受せねばならぬものであつたとも考へられるところである。（註七）かやうにして、法治國家の裁判に於いては、法律に於いて明瞭に規定せられてゐる場合には、事案の解決に於いて、裁判官はその法規を遵守せねばならない。法律に於いてそれが明瞭でない場合にも、なほ、法治國家の裁判官は法律の精神乃至法の精神を探求して事案の解決を圖らねばならないことになつたのである。わが邦に於ける明治八年の太政官布告第一〇三號裁判事務心得第三條に「民事ノ裁判ニ成文ナキモノハ慣習ニ依リ慣習ナキモノハ條理ヲ推考シテ裁判スヘシ」と規定したのや、イス民法第一條が「文字上又ハ解釋上此ノ法律ニ規定ヲ存スル法律問題ニ關シテハ凡テ此ノ法律ヲ適用ス。此ノ法律ニ規定ナキトキハ裁判官ハ慣習法ニ從ヒ慣習法モ亦存在セサル場合ニハ自己ガ立法者タラハ法規トシテ設定シタルヘキトコロニ從ヒ裁判スヘシ。前二項ノ場合ニ於イテ裁判官ハ確定ノ學說及び先例ニ準據スヘシ」と規定したのは之を示唆してゐると云ふことを得よう。之は結局、警察國家時代の擅斷裁判を排斥し、飽くまで「正しい裁判」としての「法による裁判」の要請に國家が對へんとしたものである。

之を要するに、法治國家に於いては裁判といふことが刑政の制度にあつて重點を占め、その裁判は、法治國家それ自身が「法による統治」であつた如く、「法による裁判」が「正しい裁判」として價値づけられたのである。しかしそこでは、裁判官は一方の口から裁判の事案を投込まれると、他の一方の口から判決を出だす「法律の機械」——Gesetzesmaschine——それは子供の愉しむかの自働販賣菓子器にも比すべきものである——に過ぎないやうな有様であつた。もうして、こゝでは、法律を「解釋する」と云ふことは裁判官には許るされなかつたのである。すなはち、ナポレオン一世は其の法典の發布後忽ち其の註釋書が刊行されたのを見て、『わが法典は喪はれた』（Mon code est perdu！）と嘆息したと云ふことは有名なことである。まことに、當時フランスの如き共和國に於いては、モンテスキューの云ふ如く、『共和政體に於いては、憲法の性質上裁判官は法律の文字（la lettre de la loi）に従ふを要する。如何なる市民（citoyen）に對しても、彼の財産、彼の名譽、或は、彼の生命が問題になる時法律を解釋する（interpréter）ことは許るされない。イギリスに於いては陪審員（juré）は事實が證明されてゐるかどうかを決定する。さうして、その事實が證明されば、裁判官は法が此の事實に科する刑罰を宣告する。そして、そのためには裁判官は目（yeux）を絶対至上のものとし、尊嚴なものとする法治國家思想の極端なるあらはれであつたと云ふよう。わが邦に於いても、前記の明治八年の太政官布告第一〇三號裁判事務心得第三條が現行法として效力を有するか否か争はれたのや、延ひて、裁判所は條理を適用して裁判をなし得るかと云ふ問題に關して、自然法論者は、條理は即ち法律なので

司法保護事業の本質

あるから裁判所はそれを適用して裁判すべしと主張し、之に對して、通説は條理は法律ではないから裁判所はそれを適用して裁判し得ないと主張する。(註九) これは、兩説ともに、裁判所が法律のみを適用する機關であるとする點に於いて變はないのであるが、かやうなのは、實に、法治國家に於ける極端なる法律至上主義思想のあらはれであると、わたくしは考へる。しかも、われわれは、刑事に關しては厳格に解釋すべしとなされ、その解釋を制限せんとするのを、なほ今日の通説としてゐることを深く考へておかねばならない。しかし、最近民刑事の解釋に於いて、ともに有力な學者によつて、條理は法律ではないけれども裁判所は條理を適用して裁判し得ると主張せられ、或は立法も此の傾向に沿つてせられつゝあるのは、私見によれば、これは漸く極端なる法治國思想の域から脱して、文化國の理念に移らんとしてゐることを示唆するものである。(註一〇)

さもあらばあれ、前述したモンテスキューの言の如く、『法律は聰明であると同時に盲目でもある』のである。

(註一一) それで、やがて、いはゆる「法の缺陷」(Rücken im Recht)といふことが叫ばれ出し、民事の方面に於いては自由法運動(Freirechtsbewegung)といふことが始まつた。それが刑事の方面にも影響を及ぼすとともに、『法律に於ける具體的妥當性』といふことが裁判に於いて要請され、そのために、裁判官は法規以外に「科學的自由探及」(la libre recherche scientifique)によつて事の本性(la nature des choses positives)に基づく法律を見出さなければならぬとせられるに至つた。(註一二) そこでは、Freie Rechtsfindungといふことが高調され、さらに「法律解釋の無限性」といふ主張にまで發展したのであつた。(註一三) やうして、結局、法規は單に裁判官に對する裁判に於ける一般的指針に過ぎないといふことになり、こゝに、初めて裁判官に對しても真正に法律の解釋といふことが許るされ得ることになつた。

惟ふに、法治國家に於いては——特に裁判に於いて——、法律解釋の非無限性、否な、法律解釋の限定性といふことは、法學上に於ける前述の消極的法律主義にまさしく妥當するものであつた。法律解釋の無限性といふことは、法律をしてその積極的機能性を發揮させる結果となり、従つて、法律の文化國家的機能を發揮するには好都合であるのであるが、法治國家に於ける法律の理念たるその消極的機能性の本質には相反するものである。それ故に、法學家に於いては、裁判官には法律の解釋は許るされるところではなかつたのであつた。しかし、裁判官にも法律の解釋が許るされるところではなかつたのであつた。しかしながら、裁判官にも法律の解釋が許るされるところではなかつたのであつた。しかし、裁判官にも法律の解釋が許るされるところではなかつたのであつた。しかしながら、裁判官にも法律の解釋が許るされるところではなかつたのであつた。

扱て、裁判に於いても、法治國思想から文化國思想へと國家の理念が展開せられるとともに、文化國家に於ける積極的法律主義の要請は、裁判に於ける裁判官の法律解釋による自由裁量權の擴大位では文化的にいよいよ複雜化したのであるが、法治國家に於ける法律の理念たるその消極的機能性の本質には相反するものである。それ故に、法學家に於いては、裁判官には法律の解釋は許るされるところではなかつたのであつた。しかし、裁判官にも法律の解釋が許るされるところではなかつたのであつた。しかしながら、裁判官にも法律の解釋が許るされるところではなかつたのであつた。しかし、裁判官にも法律の解釋が許るされるところではなかつたのであつた。

惟ふに、仲裁の制度といひ、調停の制度といひ、少年事件に於ける審判の制度といひ、皆ともに、それらは司法制度の補助的制度であつて、普通裁判所の外の特別制度である。さうして、それは、文化國家に於ける法律の積極的機能性を發揮させんとするための法律の人格への讓歩であると、わたくしは考へる。すなはち、法治國家に於ける如

司法保護事業の本質

く、人——特に裁判官——が法律を解釋することを得ずとして法律に縛られてゐる間は、法律はその積極的機能を發揮することは出来ない。されど、惟ふに、法律は、もともと、國家或は社會の文化を維持し之を増進するがために創定せられ、國家といふ強權力を有するものに强行せられる國家の強權裝置であるが、それは人類のために存在するものであり、人によつて活用されるものである。されば、その法律がその機能を積極的に發揮するには人格の助力を得ねばならないのである。要するに、法治國家に於ては、人——裁判官も判決を受ける者も——は裁判によつて法律に縛られてゐたのであつたが、文化國家に於ては人——裁判官も裁きを仰ぐ者も——は裁判に於いてもさうであつたが、さらに、仲裁、調停、審判等の制度によつて在來の消極的機能性しか有しないやうな法律から解放されることになつたのである。

抑々、仲裁といひ、調停といひ、少年事件の審判といふも、ともに一種の人格の裁判といふことが出来ると、わたくしは考へる。それらは、仲裁人、調停員、審判官の人格に對する信賴によつて事が解決せられるものである。(註一五) それは純法律的解決を理想とするものでなく、法律に人間性的なものを加味して事を圓滑に解決せんとするものである。換言すれば、それは裁判への人間性の加味であり、法律への人間的要素の移入であり、法律學への人間學的なものゝ注入である。まことに、かつては、法は人格の創造者であると考へられたもの自然でもなく、神でもなく、實に人間社會、人間そのものであつた。されば、法律に人間性が注入加味せられることによつて、法律は、ますます人類の福祉の増進といふことに適應し、それに役立つとともに、法律自體が進化をとげることになる。これが、或る意味に於いて文化國家の法律の特異性なのであるが、仲裁といひ、調停といひ、審判といひ、ともにかかる見地からみて裁判に於ける法律の人格への讓歩といふことが出來やうかと、わたくしは思ふのである。それはそれとして、仲裁制度の歴史をかへりみると、其の沿革は極めて古く、社會の幼稚なる時代から存在し、殊に司法裁判所の設置以前から存在したといはれてゐる。(註一六)(註一七) 蓋し、當事者間に争議を生じた場合に實力によつて事を解決するのも一方法であらうし、又神意によつて理非を決するのも一方法であらうけれども、中立の立場にある友人、其の他の第三者の判断に委す例を生じたのは最も自然のことである。されば、仲裁制度は既に司法制度の完成した後に發生したものでなく、其の歴史的起源は、むしろ、司法制度完備以前にあつた。(註一八) それは、夙くギリシャの古に於いて存在し、ローマ時代に於いても一般に行はれてゐた。その後イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ合衆國に於いて繼受的な存在を見たのであつたが、其の異常なる發達をなしたのは、前記各國とも大體古くても最近數十年、新らしきは最近數年來のことである。(註一九) さうして、此の仲裁制度が極めて最近までさしたる發達もせずゐたといふことを、われわれは、注意せねばならない。蓋し、その理由は、その後司法裁判制度が完備したことによるところ極めて著しいものがあるのであるが、一面法治國家に於ける法律至上主義、従つて裁判至上主義の思想が民事の方面に於いても影響して、嚴正に法律——成文法——による裁判に於ける解決方法が尊ばれたからである。前述の如く、仲裁制度に於ける仲裁人は必ずしも法律を厳格に適用することを要しないで、それぞれの當該事件の價值、事情に従つて自由に判断することを特徴とする。されば、法治國家に於ける極端なる成文法至上主義の思想から之を見れば、裁判上の特別の制度として之を採用することが出來ないこと明白である。

しかし、前述の如く、法治國家から文化國家に國家思想が進展するとともに、社會が文化的に複雑となり、法律にも缺陷あることがわかつて、必ずしも裁判に於いて、實際にその具體的妥當性を満足せしめることが容易でないとせられることになつて、こゝに、成法の運用に關する普通裁判所の機能を補ふものとして仲裁制度が極めて最近に至つて發達して來た。(註二〇) しかも、仲裁制度は、いまや、ますます發展し、それが國際化されて國際的の制度にまでの運動が行はれつゝあるに至つた。

司法保護事業の本質

つぎに、調停の制度もノルウェー、デンマーク等の北歐諸國に於いては比較的古くから行はれてゐたが、其の他の國に於いては之また最近發達した制度である。（註二一）わが邦に於いても、調停制度が始めて施行せられたのは大正十一年の借地借家調停法である。その後踵を接して諸種の調停法が制定せられたこと人の知るところである。（註二二）かくの如く、民事制度の方面に於いては、裁判至上主義の思想は漸く動搖の徵を示し、裁判制度の缺を補ふ補助的の特別制度として發達して來た仲裁、調停の兩制度が、いまや、裁判制度の領域を蠶食し、裁判制度に代はつて、ますます、その制度的價値を高めんとするに至つた。これに對應して、刑事制度の方面に於いても、裁判至上主義の動搖は少年事件に於ける審判の如き制度によつて示唆されるに至つた。いまや、少年事件に於ける審判の如き制度が裁判の領域を漸次狹少ならしめんとしてゐるかにみえる。前述した刑事訴訟法の少年法化の現象の如きがこのことを顯著に示唆してゐる。さらに、われわれは、このほかに起訴の便宜主義、すなはち、起訴猶豫等の制度の如き、或はさらには謂はゆる微罪不檢舉の制の如きが案出されて裁判中心主義の原則を動搖させることになつたことを注意せねばならない。抑々、第十九世紀の刑事訴訟法は裁判官の擅斷を排斥すると同一の精神から検察官の擅斷をも排斥する意味に於いて、刑事訴追に關して法定主義（Legalitätsprinzip）を原則としたのであつたけれども、それが國家思想の變遷による刑事政策的な理由から、其の原則が疑はれ、いまや、漸次便宜主義（Opportunitätsprinzip）を認めつつあるのである。（註二三）わが刑事訴訟法がその第二七九條に明文を以て便宜主義を承認したことはいまさら言ふまでもない。刑事上に於けるかゝる趨勢は刑政の制度に於ける重點をして裁判から、さらに他のものに移動させることになつたのである。

かゝる裡に、刑事思潮の方面に於いては、世界大戰後刑政に於ける重點を裁判から行刑に移行させることになつた。かやうな現象は大戰後の諸種の刑事國際會議或は列國の刑事法の改正事業等に之を見ることが出来るのである。

恩師牧野博士が此の現象に名付けられて「刑法に於ける重點の變遷」とせられてゐるのがそれである。（註二四）抑々、行刑が識者から注意を向けられたのは古くからのことである。警察國に於ける刑罰の擅斷主義は當然に行刑の峻嚴苛酷を伴つたのであつた。此の峻刑主義が行刑の緩和化を企圖せしめ、延ひて監獄改良運動にまで導いたのであつた。ホワード（John Howard）によつて先鞭をつけられた監獄改良或は行刑の改良といふことも、監獄の改良といふことより、慈惠的な人道的立場からなされたものであつたが、その後行刑の改良といふことも、監獄の改良といふことも、ともに科學的な理論的見地からなされるやうになつた。行刑の方面に於いても中世警察國家時代に於ける峻刑制度は變遷を重ねて十九世紀には自由刑の制度を原則とするに至つた。さうして、要するに、此の峻刑制度から自由刑制度への變遷は刑罰、行刑の緩和化であるとともに、行刑の技術化を意味するものであつた。すなはち、自由刑は刑罰が本質的に所有してゐるその害悪性を調節緩和するとともに、犯罪人をしてなほ社會的に復歸させやうとする目的の下に創始されたものである。自由刑のもつかくの如き意義は刑罰の應報性を稀薄ならしめるとともに、犯罪人に示唆してゐるものである。犯罪人について、なほその人格を尊重し、之を維持せしめんとする倫理的、道義的價値を示して社會的復歸を促進することを意味するのであるが、刑罰に對するかやうな要請は、さらにより技術的な、より合目的的な假出獄の制度、執行猶豫の制度、起訴猶豫の制度を案出せしめたのであつた。こゝに於いて、前述の如くの如くにして、いまや、刑事政策が大いに重要視されることになつたのである。

抑々、刑事政策なる名稱はリスト（A. Lissz）の創案になるものであり、刑事政策そのものはリストとともにイタリヤ學派の創始になるものとせられるのであるが、十九世紀に於ける刑事政策の發達は前述の假出獄の制度、刑の執

司法保護事業の本質

行猶豫の制度、起訴猶豫の制度を案出したのである。（註二五）（註二六）さうして、以上列記の諸制度は、いままほ大いに活用され、その刑事政策的制度の價值を顯著に發揮しつゝあるところであること周知の事實である。わたくしは、わが邦に於いても、年々如何に多くの人々が之等の諸制度、わけても、執行猶豫、起訴猶豫の制度の恩恵を蒙つてゐるか、その巨大な數字を擧げることは煩はしきまゝに敢てしないことにした。

しかし、われわれは、刑事政策から案出された假出獄の制度、執行猶豫の制度が、いま大いに活用せられ、その制度が豫期した以上の效果を擧げつゝ刑事政策的價值を、ますます發揮してゐる所以を深く三思してみなければならぬ。惟ふに、以上の諸制度がその制度的價值を發揮したことのしかく大なる所以は、實に、之等の諸制度が保護觀察の制度（Probation system）を案出し之と結合せられたがためであつた。このことは、わけても、アメリカ合衆國に於ける執行猶豫の制度が保護觀察と結合して發達したことに就いて考へてみれば首肯されるところである。（註二七）まことに、保護觀察の制度を豫定せざるとき、假出獄、執行猶豫等の制度はその刑事政策的價值を半ば以上減することになるであらう。かやうにして、いまや、司法保護といふことは、それが從來あつた以上に價值づけられることになり、評價されねばならぬことになつたのである。いふまでもなく、保護觀察（probation, Schutzaufsicht）といふことは司法保護の一方案なのである。（註二八）

かやうにして、司法保護といふことが最近の刑事政策の要求によつて、新しく重要にして不可缺な方案として汎く承認されることになつた。もとより、司法保護は釋放者保護（Entlassenfürsorge, patronage）として、その一部分は夙くから必要性を認められてゐたところであつた。しかし、假出獄や、執行猶豫や、起訴猶豫の制度を案出した刑事政策の發展は、いまや、前述の如く、司法保護の制度を刑政に於いて全面的に必要不可缺のものとして制度化するに至つたのである。さうして、刑政に於ける重點は、いまや、私見によれば、司法保護制度に移らんとしつゝある

かに看取されるやうになつた。それが個人的な慈惠的な立場のものから、いまや、國家的なものに制度化されることを要請されるに至つた経路は、わたくしが前段に詳述した如くである。かくて、司法保護の制度は、いまや、刑政に於ける不可缺の一職能として、刑政に於ける全體系中の一定位を確立したのである。すなはち、司法保護は検察、裁判、行刑の次に位して、それらと並んで一聯の刑政の體系を形成することになつた。かくの如きが、實に、刑政の歴史的發達の過程に於ける司法保護制度の發達史である。

以上敘述し來つたところは司法保護制度の具體的、現實的な發生史的考察であつたが、之を理論上から考察しても司法保護といふことは制度として存在の理由と價值とをもつものである。

刑事法學に興味をもたれる人々には既に知られてゐるやうに、一九一五年ロンドンで開かれた第九回國際監獄會議（IXth Congrès penitentiaire international）に於いて、當時のイギリスの内務大臣、ジョインソン・ヒックス氏（Johnson Hicks）は次の如く述べられた。曰く、「從來は、政府は犯罪人を逮捕して之を監獄に投じたとき、社會に對する責務が全うされたと信じてゐた。しかし、今日では其の時を以て責務が終了するのではなく、却つて、そこからといつて、人間としての權利までをも喪失するものではない。蓋し其の囚人が其の刑期を終了し釋放された時、市民として、社會に於ける自己の義務を完うしたといふことは出來ない。それは、ひとり社會に對する責任に於いて缺けるところがあるのみでなく、また、實に囚人そのものに對しても責任を盡したものではないのである。囚人の匡正にして可能ならば、之を精神的且つ身體的に改善することが義務でなければならない。かくして、はじめて、善良なる市民を其の

司法保護事業の本質

身體及び財産に對する侵害より保護すべき義務が果たされる。さうして、此の方法によつてのみ國家のその責任が盡されることになるのである。』と。わたくしは、はなはだ不遜なことであることを怖れるのであるが、もし、わたくしに、右のジョインソン・ヒックス氏の口吻を似ねることが許るされ得るならば、わたくしは、次の如く言つてみたのである。曰く、『從來は、政府は犯人を出獄せしめたとき、社會に對する責務が全うされたと信じてゐた。しかし、今日では其の時を以て責務が終了するのではなく、却つて、其處に、さらに新らしい重い責任が発生する。それは、其のた。國家が犯人をして出獄せしめた場合には、國家に對して、さらに新らしい重い責任が発生する。それは、其の出獄者（釋放者、假出獄者）に對し、之をして完全に社會に復歸せしめ得るやう適當なる保護を加へるといふことである。犯人がひとたび獄囚としての處遇を受けたからといって、人間としての權利、すなはち、善良なる國民として、社會人として國家、社會に復歸するの權利をまでも喪失するものではない。若し、其の囚人が其の刑期を終了して釋放されたとき、國民として、社會人として國家及び社會の一員として——實に、それは國家及び社會の有用なる一員として——復歸することが可能でない如きことがあるならば、國家は決して其の責任を完うしたといふことは出来ない。それは、ひとり國家みづからに對する、また、社會に對する責任に於いて缺けるところがあるのみでなく、また、實に釋放者そのものに對しても責任を盡くしたものではないのである。釋放者の社會的復歸にして可能ならば、之を精神的且つ物質的に保護することが義務でなければならない。かくして、はじめて、善良なる國民を、また社會の人々を精神的及び物質的に其の侵害より保護すべき國家の義務が果たされたものにならず、國家みづからに對する義務も完うされる。さうして、此の方法によつてのみ國家の其の責任が盡くされることになるのである。』と。

惟ふに、釋放者保護が國家の治安、犯罪の豫防（特に再犯の防止）、刑罰の目的に對して重大な意義をもつてゐることは、いまや、疑ひないところである。もし、正しい釋放者保護が刑罰に連繫しないのならば、刑執行の教育と改

善への傾向への轉換は、ゲルハルト・ヤコビーのいふ如く、まさしく、その轉換の目的を誤つてゐるといはなければならない。（註二九）蓋し、監獄内で始められた改善は釋放されて初めて證明されるからである。しかも、釋放者の大部分にあつては明瞭に精神異状が存在してゐるといはれてゐることを、われわれは反省しなければならない。その精神異状は大部分拘禁から自由になるまでの非常な激變に關係してゐるといはれる。（註三〇）まことに、在囚者は規則と命令づくめの生活をしてゐたのである。彼の全生活は他人によつて規制せられてゐた。彼は最も厳密な日程、獄則及び労働量に隸屬してゐた。彼はかくして歩一步と改善されていつたのである。彼は宿泊所と扶助とを得てゐた。彼は金錢にも、アルコールにも、さうして、女性にも絶縁されてゐたのである。累進制の行刑は刑の終りに近づくに従つて寛大になるが、しかし、事實は釋放の瞬間に凡てのことを逆轉して終ふといはれてゐる。それは、彼には其の一日を規制する何等の規則もなく、仕事もなく、さうして、大抵の釋放者には宿泊所もないといふことである。釋放者には金錢も自由であり、アルコールも、女も自由に得られる。しかも、彼には俄かに指導者がなくなり、束縛がなくなつたのである。さうして、彼が自由な身になつたことは、精神的反動の法則に従つて、放縱が異常な勢於いて全體的、心理的素質の異常が高められてゐることを忘れてはならないのである。しかも、彼等に對しては一般にあるとは考へない。しかし、かやうなことから、大部分の釋放者には、必然的に、さらに釋放後の指導が必要であるといふことを確信するものである。すなはち、釋放者には釋放後の優しい、細心な、さうして、強い助力が必要になるのである。まことに、釋放者の將來にとつては、その釋放されて自由を得た最初の日、否な、實にその第一の瞬間が決定的なものとなるといはれてゐる言葉を、われわれは、深く至言とせねばならぬ。（註三一）要するに、國家

司法保護事業の本質

は、刑期を終へて出獄した釋放者に對して、その刑執行に於いて行つた教育と改善をして效果あらしめ、その最初の目的——有用なる國家、社會の一員として還元復歸せしめる——を達せしめるためにも、また、釋放者をも人としてその人格を認め、國家、社會の一員として還元、復歸するの權利を尊重するためにも、さらに、社會に對して犯罪を防止するといふ義務を完うするためにも、釋放の瞬時から釋放後の保護、指導を與へるの義務が生ずるのである。

つぎに、假出獄者、起訴猶豫者、執行猶豫者がその宣告を受けたとき、彼等は未だ完全に匡正されたのではなく、従つて、彼等の債務はなほ完全に支拂はれてゐるのではないことを、われわれは、充分反省してみなければならぬ。抑々、假出獄、すなはち、パロール (Parole) といふ言葉は「約束の言葉」或は「保證の言葉」といふ意味である。此の言葉の意味についてみても、假出獄者の債務は、なほ未だ完全に支拂はれてゐないことを表現してゐるのである。之を國家の側についていへば、假出獄、執行猶豫の宣言をなすことによつて、國家の責務も、また完全に終了したものでないことを意味する。すなはち、國家は、假出獄者、執行猶豫者等を保護、指導して假出獄、執行猶豫、起訴猶豫の宣告をなしたその目的を達成せしめなければならないのである。かやうにして、國家は假出獄者、執行猶豫者、起訴猶豫者に對しても司法保護を行はねばならぬことになるのである。 (此項未完)

(註一) 「法律なき裁判」につき山本學士牧野博士共著「法律、裁判及實生活」第二頁以下參照。山本學士曰く、「裁判は法律に依り之を爲すことを得ると同時に、又法律に依らずして、單に裁判官の意思に依つて之を爲すことも出來るのである。尤も、恐らくは、如何なる往昔の素朴な裁判と雖も、何等準據すべき所の行爲の規則又は決定の主義なくして、全然裁判官の意思が裁判官の意思として適用されたといふことはなかつたであらう。併しながら、それと同時に如何に綿密なる規定を有する法制の下に於ても、全然裁判官の意思感情を交へずに、規則に依つてのみ裁判が行はれるといふことも亦あり得ないことがある。されば、此の二要素は如何なる裁判にも見ることを得るものである。併し、いづれにしても、「法律なき裁判」といふことは考へ得られることであり、又、それは從來存在したが如く將來に於ても、而して、如何に發達せる法制に於ても、或程度まで存在すべしといふことを主張し得るのである」と。(前掲第二頁) 然り、「法律なき裁判」といふことは、いづれの時代の裁判に於いても存在するであらう。しかし、夜蓄國家或は警察國家の時代に於ける裁判に於いては、特に之が專擅的に行はれたのであつた。このことが警察國家の反措定として法治國家の思想を發生せしめた原因であつたのである。

(註二) Montesquieu, *Esprit des lois*, livre VI, chapitre 3.

(註三) この裁判に神性を附加し之を神聖視せしめて裁判の權威を保たうとする遺法は、わが邦に於いても、「湯起請」として「探湯」の遺風が後世に迄ながら傳へられたのである。なほ、イギリスに於いても中古に行はれた *ordeal* は一種の試罪法であつて、わが邦に行はれた探湯と同じ如きは興味あることゝいはねばならない。

(註四) 西洋中世に於いても、わが德川幕府時代に於いても、その裁判は一片の「重々不届」「不届至極」式の言辭によつて、裁判の審理を盡くすが如きことは全くなく、刑罰に處せられたものゝ多かつたことは、既に知られたことであらう。

(註五) 「法律による裁判」とは或る程度まで固定的になつてゐる標準に依つて裁判することであつて、各人は此の標準に依つて、事前に其の據るべき所を知るとともに、事件の起つた際には、之に依つて、公平なる取扱を受けるといふ確信を持ち得るものである。換言すれば、「法律による裁判」とは法律に依り出来るだけ非人格的 *impersonal* にして平等 *equal* 且確實 *certain* なる裁判をなすことである。(山本學士 前掲第一五頁参照) それ故にこそ、「法律による裁判」は「豫知」を尊び、「安全」を欲する法治國主義に於ける裁判の原則として尊重されたのである。(拙稿「刑政」十月號、第二三頁参照)

(註六) 抽稿「司法保護事業の本質」刑政第五卷第一〇號第一二一頁及第一三三頁參照。

(註七) Montesquieu, *Esprit des lois*, livre XI, chapitre 6.

(註八) Montesquieu, *Esprit des lois*, livre VI, chapitre 3.

(註九) 穂積博士 改訂「民法總論」第四六頁參照。

(註一〇) 例へば、民事に於いて穂積博士前掲第四六頁以下、我要教授「民法總則」(民法講義I) 第一七頁、牧野博士 重訂「日本刑法」上卷第六七頁以下等。

(註一一) 前掲(註七) 參照。

司法保護事業の本質

(註一一) 牧野博士「科學的自由探求と進化的解釋」参照

(註一二) 牧野博士が法律解釋の無限性といふことを說かること既に久しいものがある。なほ、拙稿「少年福祉より見たる

斷種論の文化的意義」刑政第五二卷第三號第三二頁参照。

(註一四) 刑事訴訟法の少年法化といふことに關しては、わたくしは、既に拙稿「少年法に於けるカリタスとユースチア」

(「少年保護」第二卷第七號第二四頁 參照) に於いて少しく論じてみた。

(註一五) 法律の人格に對する讓歩といふこと及び少年事件に於ける審判は審判官の人格に對する信賴であるといふことを、

わたくしは、また既に、拙稿「少年法に於けるカリタスとユースチア」(「少年保護」第二卷第八號第二九頁註一二三 參照) に於いて論じておいた。

(註一六) 仲裁制度に關し詳しく述べは 池田博士「仲裁と調停」を見らるべし。

(註一七) 池田博士 前掲 第六頁

(註一八) 仲裁制度の起源については池田博士前掲第六頁以下に詳し。

(註一九) 池田博士 前掲 第二八頁

(註二〇) 池田博士曰く、『抑々、成法は正義の具體的準則なり。然れども複雑窮りなく、變化止むなき百般の世相に對し、普汎にして遺漏なき準則の制定は、到底之を人則たる成法に望むべからず。されば成法は實際上、法的正義の全般を表彰するものに非ずして、實に其一端を示すに過ぎず。此傾向は成法進化し、法條の規定細密の度を加へ、其包容力を縮少するに從ひて、愈々益々顯著となるに至れり。而して成法の改正は實際上容易の業に非ず。殊に近世の發達したる法典に於て然りとす。されば學問上成法に缺陷ありや否やは、學者究理の問題としては格別、實際家の立場よりするときは、殆んど問題とするに足らず。是れ法の解釋適用の權限に關する自由法說の生じたる所以にして、佛の「ゼニ」以來の自由法學說は、從來の學說上認められたる解釋の範圍を超越し、寧ろ立法の領域に屬するものと認めたるものに對し、學理上の根據を與へむと試むるものに外ならず。今自由法の諸説に對して之を批評するの遑なしと雖も、此種の學說は未だ以て成法運用の實際的指針と爲すことを得ざるなり。茲に於てか普通裁判所と相並びて、成法の規準と成法以外の法的正義の示す所を斟酌して、合理的解決を爲すの制度を必要とす。仲裁の制度

は正に此使命を有するものなり』と。(前掲第三六頁以下)

(註二一) 調停制度はノルウェーに於いては今より約百三十年前、すなはち、一七九七年クリスチヤン七世の代に始まつたといはれる。アメリカ合衆國に於いて調停制度が始めて採用されたのは一八九三年の北ダコタ州の立法に於いてあるとされる。

(註二二) わが邦に於いては大正十一年に施行された借地借家調停法が成績頗る良好なることに鑑みて、小作爭議調停法が制定され大正十三年十二月から施行された。また好成績なるによつて、その後調停法の精神は燎原の火の行く如き勢で普及し、いまとや、調停法の制定を見たるもの、右二法の外、曰く、商事調停法、曰く、金錢債務調停法、曰く、労働争議調停法、曰く、人事調停法等である。

(註二三) 小野博士「刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及び其他」第七五頁参照。

(註二四) なほ拙稿「刑政と少年保護について」三田新聞第四一五號参照。

(註二五) 起訴猶豫の制度はその制度の精神に於いては執行猶豫の制度と同一に出づるとせられる。此制度は沿革的には十九世紀中フランスに於いて認られたものといはれてゐる。

(註二六) なほ、此の外に十九世紀の刑事政策は刑の酌量減輕の制をも案出したことを忘れてはならない。

(註二七) アメリカ合衆國に於ける宣告猶豫制度は一八七八年のマッサチューセッツ州の立法によつて採用せられたのを附めとし、それは保護觀察制度と結合されて漸次發展し諸州に廣まつたものである。

(註二八) イギリスに於いても、宣告猶豫制度は漸次保護觀察制度と結合して發達することとなつた。すなはち、Howard Association がアメリカ合衆國の保護觀察制度を採用すべきことを建議したのを採用されて一八八七年に Probation of First Offenders Act. (初犯者保護觀察法、又は初犯者考試法ともいはれる) が制定された。後さらに一九〇七年に Probation of Offenders Act. (犯罪者保護觀察法) が制定された。しかし、此の法律は後さらに若干の修正を受けた。その改正法としては、Criminal Justice Administration Act, 1914. Criminal Justice Act, 1925. Children and young Persons Act, 1933. 等がある。かくして、イギリスに於ける宣告猶豫制度は一八七九年の Summary Jurisdiction Act. (簡易裁判法) に於いて始めて法規化せられたのであるが、イギリスに於いても此の宣告猶豫制度は漸次保護觀察制と結合して發展した。

司法保護事業の本質

(出II九) Stier-Somlo und Elster, Handwörterbuch der Rechtswissenschaft. II. Band. 1927. Artikel. « Entlassenenbehandlung » Gerhard Jacobi. S. 279.

(出III〇) G. Jacobi, ibid.

(出III一) G. Jacobi, ibid.

懸賞當選論文

吾國に於ける行刑の指導精神

(論文)

—二等當選—

三重刑務所

橋

本

義

二

- 一 緒論
- 二 吾國體と肇國の精神
- 三 國家と刑罰制度
- 四 吾國の刑罰史
- 五 行刑の任務
- 六 今日の行刑
- 七 結論

懸賞當選論文

一 緒 論

國家存立の根基は其國力の涵養にある。國力とは物心兩方面的綜合力であつて一國の存立に資すべき源泉としては物質資源と人的資源竝に是が運營に必要なる力をなすものと言へやう。物質資源の開發と共に人的資源の育成こそ實に國家繁榮の要諦であり國民福祉増進の條件でもある。而して物質資源に就いては人文の發達に伴ひ自然界の發見と共に發明考案による增殖多産の可能なるもの少しとせざるも人的資源に至つてはあながち同一理法に依據する能はざるものがある。人的資源の保育擴充については智育德育體育は固より各種技藝の養成に至る迄凡ゆる廣義の教化作用によつて其完成を期せねばならぬ。就中國民精神の剛健協同は國家盛衰の岐るるところである。國家の興亡盛衰は一つにかかる國民精神の剛健協同にあることは古今東西の歴史に徴してもその例實に枚舉に遑がない。古くは中歐ローマ然り蒙古然り支那五千年の歴史亦然りである。我國が今日皇基を恢弘し國威を宣揚すると共に東洋の平和を維持し隣邦民族を救濟すべき國是を實現すべき未曾有の重大時局に當面して國家總動員が叫ばれ國民精神作興強化運動の喧傳さる所以亦實にここに在るものと考へる。文化發達の過程に於て各般の事象次第に専門化し分化分歧を促進し社會の分化傾向は稍もすれば自己の立場に躊躇固執して全體を輕んずるの風兆亦無しとせず、舉國一致の重要性が益々緊度を加へ國民思想の剛健強化が愈よ要請さる時國民各個の修養訓練を基本として和協渾然全體的強化に到達せしめ以つて國家最高の理想に向つて邁進せねばならぬ秋に際會しその感を一層深くするものである。人的資源の擴充強化は敍上の如く國民個々の教育敎化即ち智德體育の外各種技能の鍛達による質的強化を基礎として全體的に強化の完璧を期せねばならぬのが一面この全體強化の體制を率し或はこの主旨に背馳するものの教化善導を圖ることは消極的教化作用として是亦重要な事に屬する。消極的強化作用の分野に於て犯罪の豫防と再犯の防遏は瞬時も忽せにすべからざる事柄である。行刑敎化の實を擧げて司法保護と相俟つてこの重要な人

的資源の確保に資し全體強化に貢献することは司法國策の全き遂行を期する所以である。古今を通して世界の各國が刑罰制度の改革に就ては國の歴史と國民思想乃至は國內諸般の状勢に即應しこれが有效なる運營に努力しつつあることは以てこの間の情理を解するに難からざるところである。我國に於ける行刑制度に就いて觀るも明治維新以來巧みに歐米先進國の長を採り以つて我短を補ひ今日にありては既に全國的に統一された組織運用については世界各國に比し遜色なき域に達せしのみならず寧ろ範たり得るに至つたのである。然りと雖も今日未曾有の重大時局に當り東亞の盟主たる我國が建國以來の尊き使命を遂行し光輝ある三千年來傳統の皇國精神を發揚し悠久の理想を實現すべき機會に遭遇し尊嚴無比なる我國體が明徴にせられ萬民輔翼の精神涵養が強調されて精神文化の各方面に於ける諸制度と共に我國固有の民族精神に立脚したる皇國獨自の行刑制度を確立し八紘一宇の大業完成の最高理想に順應せしむるの緊迫せし實狀を何人と雖も感得するに至つたのである、本論出題の趣旨も又敍上の意義を出でないものと考へる。然り而して行刑制度が他の法律制度と同様に人類社會の現象を對象とする精神科學の範疇に屬する以上社會發達の歴史を究明し内外東西の沿革を探究せずしてその改革を圖り進化發展を期すことは出來ない。よろしく人類社會發達の歴史的基礎の上に時代即應の制度が打ち樹てられねばならぬ。故に我國に於ける行刑制度を論するに當つては我大日本帝國存立の淵源に遡り肇國の理想と我國固有の民族精神を究明しその特殊なる民族性を基礎に國情に合致し時局の要請に應へ得る制度の樹立を考慮すべきである。この重大なる問題の徹底的な實際的な研究立論は制限されたこの紙面に於て克く盡し得ざるところである。よつて吾人は敍上の趣旨を根底として頗る概論的に制度の中核となるべき精神につき聊か卑見を開陳して見たいと思ふのである。

懸賞當選論文

二 我國體と肇國の精神

我大日本帝國は同一種族が漸次發展繁榮して今日の國家を形造るに至つたものである。國家はこの種族の發展と共に同一過程を辿つて發達し繁榮したが爲に國家存續の本能は種族の自己保存の本能と相一致する。そして同時にそれは種族保存の本能が最もよき意味に於て具現された場合であると言はれる。そこに國家として國體の崇高さがあり尊嚴さがある。上に一天萬乘の天子を推戴し忠良勇武なる臣民下に在つてこれを輔翼し奉る日本國こそ權力によつて強いて固められたその國民の生存に付いても甚しく危險を孕んだ他の多くの國家と異りこの天地自然の道理の自からなる具現による國である。悠久三千年の光榮ある歴史を開拓し世界の前面にその特殊性を發揮しつつその發展性を約束されてゐるのはこれが爲である。君民一體にして君萬民をいつくしみ給ひ、民獻身奉公の誠を致すと自然有機體の細胞組織に於ける作用と何等異なるところはない。親子の血統關係が君民の間に繼がれてゐるが爲に親に孝にして祖先を崇拜するは君に忠なる所以である。即ち孝即忠亦忠即孝である。血はあるゆる作爲を超えて宇宙原理につながる。ここに於てか我國では君臣の分は遼遠の昔より一定して少しも渝るところがない。即ち神勅に仰せられたやうに神代以來永劫にわたり 天照大神の御子孫の治めます國であり寶祚の隆んなること天壤と共に窮りなく皇室を大宗家として岐れ榮えて一大國家をなし萬世一系の天皇が飽くまで臣民の大親御であり統治者であらせられる。世界の他の國王元首の如く權力者が征服したものでもなく人民の推舉したものでもなく亦契約によるものでもなく全く自然發生的に成立したものである。我國體の本義はここにあつて萬邦無比とするところまた實に茲に存するのである。従つてその肇國は天地大道の顯現である。我皇室は天神の元胄をもつて神貺の邦土に君臨し給ひし古へより今に至るまで天地大愛の精神をもつて統治の大本とせられ大自然が萬物を生成化育して餘すところなきが如く皇室の御恩澤は一切のものに普及して國內の民悉くこれに浴し東西齊しくこれを仰ぎ禽獸鳥魚草木國土一としてこれに漏ることなく光被せらる。仁と言ひ仁愛と言ひ博愛と言ひ大慈大悲と言ふは皆この洪大無邊の御恩澤を現はした言葉である。斯くの如く尊き有難き國家統治の大精神は祭政一致によつて顯現されてゐる。我皇室は古來一貫して最も祭祀を重んじ給ひ祖神の垂示は皇祖皇宗の遺訓に顯はれ皇祖皇宗の遺訓は列聖の以つて政教の範となし給ひしところである。上意即神慮であつて上意より出づる治道治法は神慮の顯現である。政は祭より出で祭は政によつて完成する。祭と政とは一なるが故に天地の大道と合致する。畏多くも我皇室が天地の大愛を普及して八紘一宇の天業を完成し給ふは一つにこの道によるものである。我國民もまた祭祀を以つて臣民道の基本となし我等の祖先は神勅に従ひ皇室と共に神祇を祀り神慮を畏みて皇祖皇宗に仕へその天業を輔翼し奉つたのである。臣民として人道を全ふするは天業を輔翼するにある。要するに上意即神慮が發露して治道治法となり萬民神慮に従ひてこれを輔翼し奉るは肇國の大義である。この麗はしき尊き道は祭政一致によつて具現せられてゐる。これが我國の道の國たるまた神の國たる所以である。我國の尊嚴なる所以も亦實にこれに由るものである。この祭政一致の精神は我國固有の道であり道義立國の精神である。これを東西に普及して始めて道德世界を顯現し得るのでありこの目的の達成せらるる日が八紘一宇の天業の完成せらるる日である。この皇道を推弘して世界和樂の基を築くこれこそ肇國の理想であらねばならぬ。この大理想達成の爲に萬民忠孝一本を信條として肇國以來一君に仕へ天業を翼賛し奉つたのである。而してこの一貫したる國民精神は凝結して自己を中心とする思想を根絶する是れ即ち滅死奉公である。滅死奉公は國民一心同體の基であり總親和總努力の本である。祖先以來一貫して具有する滅死奉公の精神は神より享けたる血によつて繼がる、ものののみの内有する尊き精神であり名づけて大和魂と稱してゐる。大和魂は一朝有事に際しては勃然と擡頭し自己を滅却して公に奉じ平時は一切の職分に實現してわけ登る麓の道は異なるも何れも同じ建國の大理想に向つて邁進これ怠りないのである。神より享け神に仕へる精神を以て

皇道を推弘すれば必ずや八紘一宇の天業を成就し内外齊しくその慶びに浴し得るのである。凡ゆる教化もこの天業の翼賛に外ならずこれが指導の精神は建國の理想を根底とした萬民輔翼の精神でなくてはならぬ。

三 國家と刑罰制度

國家は刑罰によつて一般社會を防衛し以つて平和の保全と其繁榮を期せんとするのである。故に刑罰は古くより政治の一として考慮せられ最も文化低き國にありては刑政は唯一の政治であり社會保全の方法であつたのである。本論に於ては先づこの刑罰の本質と其目的を鮮明することを形式上不可缺とするのであるがこの點に關しては從來幾多の學者によつて説かれてゐるが故に實質的には縷々説の必要を認めないのである。依つて簡単に制度論に入ることにする。國家と刑罰との關係を言へば國家はその社會秩序維持の必要上生存を侵害する犯罪を抑壓する爲に刑罰權を行使するものであつて其目的は刑罰を以つて犯罪より一般社會を豫防警戒し犯罪ある場合はこれを處罰してその再犯を防遏し以つて更らに一般を警戒する所謂一般豫防と特別豫防の兩方面の目的を達成せんとするものである。乍而一般豫防に就いて更らに一般を警戒する所謂一般豫防と特別豫防の兩方面の目的を達成せんとするものである。乍而一般豫防に就いては刑罰以外の防犯施設即ち社會政策的、刑事政策的に考慮せらるべき幾多の方法がより效果的であつて刑罰の齎らす一般豫防の效果は頗る輕微なりと言はざるを得ぬのである。従つて刑罰の目的是主として特別豫防に重點をおかねばならぬ。即ち犯罪者を教化遷善してその再犯を斷念し良民に復歸せしめ社會の一員としての任務を全ふせしむる如くこれを再教育することにあらねばならぬ。目的主義の刑罰或は教育刑と言はある根據も全く茲にありと信する。行刑が消極的教化作用の分野に於て重要な所以も亦この點の期待に外ならぬ。この意味から應報威嚇の觀念の基礎に立つた死刑並びに體刑は共にこれを否定して専ら自由刑に期待をかけねばならぬことになる。國家の刑罰制度が應報威嚇から改善教化へと變遷の一途を辿りつつある今日に於て尙止むを知らぬ刑罰の本質に關する論争の餘地も自由

刑を外に語る何ものもないはずである。而してこの自由刑制度が合目的的に運用されて始めて國家の期待に添ふこととなり刑罰がその任務を全ふすることになるのである。刑罰制度をこの目的に合致して運用せしむるが爲にはその國體と國民思想並びに時代の思潮に適應せしめねばならぬ。刑罰制度が社會の實情に適合して運用される時、その國は繁榮し然らざる國は衰退せざるを得ぬと言はれる。従つて制度は時代に於ける社會狀態經濟狀態その他國內事情の如何によつて左右せられ種々の制縛を受けねばならぬのであつて決して國情に超然として一方の理想を追ひ得るものではない。結局國家最高の目的に合致し、立國の理想に従つて改革が行はねばならぬのである。故にあらゆる時代とあらゆる國民に共通する一般的な刑罰制度は存在し得ないのである。彼の我國とその國體に於て國民思想の根本に於て相違するソベエトロシアに於ける刑罰がその執行法たる勞働改善法によつて勞働中心のものに改革され資本主義要素の克服と社會主義要素の強化と言ふ國家の要請に對する重要な役割を課すこととなつて唯物論の國勞働者獨裁の國に相應しい特異な機能を備へた制度となつたと言はれ、また全體主義國家としてその國力の充實と民族保全に寧日なきナチス獨逸に在りて、その刑罰制度が應報的贖罪觀念に基く道義的責任論に立つて至つたと言はれる。即ちナチス刑罰の任務は専ら「獨逸民族の生存と生活力と増産力出產力並びに勞働上の平和を内面よりの攻撃に對して確保すること」であるとし、又殊に「ナナス獨逸にとつて犯罪人は不俱戴天の仇敵である。國家が人民の非常に重大なる犠牲を拂つて其存立の爲に惡戰苦闘を續けつつある秋喰ふか喰はれるかこの不俱戴天の仇敵に對してはいささかの寛恕も本觀念に於ては十八世紀式のそれとは大いに異なるものがある。彼の伊太利のベツカリヤを鼻祖とする舊派の應報刑は表面飽く迄も應報的正義の實現と言ふ道徳的な要求であつたがその蔭には個人の權利と自由を保護せんとする個人主義的な強い要求が潜んでゐたのであるが、ナチスが應報と贖罪とに期待せんとするものはかかる個人的な自由主義的

懸賞當選論文

な立場とは全然その趣を異にし國家がその國民に對する權力的統制を強化してその民族及國家を犯罪より防衛せんとすることに根ざすものであつて民族平和の爲の鬭争の一手段であるとし、從來の自由主義國家の自由刑法より國家主義民族主義に其中心を置きかへんとする政策の現はれである。右兩國家に於ける刑罰制度の改革が急激なる國內事情の變革に伴ふ所謂反動的現象とは言へ國家最高の目的と時代思潮が改革の根底をなしてゐることを看取し得るのである。また伊太利の新行刑制度に就いて見るも其重點が個人中心より國家中心へと移つてゐることが紹介されてゐる。即ちファシスト刑法の根本原理に従へば刑罰權は國家と共に生れ國家を保存し防衛する權利であり根本的にして必須欠くべからざる共同生活の條件を保證するものであるとしてゐる。共に他山の石となし以つて参考に資すべき幾多の點あるを知るのである。

以上の如く刑罰制度の推移をもつて各國家に於ける政治的動向を察するに容易なる程國家行進の上に本制度が重要性を有してゐるのである。乍然ここに注目すべきは敍上ソベエトロシヤが經濟目的の爲に勞働中心に修正し、またナチス獨逸が應報と贖罪による威嚇作用をもつて民族保全の手段としての刑罰制度を改革したとしてもその孰れもが刑罰のもつ教育的任務に多分の期待をかけてゐるのである。殊にナチスの少年行刑の如きは教化を主たる目的とし「全行刑は保護思想の下に立つ」として刑務官にも教育者としての能力を要求してゐることである。ここに刑罰のもつ共通普遍の本質的價値があるわけである。(一)

次に國家と犯罪者との關係を觀察するに犯罪者は國家權力に對する叛逆者であり社會秩序の破壊者である。これに對して國家が自からの権利を擁護し公共の安寧を維持するが爲に刑罰權を行使することは國家權力の行使であるがまつた反面にはその責務であらねばならぬ。即ち國家は國民に對して權力の主體であると同時に好意の主體でもある。而してこの好意の客體たる國民の中から犯罪者のみを除外すべき何等の理由も發見することを得ない。さすればこれに對して刑罰と言ふ一つの害悪を單純に權力として行使することは國家としてその責務を全ふしたものと言ふことを得ない。犯罪者と言ふ憐れな國民に對しては害悪であるところの刑罰をすら好意的な方法として須ひられることにより國家の權力は權威あるものとなり國家の權力が國民に對して好意に満ち溢れて行使されることによつて刑罰は道徳的な人道的なものとなるのである。國民の一員である犯罪者そのものの將來の運命に就いては國家に於て深き考慮が拂はるべきである。今日刑罰制度の中で最も重要な働きを遂げつゝある自由刑は實にこの國家の好意の顯現である。これに對して犯罪者はかかる國家の好意を受くる前に先づ自己の犯罪に對する人格的責任を反省自覺すべきである。この自覺反省なきところ國家の如何なる好意も成果を收めることを得ない。敍上の關係よりして今日では犯罪者を處罰した時から國家の責務が發生するとされる。即ち犯罪者を適當に處遇し教育すると言ふことでありこの關係が教育刑理論の根本である。國家と犯罪者並びに國情と刑罰制度の關係に就き一應我國の刑罰史に検討を加へて見る必要がある。

(一) ソベエトロシヤの刑罰制度に就いては、正木學士（行刑上の諸問題）中尾典獄（ロシヤの新行刑法に於ける作業中心主義、刑政第四九卷第八號）東典獄（行刑制度論、行刑論集）又ナチス獨逸の刑罰制度に就いては、牧野博士（行刑の國家的思想的意義、刑政第四八卷一號）正木學士（ナチスの刑罰制度と現代の刑事學、刑政第四八卷二及三號）木村教授（民族主義を基本とするナチス刑法、刑政第四八卷二號）東典獄（前掲）、伊太利刑罰制度に就いては、ナニエル、キヤンター（イタリヤの新行刑制度、刑政第四九卷一號）、

四 我國の刑罰史

我國は古來德治を以つて國家の大本とせる爲法制の見るべきもの頗る少なく 聖德太子の憲法十七條を制定せられ

懸賞當選論文

てより 舒明天皇以後法令の制定があつて始めて國家の法制稍備はるに至り、天智天皇の元年近江律令の頒布があり持統天皇の御代之が修正の事あり更らに文武天皇の四年忍壁親王及藤原不比等に勅して補修制定せしめられ大寶二年律六卷を頒布し 元正天皇の養老二年に律疏の制定があつた。これに刑罰に關する稍詳細なものがある。五種の刑其他の罰則がそれである。その後武家の政權を握るに及びては鎌倉幕府の貞永式目、足利時代の建武式目、徳川幕府の公家條目、武家諸法度、徳川百ヶ條等刑罰史に擧げられてゐる。明治維新の大業成るに及びては新律綱領に亞いで西洋家制を採用して數度の改正が行はれ今日に至つた事は説くまでもない。刑罰の種類にあつては上古の祓除、千座置戸の刑より斬絞の死刑體刑徒刑贖罪貶姓没官、武家制定の敵、手錠缺所閉門遠慮隱居押込預過料辨償等時代時代によつて輕重寛嚴幾改廢或は唐制に倣ひ或は佛教の宗旨に則り或は儒教の教化主義の影響を受け時に威赫を主とし或は勸善懲惡の主旨により、其執行方法にも幾變遷の跡を見るのである。(一)思想殺伐の戰國時代以降民意の顧みられざりし封建武斷の時代に於ては後述する如く以つて國家の刑罰となすを得ざるものさへ存するのである。この我國刑罰史を繙いて史實を究めることは亦意義深きことではあるが、かかる考證はここに意圖するところではない。この幾變遷の制度史に我國古來傳統の統治の大本たる祭政一致法道一如の精神が次第に法文化された輸入文化の影響によつて或は國內事情の推移によつて世界の各國に於ける革命時の改革と同様の跡を辿つたであらうかを静かに考へて見たいのである。

一般學者の説に觀るに刑罰が古代に於ける應報威嚇排害の目的であつたに對し我國にあつても勿論この例外であり得なかつたとされるのであるが少くとも我國刑罰の起源を探ねてそこに大いに異なる趣を知るのである。彼のゲルマ

ン刑法の發達はその起源を「復讐」に置くのであるが、我國刑罰の起源は實に神意の示現である。神代の故事に從ひ天孫降臨以來犯罪を天津罪、國津罪の二となし祓除によつてこれが消滅を得しめんとするものであつた。而して罪は

「つゝむ」又は「つつしむ」の言葉より起り何事によらず人の嫌厭する惡行、疾病災禍、醜穢等總て包み憚ることを悉く罪となし犯罪者は神祇の謹を蒙りて罰を受くるものなりとしこれに祓除を強制し一般には現實犯罪の存否にかかとある、是今日尙現存するところである。以來社會の惡事を防壓する爲に漸次他の刑罰を科するに至つたのであるが其起原はとりもなほさず祓除にある。即ち祓除は心身の罪惡を祓ひ禊ひて惡を轉じて善となし凶を轉じて吉となるにしてその起源が神意の示現であると言ふも敢えて牽強附會の言ではないと考へる。日本精神にありては神人同根である人格の理想化されたものが神格である。人間の踏むべき道は天道に合致する神意を人間生活に示現すること祀する時は鬼神の幽明も亦格思すべしとか誠は至情の道であり包み憚るところなき明心をもつて神に對する、そこ人が道德である。國家的良心に客觀的強制力を附與しこれによる修治が法律であるとされる。根本に於ては法道一如であるが天皇道によつて蒼生に布かれてゐる。即ち民庶に共同生活の規範を勵行して蒼生をして其性を伸べ其生を遂げしめ天心神意を示現し給ふのである。この非情に沿ねき天地化育に參する大仁、形相の醜も心身の荒穢も攝取して捨てざる神の愛が祓除以外の刑罰にも其基調をなしてゐるのである。歴史を繙いて知る如く謀逆の死罪にさへも大恩を垂れさせ給ひし慈仁の御事蹟は實に枚舉に遑がないのである。唐制に倣ひて制定された大寶以後の律に於ける五刑の制度の如きも道德維持をもつて基本とし八唐の刑制ありと雖も必ずしも之を科することなく一般に寛大主義を以つて犯

懲罰當選論文

人教化を目的とし裁斷に當つては六議の減或は老疾應侍等酌量減免に關する種々の制を設けられ、又弘仁格の序にも「蓋し聞く律は懲肅を以つて宗とし令は勸誠を以つて本とす」とあり、嵯峨天皇弘仁九年の宣旨は重罪につき死刑流刑を免じ代刑を以つてせられ「死者不可復生刑者不可復屬」とて死刑を廢止せられて以來三百四十年間死刑を見なかつたとある。武家の專擅によつて一時被覆せられたこの御聖旨は明治維新の大業成り王政復古するに及びて愈よ明らかに顯現さるに至つた。明治大帝維新回天の偉業完成せられるや刑罰制度に關する御詔勅の一節を拜するに、「神代以降二千餘年寛恕ノ政治ヲ以テ下ヲ率ヒ忠厚ノ俗以テ上ヲ奉ス大寶ニ至ツテ唐令ニ折衷スト雖モ其刑ヲ施スニ至リテハ常ニ定律ヨリ寛ニス其間政ノ汗隆時ノ治亂ナキニ非サルモ大率光被ノ德外蕃ニ及フ」と仰せられまた「今ヤ大政更始宜シク古ヲ稽ヘ今ヲ明ニシ寛恕ノ政ニ從テ忠厚ノ俗ニ復シ萬民所ヲ得テ國威始メテ振フヘシ頃者刑部新律ヲ選定セシメントス抑モ刑ハ無刑ニ期スルニ在リ宜シク商議シテ以テ上聞セヨ」と仰せられて紀元以來の統治の大本と歴代スルノ時仍テ茲旨ヲ體シ凡八虐、故殺、強盜、放火等ノ外異常法ヲ犯スニ非サルヨリハ大抵寛恕シ以テ流以下ノ罰ニ處天皇の御聖慮をも明らかに宣旨せられて以來今日更らに渝りなき事申すも畏多きことである。以て我國の一貫したる教化主義刑罰の基本觀念を窺ひ知るのである。彼の古き歴史に残る死刑の事實は殆んど天に弓引く者を誅せられたるのたゞひにして他の刑罰はその換刑なり、流刑或は驟又は徒は共に代刑であり輕減刑であつたことは史實に明かである。文献によれば死罪の内にも罪情稍輕きものは絞罪として罪定ると雖も春分より秋分に至るまでと大祝齋日はこれが執行を行はずこの間に於て恩詔によつて輕減赦免の特典に浴せしめるの望みを存せしめる等仁愛の聖旨は周到なものであつた。明治以降の屢々拜する恩赦令と思ひ合はすべきである。保元の亂後三百數十年來廢止せられた死刑のものが復活せしが如く說かれてゐるのであるが時恰も戰亂漸く起り同族相搏ち父子相反するの所謂非常の世態にありての干伐の餘燼と見るの外はない。而も保元物語や日本史によつて明らかななるが如く上意に基かざるものであり全くの私鬪と見るべきであつて其後に於ける武家專擅の殘虐極まる刑罰と共に今日の觀念よりする國家の刑罰制度と言ふを得ないのであるまい。北條泰時が制定して以來永く室町時代に至るまで效力を有し武家法制の基礎をなしたと言はれる「鎌倉幕府の御成敗式目」にても漸く其管轄内に限られたものであり足利時代以後の殘虐の刑殊に織田信長の荒木村重一族を焚殺したる或は尼ヶ崎七本松に於ける張付の如き自己の威力に抗する者に對する全くの私鬪である。(四) 德川幕府の諸制度が儒教の教化主義に則つて忠孝の義、父子主従の道を明らかにし大いに民政に意を用ひたとするも私怨に對する仇敵討ちを許した等は全くここにその因をなしてゐるのである。故に澤田撫松氏は其著變態刑罰史の序文に「人間が人間に刑罰を加へることは人間生存の變態であり刑法制定以前の刑罰は刑罰としても變態である」と言つてゐることは首肯すべきである。一族の繁榮を圖る爲の領主の法度や管轄内に限られた幕府の勢力保全のための専斷的なものは國家の刑罰制度と見ることが誤りであり刑罰そのものが犯罪である。それからあらぬか當時の儒學者、國學者の間に於てはこの刑罰に對する深刻なる批判が行はれ始め刑罰體系をして萬人平等主義の教育刑主義、人道主義を基礎に根本的な改革を行はんとする議論が急速に擡頭し次第に維新以降に於ける改革の素地が培養されつゝあつたと言はれる。(五)勿論その間にあつても朝廷に於ては及ぶ限りに於て仁愛の御聖旨を以つて民の安全を祈念せられたことに渝りはない。要するに我國に限つて刑罰の起原は神意の示現であり、造化愛の一面の作用である。古來唐制にされたのであるがその根本の觀念に毫も渝りのない事は疑ふべくもない。今日世界の文明文化を輸入すると雖もこれをもつて採精捕魂の手段とするはよし、統治の大本の確立せる我帝國にありては未來永劫この皇道を基調とする人道主義、教化主義の刑罰制度をもつて飽く迄これが運営に過誤なきを期すべきのみである。

(一) 我國の刑罰史に就いては山村仁（刑罰の變遷と贖罪制度、司法研究第八輯）小山松吉（我國に於ける懲役の沿

懲賞當選論文

革、行刑論集）岡部典獄（監獄の沿革、同上）細川龜市（日本固有法に於ける刑法思想、刑政第五一卷六及七號）東典獄（前掲）泉二博士（日本刑法）澤田撫松（變態刑罰史）

祓除に就ては陽春膚雜考（山村仁前掲）澤田撫松氏（前掲）

祭政一致に就いては、泰中將（マコトの道）平沼博士（祭祀と事業）穂積博士（祭祀及禮と法律）

足利時代以降幕政殘虐の刑及その執行の方法は、織田信長公記及太閤記の一節による。澤田撫松（前掲）

（五）儒學者、國學者の刑罰論、細川龜市（徳川時代の刑罰論、刑政第四九卷十一及十二號）以上参照

五 行刑の任務

如斯各國家に於て刑罰制度がその國情によつて或は國內事情の推移によつて改革を餘儀なくされつつもその目的が教育教化であることにはばかりではなく依然國家發展の途上に於いて重要なことは敍上によつて明らかにされたのであるが刑罰は決して至上のものではなく社會防衛の手段として他により有效的な政策の幾らもあることは亦前述の通りである。故に刑罰にしてその目的を達し得ないものはその價值なきものと言はざるを得ぬのである。然り而して刑罰の目的を達するはその運用に俟たねばならぬ。これが運用によつてのみ刑罰のもつ害惡をすら國家の好意の現はれとして貢献し直接には自懲を促し間接には他戒の効果を擧げ得るのである。そこで刑罰の運用は必ずしも刑罰を實行することではない。犯罪者を起訴することも起訴猶豫に附することも實刑を科することも刑の執行を猶豫することも假釋放をなすことも皆刑罰の運用に外ならない。この刑罰の運用宜しきを得て社會に犯罪ながらしめんとするのが刑事政策であつて行刑は刑事政策の重要な一部をなすものである。即ち自由の執行によつて犯罪者的人格を感化遷善し將來の犯罪より遠ざけ社會に對する人格的適合を計り一面一般社會人の犯罪的動機を制馴し被害者に對しては違法の侵害が看過せられざりし法の正義を示して刑罰の效果を最高度に發揮せしめんとする國家の期待を全ふすることであり犯罪者を處罰した時から發生すると言はれる國家の重い責務の遂行である。處罰者を適當に處遇し且つ教育して社會に於ける義務を全ふするに必要なる精神的身體的能力を扶殖增强することが其任務の全部である。

故に教育に必要な、適當なる方法は飽く迄その詮索を怠つてはならないし教育が不能であると見られる者に對しても全然改善の見込を捨ててはならぬ。その精神狀態及年齢境遇に應じて個別的に之を處遇し改善作用を徹底せしめねばならぬのである。この任務を全ふする爲には一應受刑者の法律上の地位言ひ換へれば國家と受刑者との法律關係を明らかにせねばならぬと思ふのである。

受刑者の地位に對する認識が向上して立憲法治國の國民が法律に基くに非らざれば自由其他一切の個人の權利を侵害せらることとなきと同様受刑者もまた法律によつてその地位を保證せられねばならぬとし、行刑全體を公法上の法律關係として理解しそれによつて行刑の法治國的構成を要求する即ち自由刑の執行を受くる者と雖もその科せられた自由刑以外の權利については一般國民のそれと全く同一で科せられた自由刑のもつ制限以外の何物をも奪ふことは出来ない。自由刑の執行によつて身體刑、生命刑、名譽刑若しくは財產刑となることは許されない。所謂自由刑の純化と言ふことが唱へられるやうになつたのである。國家が刑法に於て各種の刑罰を嚴然と區別し直接にも間接にも一つの刑が他の刑の領域を侵害することからしめ法律に定められたる刑をその領域に於て執行することによつて始めて罪法定主義の眞價があり立憲國の存在の價值が認められる。故に自由刑を執行するに際して必然的に他の刑をも司るに至ることのあることは法律によらずして法律に定むる以外の處罰をなすこととなり罪法定主義に反すると言ふのである。換言すれば刑罰の實質は刑法の規定に拘はらずその執行の内容によつて定まるものであるから時にはその執行方法の妥當ならざるが爲に自由刑が死刑體刑若しくは財產刑と擇ぶところなき結果を現出することとなきを保し

難いと言ふことである。(一)近時各國が自由刑の執行法を次第に法律として制定するに至つたのもこの理論に基盤を置くものである。我國に於ても行刑の根本法規として監獄法及同施行規則、行刑累進處遇令、監獄官制等がありこの制の執行規範であり又一面は受刑者にとつての保障法規もある。而して自由刑執行に關する此種諸法規は一面は行刑の機能を過度に發揮する場合は反つて自由刑の目的觀念を没却するに至ることに考慮を拂はねばならぬ。即ち受刑者の法律上の地位を確保せんとすることに極端にして受刑者と國家との關係を總て権利義務の法律關係とし行刑上各種の請求權を認むべしとするが如きは妥當ならざるものと言はねばならぬ。一例をもつてせば自由刑の執行は人對人の關係に置かねばならぬ。その執行に當る行刑の主體たる行刑官と受刑者とは恰も親子の關係の如く人情の紐帶によつて結びつけられ行刑官は國家の好意の代行者として愛情に満ちた親心を持つてこれを指導し受刑者はまた尊敬追慕であり教育は人と人との働きかけであると言はれるその基調を總て権利義務の法律關係と理解し或は権利義務を強く主張するが如き關係に置くことによつて斷絶することとなり信賴關係を對立關係におくことになつては行刑の任務を全ふし得ざるに至るからである。受刑者の權利の保證が強くなればなるほど、行刑の内容が法規化さるればされるほど行刑官と受刑者との關係は純粹な權利關係に退くが故にこの執行法に關する内容は法律的性質に鑑みて規律せらねばならぬのである。そこで行刑を法律的に見れば一つの行政である。即ち受刑者は自由刑執行中は特別の權力關係の下に置かれこの權力の及ぶ限りの不特定の行為を命ぜられ且つ強制せらるる特別な行政の客體であつてその行刑の主體たる行刑官廳の支配を受けその命令に服従せねばならぬ。行刑の實質は自由刑執行に伴ふ多數受刑者の紀律の確保、衛生の維持、受刑者の社會復歸を目的とする各般の教化作用を營むところの所謂刑務行政である。従つてこれに關する法規は行政法の特質たる合目的性の觀念に支配され自由刑執行の妥當なる手段方法を具體化したもので然もその執行をして合目的ならしむる爲の基準としての使命を有するものであらねばならぬ。殊に我國固有の刑罰執行の觀念が前節縷述の通りであるとすれば尙更ら行刑官廳の自由裁量を活用して具體的に妥當なる措置を講じ得る如く且つ行刑の目的觀念と相容るる限度に於て受刑者の保障法たらしめねばならぬ。(二)

けである。制度にあらず人にありと言ふ言葉はあらゆる分野に適用されるのであるがこの場合ほど適切に當嵌まるこ
とはない。極端に言へば行刑の任務は刑務官の任務なのである。さればこそよき行刑官は養成や教育によつて獲られ
るものではない。それは發見されるものであるとまで言つてその得難きを嘆かれるのである。今日の行刑思潮として
行刑は教育であるとする問題は最早や受刑者のみの問題ではなく刑務官の教育問題でもある。昨年五月フロレンスに
開催された國際刑法及刑務會議はその議題の一として刑務官の職業教育に關する問題が上程されたとある。刑務官の
職育と言ふも問題は深く刑務官の使命と刑務官たるべき者に要請さるべき資格に根ざしてゐる。行刑制度の如何にか
かはらず總ての國を通じて刑務官教育は行刑法の整備乃至行刑建築の發達にもまして重要な問題であるとされる。
(三)我日沖司法書記官の要請に從へば「刑務官は單に教養をもつばかりでなく、普通には見られぬ人格力を兼備しな
ければならぬ。即ち叡智と善良なる性格と寛大にして且つ冷靜な心情を有すると同時に懇切で慈悲深くしかも情に溺
れざる毅然たる態度を持し人心を察するに敏に批判することの瞭らかに事務に鍊達し規律を維持すると共に自らもま
た規律に服し得る底の人でなければならぬ。一言にしておよそ刑務官たるもののはことごとくその一切の行爲に於てあ
らゆる觀點から能く受刑者に範たるべき覺悟がなければならぬ」と亦難きかなである。想ふに人を指導し教化すると
言ふことは人格と人格との接觸面において否その接觸面においてのみその中心點を發見し得る。それは精神から精神

懲賞當選論文

への移入であり心が心を呼び醒ますこと以外の何物でもない。少くともさうした主要點を外にしては指導教化と言ふものは實は殆んど無意味に等しい。自己の人格の陶冶向上を圖ることによつて對者が個々に内有する長所特徴の涵養育成に自然的の影響を及ぼしその人格の向上を期待し得るのである。人間の生命は向日葵の如く常に光明を指して動いてゐる。自己が意識すると否とにかくはらず常に心は太陽を求めてゐると言はれる。この光明にめざす心をその個人のもつ長所特徴を觸手として光明の面へと誘ひ出さねばならぬ。故に生理學社會學生物學醫學等を基礎としての個性別とそれを基礎とする個別處遇の必要が生じその執行に際しても必然的に自由裁量に俟たねばならぬところが多いのである。斯くの如く教育教化と言ふことは人間の本能に即して行はるべきでありかくてこそ行刑の事業が可能となり同時に刑務官の人格的努力の如何によつてその任務遂行が全きを得るのである。結局行刑の任務は刑務官の任務である。

- (一) 行刑の純化に就いては、フロインテンタールの所説（東典獄前掲）正木學士（今日の行刑思潮、刑政第四二卷六、七、八號及行刑法改正の基本問題、刑政第四四卷、六、七、八號）
- (二) 刑務行政に就ては（東典獄前掲）
- (三) 刑務官の問題は、常盤敏太氏（行刑官吏の質と數、教育刑の回顧と展望、刑政第四四卷二號）正木學士（今日の行刑思潮、前掲）以上参照

六 今日の行刑

近代の行刑思潮は大體に於てクローネ及クラインに依つて提唱されたとする拘禁第一主義の時代を経て、リスト及クリークスマンの唱導にかかる作業刑時代に入り、彼の世界大戰を一轉機として更に教育刑思想の勃興を見るに至つた。リープマンにより教育刑理論の唱導されるやその後に於ける各國の新制度は實にこの思潮を基調として嶄新なる階級行刑令となつて現はれたのである、拘禁第一主義の時代にありては行刑の中心は拘禁戒護にありとして監獄建築が行刑上重要視され監獄の建築に一新機軸を開き從來の無秩序無整頓なる拘禁狀態を改善して嚴正なる獨居拘禁、夜間獨居及雜居拘禁の制度を確立し性年齢犯數刑名刑期により分界別異を嚴にし或は心身の發育狀況に應じ特設監獄を設置し收容中に於ける犯罪の傳播を防止し受刑者改善に一大進歩を見るに至り大なる功績を残したのである。然るに拘禁戒護偏重の缺陷漸く認識さる一方經濟狀態の變遷に伴ふ社會生活の公式の變革に依つて「働かざるものは食ふべからず」の言葉が行刑に於ても適用せられ職業教育としての作業労働が行刑の上に高唱せられ作業強制なきところ自由刑なしとまで極言せらるるに至つた。受刑者をして勞働意慾を喚起し作業技術とその趣味を有せしむることにより彼等の健康を保持増進しその所得を以つて國庫の負擔を輕減せしむると共に收容中又は釋放後の需要に充てその修得したる勤勉力行の習慣と技術の訓練とをもつて釋放後の生活を保障せしむるの效果を期待しこれによつて行刑の最高目的を達成せんとするのである。蓋し斯くの如きは作業教化の獨占する效果にして他の施設の得て企て及ばざるところである。然るにこれのみをもつては尙行刑の核心に觸れたものと言ふを得ないことになつた。作業成績優秀にして行狀善良なる模範受刑者にして釋放後幾もなくして再入するもの必ずしも尠しとせざるが如き、その環境の良否を借問する前に先づ以つて行刑は善良なる模範受刑者の養成にあらずして善良なる臣民の養成にあることの反省を促さるるに至つて作業偏重の誤謬も亦茲に認めざるを得ざるに至つた。結局科學的個性判別の基礎の上に立つ拘禁分類の妥當なる調節と共に作業強制による敍上の諸訓練と精神教育との圓満なる融合、即ち戒護の教化的任務と作業による生活技術の訓練を重用し精神教育を以つて無礙化したる教育行刑の組織が要請さるるに至つた。この要請を背負つて新らしく登場したのが教育刑を基調とする行刑累進處遇制度である。累進制度を受刑者の改善手段として行刑に採用

懲罰當選論文

するに至つたのは遠く一八二二年に於ける彼のオーストラリヤの流刑者に試みられたのを嚆矢とし爾來イングランド制或はアイルランド制と次第に各國に之を制度化し我國に在りても亦明治五年の監獄則に既にイギリス流の累進制が綴制せられ懲役はこれを五等に分ち刑期の經過につれて階級を進め戒具を寛和するの方法を採用して以來監獄法が改正せられ法に明文なきに至りし後も或はイングランド制を探り或はアイルランド制を入れ各監獄に其制度を施行しそるたのであるが全國的に統一された立法を見ざりし爲に稍もすれば形式的な處遇方法として取扱はれ諸種の優遇を按配することによつて其目的を達せんとし收容期間を數個の階級に分ち最初は嚴正なる獨居拘禁による處遇を施し次に雜居拘禁によつて處遇を寛和し更に半自由の拘禁をして最後に假釋放を結びつけ慾望と希望を段階と共に按配調節し優良なる條件に進むことによつて人類が進化するものとの考へにさへ陥り所内處遇の差等階が制度の中心たるの觀さへも呈するに至つたのである。(一)

然るに刑罰が教育的作用を行ふことにより有意義であることが愈よ明らかにされるに及び累進制度の意義に大なる異變を來したのである。從來の外形的な形式的な處遇法の誤謬が指摘せられ、内實的な精神的な現象が累進制度の重點とされるに至つて階級に従つて處遇の厚薄を必要とすることは責任感の多少による重點に附隨すべき處遇條件でなくてはならぬこととなりそして從來の利己的累進制の弊を避くる爲特に累進制度の目的が明らかに叫ばれるやうになつたのである。我現行行刑累進處遇令の如きはこの點に於て時代の要望を擔つて立つたものと言ふべきであらう。この意味に於て我行刑累進處遇令の語ることは即ち今日の行刑を語ることである。

同令に於ては先づ刑罰の目的殊に自由刑執行の最後の目的たる受刑者をして社會共同體の一員たるの資格を作らしむ教育方法を司ることを明らかにし自力改善を促進せしむる必要上特にその發奮努力を生活向上の測定の基礎とし常に自己を凝視して人生の嚴肅を悟らしめ良心に訴へて行動せよと訓へ且つ業せしめ之を獎勵することを眼目とし最後

に自治信任的の段階に於て善良なる行績の人々にとりてこの上なき光榮として感得せらるべき自由を與へこの處遇に到達するまでの各階級も結局はこの祈念の空しからざらん事を望むための階級として暫時自己を内省せしむる道程としてゐる。かかる信任的處遇こそ受刑者の自治自制を鍊磨する所内訓練の要件であり眞心と眞心との結べる輝かしい照應にして累進處遇令の生命骨子であり以つて行刑の本義に立つてゐる。同令が施行されて茲に滿五年を閏した。旭光を浴び希望に満ちた受刑者の生活に緊張と發奮の幾年は輝やかしいほどの好成績を収めた。歡喜に終始した生活、規則違反者の激減、行刑人は齊しく本令の効果に絶讚を惜まなかつたのである。然るにその二年を経過する昭和十一年の頃早くも本令の理念と之が實施より來る現實との相剋を如何に調和すべきかの問題が云爲せられるに至り、この爛熳たる華をよそに舊套依然として闇陰の裡に枯木を啄くが如き觀を抱かしめ實際の運用に當り處遇令の生命に觸れて自他共にハタと行詰るが如き重壓と苦惱を感ずるの嘆きを聞くに至つたのである。立法の豫期したる上級へ上級へそして善良なる國民への教化目標が不知不識の間に善良なる受刑者の馴致目標となり階級の累進は過去に於ける行刑成績の一定の蓄積に對する反對給付として取扱はれ上級者の信任處遇は稍もすれば所内優遇の意義に理解され勝ちとなり遂に上級の受刑者に重大刑務事故の惹起を見、我も人も共に期待したる累進の過速と上級者の激増が反つて行刑の癌の如く持て餘され現實施行に當つてはこの上級者の數と進級停頓の調節に自家撞着を來してゐる。惹いてその所得點の問題と責任點構成の問題となり本令適用者の再入三入者と初犯者の行刑成績の價值判断等今や重要な部分に對し再検討の必要が唱へらるるに至つた、(二)かかる結果の到來に對して永き過去の行刑に織込まれたる累進處遇的行刑の志向が相當強き傳統の力を留むるが爲の過渡的現象とのみ觀ることは誤りであらう。本令も矢張り受刑者のマグチカルタとして所謂保障法としての機能が過重視されたことにも一顧すべきである。靜かに顧みるに本令の立法精神の期待せしところのものは彼等の發奮努力は人としての責任の遂行とこれによる内的充實の完成でありそして最後の一

懸賞當選論文

人まで最上級の訓練を経て社會生活への念願である。然るに敍上皮肉の現象は一つにその責運用に歸すべきである。根本の問題は行刑成績の適正なる判定である。有意的不斷の觀察の綜合と歸納からその道德性及全人格を品階することを要し、機會的興奮、即興的心情の變化を以つて判定の基礎とすることを戒め現象觀照の恰當性に根底をおかねばならぬ。もとより責任點の構成の根本に不合理あらば不本意なる上級者の激増は免れぬ。初犯者と再三度の適用者との責任點數にも吟味の必要があり各階級の在級責任點を設定して不合格點の累積による進級の素通りを警戒し、質的良選の合理化を期せねばならぬ。作業による得點が過大に働くとすればその根本の作業課程の設定に詮索の鉢を向けねばならぬ。社會の實狀はかくも容易に我々が日々の科程を了し得られる仕組ではないことを反映せしむべきである。自治自制の訓練の必要上作業に對する賃金の問題とこれと關聯して自己の生活費及國民として公課並に諸種の負債償却に對する義務と責任の負擔の問題をも加味して負荷を背負つて苦行する人生の行路を閑却することながらしめねばならぬ。刑期を擬制しての責任點の配分は根本的に量刑との體系的統制を必要とし從つて不定期刑の要請も荏苒を許さぬ。また一方に處遇令除外者短期受刑者の處遇方法が確立せられねばならぬ。今非常時局に際會して物質資源擴充の労働能率の問題から刑務作業に相當大きな期待が掛けられ行刑作業の問題が重要點となり國民の義務として亦奉仕として少なからざる功績を残しつつあるとは言へ國家としての經營の基礎を確立すべき緊要なるものが存するのである。かかる問題に觸れて行けばその一つに盡きざる理論が生れる。結論を急ぐが爲にこれを詳述するを得ぬことを甚だ遺憾とする。され完全なる行刑教化的組織運用は蓋し難中の難事である。乍然最高の善は完全そのものではない。完全に至らんとする道程であると法を運用するもの刑に服するもの皆一様に我帝國の臣民として亦陛下の赤子として分に應じ居に處して一切を捧げて誠忠を致すことによつて法もその本來の精神を發揮し期する效果の全きを得るであらう。この誠忠奉行の精神こそ我國行刑の指導精神であらねばならぬ。

- (一) 我國に於ける累進制に就いては、住江敬義氏（我國に於ける累進制、行刑論集）
- (二) 現行累進處遇令の考察に就いては、椎名典獄（行刑累進處遇令の運用と實際、刑政論集）東典獄（前掲）以上
参照

七 結 論

我日本民族は肇國の大精神に基く世界無比萬古不易の尊嚴なる國體を有し、此國體は永遠に日本民族國家が彌榮えの神國として人類最高の民族社會に進化發展すべき完全なる要素を具備してゐるのである。そして今や今事變の發展と共にその偉大性は世界萬國に認識せられたのである。この國力の隆盛期に際會して諸文化の發達亦先進文明國を凌駕指導すべき地位に立ち法律文化に就いてもこの世界に類例なき我國體及民族性に合致し我建國の精神を顯現する法律の建設を緊要とするに至つたのである。蓋し法律は實に國家社會の構成力であり之を維持統制する紐綱であるから實狀に即しその對象とする國家社會を構成する民族精神を顯現し社會正義を發揚せしむるものでなくてはならぬ。而して法律文化の中心は國民の共同生活を規律する基本法規たる司法々律及び之が實行法たる行刑法規の如きは肇國の大精神に基く思想信念に適合せしめてその本質的機能を發揮せしめねばならぬ。これがためには又我民族が人類社會に於て民族國家と致する根本的な原理原則によらねばならぬ。我國法の大本たる憲法の條章はその發布の告文並に御勅語と共にこの大精神を照示し國體の根本は勿論是を基礎とする諸綱領が顯示せられてゐる。司法法律はこの國法の顯示する大本を發

懸賞當選論文

揚し日本臣民の権利義務、私權の保護伸張と共に其調和を圖り國民生活の安定とその向上發展を實現せしむべき大使命を有するのである。よつてこれが改善充實は天業恢弘に外ならぬ。故に天業恢弘の根基並びに人類進化の理法に副ひ憲法の精神に遵ふところの法律精神、主義綱領は天道と合致する天命率であらねばならぬ。天道は人の踏むべき道であり宇宙の道である。天意であり神意であり宇宙愛に通ずる大父の愛であり全人類に及び天地化育に參する大仁である。我皇道は 天皇が神位に在はして天心神意と冥合し祖孫一心神人合致の境に入つてこの無私の大愛を履践せさせ給ふのであり、神人合致の境を得る方法は祭祀である。祭政一致をもつて統治の哲理とし給ふのである。皇道はまた臣道と相應じ本質は同一である。皇道が大父の道であるに對し臣道は臣子の道である。肇國の精神たる皇道無私の大愛は國家と蒼生への奉仕である。また國民道の大本は一切を親に捧げることであり君に奉ることである。この日本精神にありては権利思想を容れる餘地はない。権利思想は個人主義の上に立つ利益社會國家の當然の歸結である。個人の利益擁護を目的とする個人主義の所産である。我國は古來「ことあげせぬ」國であり法的には權利を主張せぬ國である。總ての文學もその發生は孝道に基き進献にその源を發してゐる。敷島の道は至情の發露である。租稅の起源も進献の意義に徹したものである。民の手によつて生れた最も美しき物を至尊に捧ぐるのである。美術藝術も亦同様である。總ての文學もその發生は孝道に基き進献にその源を發してゐる。敷島の道は至情の發露である。租稅の起源も扶助の精神と共に和協一體の觀念を容れ道德的情操及醇風美俗の昂揚を本旨とする。故にこの精神を基調として總ての行為の規範は内的良心的に含蓄性を保たしめこれが運營によつてその效果を期待すべき法の確立を企圖せねばならぬ。殊に直接人ととの關係に立つ行刑に於けるが如きは法を運用する者に掛けらるべき期待の大なることは前節縷述の通りである。この國家の大理想を完全に把握する人を得ると否とによつて如何な制度もその價値が決せられる。畢竟制度にあらず人にある。過去の制度にその成功を收め得たるものある場合はその原因の大部分はこれを創始した

人の人格に歸すべきものが多いと言はれる。要するに今事變の眞の重大性は單なる一部の武力戰と異り思想戰、經濟戰と國家の總力戰であり生活力の戰争であることにある。この機に臨んで經濟に教育に將又產業に各方面に於て最も要求されてゐるものは一つに人間である。人格である。彼の特殊技能を必要とする重工業の方面ですら結局は技能そのよりもよりも人間であると言はれる。素人でもよい立派な人間が要望される。凡ゆる國家資源擴充の基礎をなすものは一つに剛健な心身と熱烈なる精神力を具へた人間である。形式よりも精神、制度よりも人である。行刑に於ける亦動かざる原理である。行刑人は敍上の國體觀念と國民精神を基調として自肅自戒修養これ怠りなく法の精神に率遵して日夜練磨の魂をもつて受刑者の最後の一人に至るまでこの皇道無私の大愛に浴せしめ自己充實を完成し賢愚不肖を論ぜず一樣に君の股肱として薰化融合萬民輔翼に向行せしめねばならぬ。天業翼賛の本來の面目を自覺する時心に無限解脫境が現前し來るのである。彼の司法保護叢書「戰場の華」に見る固固の身が日本精神に甦つて召集を契機に盡忠報國の大志貫徹に精進し普通人以上の手柄を立て壯烈護國の鬼と化し日本軍人の龜鑑となりし美談の數々、また在所を誘發し國家總力戰に於ける銃後の戰士として萬民輔翼に邁進せしむると共にこれを制度の核心として行刑の實踐に強調することによつて時代の要望する人間の養成に成功し且つ我國行刑の特殊性を發揮するに至るであらう。これ今時局に處する國家のそして刑務官の急務でありまたもつて我國行刑の指導精神もある。

×

×

×

吾國行刑の指導原理を論ず

—ニ等當選—

大阪刑務所 楠 下 芳 輝

一一序說

二日本行刑の意義

1刑罰の本質

2刑罰の作用

3行刑の目的

三日本行刑の指導原理

(一)肇國精神を自覺せしむること

(二)○肇國精神とは何ぞや

○實際指導に於ける六指標

(二)因果の理法を感得せしめ、懺悔報恩の心行に入らしむること

四結論

一序說

思へば嘉永六年、國內の物情漸く騒然たらむとする頃、ペルリ提督に率ひられし黒船が浦賀の門をたゝきてよりここに幾十年、東海の孤島に偷安の夢をむさぼりし日本が翻然として目覺め爾來孜々として倦まずたゆまず歐米先進國の文物輸入に専念し、文化に於て、政治に於て、軍事に於て、經濟に於て今や全くその面目を一新し躍進日本の偉大なる姿を世界に現したのである。

わが行刑の分野に於ても亦然り、先輩各位の努力によつて制度の改革、組織の更改、運用の改善、一として進歩躍進のあとを残さざるものなく、現在にありては既に歐米各國のそれに比して決して遜色を見ざるにいたつたのである。しかしながら吾人はこれを以て満足してはならない。なるほどわが國の行刑制度そのものは決して歐米のそれには劣るものではないが他の百般の施設機構がそうである如く單なる歐米制度の模倣に止まるものであり僅かに彼等に比肩し得るに到つたといふに過ぎないからである。

およそ一國の行刑は其の國の國體民情に立脚せる獨自の理想によつてその方向が決定せられ、其理想より展開する指導原理によつて運用せられねばならないことは今更論議の餘地なきところである。さきに吾國の取つて範と爲したる歐米の行刑制度はそれ自體が各々特定の目的を以て組織せられ運用せられつゝあることを忘却してはならない。即ち獨逸の行刑は獨逸自體の目標に向つて、ベルギーの行刑はベルギー獨自の理想に向つて、米國の行刑は米國獨特の指標に向つて組織せられ且つ運用せられつゝあるのである。しかるに吾國近世の歐米追隨時代に於ては其の文化の輸入に急にしてやゝもすればこの事實の看過せられたる憾みなしとせず、徒に形式制度の模倣に腐心せるの譏りを免れないるのである。しかし私は今こゝに其の模倣を責めんとするものではなく寧ろそれは研究創造への過渡期に於ける必然的現象として當然許容せらるべきものと信する。たゞ問題はその取入れたる制度組織等を如何に生し、如何に運用するかの點にある。即ちこの模倣をして單なる模倣に終らしむるが如きことがあつてはならない。

制度運用の鍵は一にかゝつて其の内容をなすべき指導精神にあることを思ひ、かつて吸入したる歐米の制度組織そ

のものを日本独自の指導精神によつて純化し、日本の息吹きを吹きこんで吾國独自の目的に向つて運用せられねばならないと確信する。かくしてこそ過去の模倣追隨時代より創造發展への輝しき飛躍が約束せられ、日本の行刑が重要な國家機關としての眞價を發揮し得るのである。殊に肇國以來未曾有の非常時局下にありて眞に國策に順應し聖戦の目的遂行に協力し得る人的資源の確保の爲にもこの日本の行刑の確立を要する今日より切なるものはないものである。

二 日本行刑の意義

日本行刑の樹立は今日最もその必要を痛感せらるゝところであり、一日も之を忽せにする能はざるものといはねばならない。

その日本行刑の中核を爲すべき指導原理を探求せんとするに當つて私は先づ行刑に對する概念特に日本の行刑の意義を明確に把握するの必要を痛感する。仍つてこゝに1刑罰の本質2刑罰の作用3行刑の目的の三點より之を明らかにせんとする次第である。

1 刑罰の本質

今日の刑事政策上犯罪防遏の方法として最も重要な地位を占むるものは刑罰である。而してこの刑罰の本質、目的、内容、對象を研討することは其の國に於ける行刑の動向を決定するものとして必要缺くべからざる問題である。刑罰の本質に關する學說としては應報刑論、目的刑論、教育刑論あり、更に刑罰作用より其本質を論ぜんとする一般豫防論、特別豫防論あり、更に犯罪の構成事實に立脚する客觀主義及び主觀主義がある。其の所說區々にして多年論議が繼續せられ歸するところがないが以上の諸說のうち最も重要な學說と見らるゝものはフォイエルバッハによ

つて代表せらるゝ獨逸古典學派の「刑罰は犯罪に對する應報なり」となす應報刑論、フォン・リストによつて代表せらるゝ佛蘭西社會學派の「刑罰の本質は犯罪を豫防し、犯罪人に對しては之を無害化するを目的となす點にあり」といふ目的刑論、更にリープマンに依つて唱導せられたる「刑罰の本質は教育なり」或は伊太利人道學派のランザの所說の如く「刑は教育的なるものである。然らざればその依つて立つべき理由なし」といへるが如き教育刑論である。

以上は刑罰の本質に關する學說として代表的なるものであるが然らば吾國の刑罰は以上の三者の中何れに置かるべきであらうか。

私は日本に於ける刑罰の本質は應報でなければならぬと確信するものである。

もとよりこの見解に對して或は抽象的なりとなし、或は非實證的なりとなす一面の非難は免れがたしとするも過去に於ける刑罰發展の跡を顧みその歴史性に照して刑罰を以て應報なりと理解する以外に刑罰の本質を考へることは不可能であるからである。

鹽野司法大臣の訓示のなかに

「受刑者をして自己の非行に對する制裁を受くることの因果の理法を感じしめ……」と述べられたるは一つに刑罰を以て過去に於ける受刑者の犯罪行爲に對する應報なりとなす意味をふくむものと解して差支へないであらう。

2 刑罰の作用

エム・エ・マイヤーは「應報は刑罰の本質であるけれども、その目的たり得るものではない」と述べてゐる。即ち刑罰の本質はあくまで應報であるが受刑者に對して制裁を加ふること自體が刑罰の目的ではないと爲して理念として

懲賞當選論文

の應報刑たるに止まり、その實際的運用に於ては矯正（教化善導）を是認してゐるのは甚だ示唆に富むものといはねばならない。

私はいまマイヤーの所説に従つて刑罰の本質は應報であるがその作用としての教化善導即ち教育を是認するものである。即ち刑罰は受刑者の非行に對する制裁として課せられるものであるけれどもその執行の部面即ち執行の形式は教育行刑主義の主張するが如く刑罰の機能としての教化善導に依らなければならぬのである。

もとよりこの行刑に於ける教育は強制教育なるを以て學校教育と混同するが如き戯論は一顧の價值だになきものとして排斥せらるゝは當然であらう。

3 行刑の目的

私は以上に於て刑罰の本質は應報であり、刑罰の作用としての教育を認めたのであるが之は畢竟刑罰のなかに制裁的要素と教育的要素を認めんとするものに外ならない。しかもこの制裁的要素と教育的要素との二つは刑罰の構成要素として相依り相資けて車の兩輪の如く、其の何れを失ふとも刑罰自體の價值を消滅せしむるものであることを忘れてはならない。

次に日本行刑の目的は何處に置かるべきやを吟味しなければならない。

一般に行刑の目的につきては「社會適應性を失へる受刑者を教化善導してその危險性より全面的轉換を遂げ善良なる社會人として實社會に復歸せしむるにあり」と説明せられてゐる。然り、この答は正しい。しかも普遍性を有つものとして誰しも肯定を惜しまないであらう。しかし日本の行刑の目的を闡明するには餘りに概念的であり、非實際的であつてその間に隔靴搔痒の感なきを得ない。従つて私はいまこの無色透明の答案を日本色を以て塗りつぶし眞の日本的行刑の目的を鮮明にするの必要を認めるのである。

然らばこの答案を如何に潤色することによつて眞に日本的行刑の目的を最も正しく最も強く現すことが出来るであらうか。

これに就て私は昭和十三年度全國刑務所長會同席上に於ける鹽野司法大臣の訓示の一節を想起しなければならない。即ち右の訓示のなかに於て行刑の目的を説明するに次の如き言葉を以てせられてある。

「受刑者の教化善導と眞の日本人への復歸をその終局の目的とするわが行刑部門に於ては……」

或はまた「受刑者をして自己の非行に對し制裁を受くることの因果の理法を感得せしめつゝ之を教化善導して、天賦の資性に甦らしむるを以て本義となす……」

と述べられてるのである。

以上の引用せられたる訓示よりするならば

日本行刑の目的は

(一) 真乎日本人への復歸

(二) 因果の理法を體得せしめ、懺悔感恩の心行に入らしむ

右の二つにありとせられねばならない。而して前者は一般道德的教化を主とし、後者は宗教的教化を主とするものといへよう。

しかもこの二つの目的は併立せられあるも歸するところは一つであつて決して別個のものではない。(一)が表となれば(二)はその裏といつた相互に相依り相資けて密接なる關係に置かれるものである。この二つの目的の歸するところ即ちこれ日本行刑の根本精神であり、日本行刑の意義でなければならない。従つて刑務所に於ける凡ての教化施設、教

懸賞當選論文

化資料、教化方法は等しくこの方向に向つて選擇せられ運用せられなければならない。即ちこの根本精神によつて日本刑の方向が確固不動のものとして決定せられ、その獨自性を發揮するに到るのである。今言ふところの指導原理乃至指導精神の如きこの確立せられたる根本精神より展開したるものでなければならぬ。

三 日本刑の指導原理

以上によつて吾國刑の根本精神の確立を見たのであるが、刑の實際的運用に於ける指導原理も自らこの根本精神にもとづいて決定せられることは理の當然といはねばならない。仍つて私は吾國刑の指導原理として左記の二項を樹立したいと思ふ。

- (一) 肇國精神を自覺せしむること
- (二) 因果の理法を感得せしめ懺悔報恩の心行に入らしむること

即ちこれである。

日本刑の第一義として選れたる眞乎日本人への復歸を可能ならしむものは即ち肇國精神の發揮を俟つの外はない。何となれば眞乎日本人とは即ち肇國精神を明確に認識したる日本國民を指稱するものなる以上この大精神を完全に把握せしむることこそ受刑者をして眞乎日本人たらしむる所以であると確信するからである。

次に因果の理法を感得せしめ懺悔報恩の心行に入らしむることを掲げたるは之なくしては刑罰の本質たる應報の意義を失ふに到るとともに惡因惡果、善因善果なる宇宙の大哲理に目覺めざる限り受刑者をして現に體驗しつゝある受刑といふ事實のもつ意義を理解せしむることは困難であり、延てはその反省改悛を促すべき最も重要な理論的根據を失ふにいたるからである。

以下暫くこの二つの指導原理につき具體的説明を試みたい。

(一) 肇國精神を自覺せしむること

日本刑の目的として第一に掲げられたるものは受刑者の眞乎日本人への復歸である。この目的に立脚する根本精神の展開としての指導原理は肇國精神の發揚でなければならない。何となれば眞乎日本人とはこの肇國精神を正しく明らかに體得したる人物の謂であるからである。

今より百年前、フイヒテは「獨逸國民に告ぐ」といふ小論文のなかに於て獨逸國民に向つて「正しき獨逸國民たれ」と叫んでゐる。彼はまづ當時獨逸國家の直面せる重大なる危機を指摘し、これが打開の爲には國民の一人一人が正しき獨逸人とならねばならぬことを強調してゐる。この一篇の小論文中に横溢してゐるものは正しき獨逸精神の昂揚であつた。かくてフイヒテの念願したる強國ドイツの再建は成り、後世の史家をして「彼フイヒテは獨逸の恩人である。獨逸はフイヒテの民族精神強調によつて更生したのである」と讃美せしめてゐる。

實にかの世界大戰當時十指に餘る列強の軍隊を邀へうつて五年の歲月に亘り勇敢なる戰ひを續けたあの力は民族精神を強調したフイヒテのこの小さいパンフレットによつて培はれたのである。

フイヒテの叫んだ如く正しき獨逸人は獨逸民族精神の強調によつて培はれた。

而して眞の日本人はわが民族獨自の大精神たる肇國精神によつて培はねばならない。もとよりこの肇國精神の發揚は國家非常の時に於てのみ必要といふのではなく、平時に於ても決して忽せにすべからざるものであるがまして現下の如く國家未曾有の國難に際會せる折柄この肇國精神發揚によつて彼等の國民的自覺を深め以て銃後國民として奉公の誠を致さしむるの要今日より大なるはない。

然らばいま刑の指導原理として發揚せんとする肇國精神とは果して如何なるものなるかに觸れて見るの必要が

懸賞當選論文

ある。

わが肇國精神の最も根本的なるものは 天照大神より皇孫瓊々杵命に下したまへる神勅に見出されねばならない。即ち

「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾子孫の王たるべき地なり、行矣、寶祚の隆えまさむこと當に天壤と共に窮りなかるべし」

といふ垂示に存するのである。これによつて國の成立を明らかにせられ更にそれに従ふものとして生れるのはこの天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの精神である。しかもこの皇運扶翼の精神を基調として大要次の如き展開を示したるもの

を總稱して或は日本精神と謂ひ、或は肇國の精神と呼ぶに外ならない。

一、皇運扶翼の精神

二、一君萬民、君民一體の家族的國家精神

三、敬神愛民、敬神奉公による國家發展に對する信念

四、強く正しく明るき國民生活樹立に對する信念

五、萬難の克服と無限の努力による卓越したる國家建設の信念

即ち神勅に垂示せられたる皇運扶翼の精神を基調として一君萬民君民一體の家族的國家精神となり、更に敬神崇祖盡忠報國の國家發展の信念として展開し、延ては強く正しく明るき國民生活を打立てんとする信念として表現せられ、最後に最も重要な肇國精神の現れとして萬難克服と無限の努力によつて天壤無窮の皇運を中心として卓越せる國家を建設せんとする力強い精神が生れ出るのである。この肇國精神は二千六百年の歴史を通じて流れ生々發展せる吾國獨自の、民族精神として今日に及んでゐるのである。

またこの肇國精神をその内容より見るならばこの精神こそ人間精神の構成要素たる知情意の三つの働きの最も圓満に最も完全に融合統一せられ、最も正しく最も明らかに發揮せられたものであることに氣付くのである。

建國のはじめ 皇祖より皇孫瓊々杵命に繼承せられ皇統の神聖を傳へたまふ三種神器はこの知情意の最も圓満に表現せられたる姿である智仁勇の三位を表象したまへるものである。即ち御鏡は鏡の如く明徹一點の曇りをも止めざる智の徳を表象し、御玉は玉の如くまどらかにしてすべてのものを包擁する仁の徳を、御剣は正しきを護持し邪惡を攘はんといふ勇の徳を表象するものである。

これはとりもなほさず御神勅より流れ出でたる肇國精神と三種の神器によりて表象せらるゝ智仁勇の三徳とは表裏一體の關係にありて、合すれば肇國精神、分くれば即ち智仁勇の三徳として古來より吾祖先達の道德律となり、或は國家政治の軌範として傳へられてゐるのである。

前述の如く日本に關する限り政治の中心も肇國精神であり、道德の中心もまた肇國精神であり其他軍事、經濟、藝術等いづれもこの肇國の大精神のもとに統轄せられるのである。即ち肇國精神を除いて日本の政治はなく、この精神を忘れて日本の道德も軍事も經濟も國民生活そのものもあり得ないのである。この大精神は日本國民としての絶對的條件であり從つてこの精神を把握することによつて眞乎日本人たり得るのである。

然るに過つて刑辟にふれ刑務所に收容せらるゝにいたつた受刑者達は何れもその程度の差こそあれ各自精神的缺陷を有つものにして換言すれば知情意の圓満なる發達を缺き、さもなくんばその何れかに偏倚せるものと言ふを得べく或るものは智に偏し、或るものは仁に缺け、或るものは勇に乏しく各々その均衡を失せるものと言はねばならぬ。

知情意の圓満表現せられたる姿を智仁勇となし、この三徳を日本精神の構成要素なりとすれば知情意の圓満を缺きたる彼等はまた肇國精神の把握に於て缺くる處ありとの結論に到達せざるを得ない。かゝる觀點よりすれば彼等に肇

懸賞當選論文

國精神の發揚を促すはやがてその知情意の圓滿なる發達を助成し智仁勇三徳を體得せしめ、延ては善良なる社會人への復歸を可能ならしむるのみならず眞乎日本人として萬難を克服し無限の努力を捧げて天壤無窮の皇運を中心とする卓越せる國家建設に協力し得るの人材たらしむるを得るのであるまいか。

およそ教育そのものが實踐的訓育を根本方針としてゐることは今更いふまでもないが、殊に受刑者の教化善導に際しては特にこの點に深く留意し概念的な空理空論に陥るの弊を避けあくまで具體的實際的な方法によつて行刑教化の目的を遂行するに努めねばならない。行刑教化の指導原理として取上げられたる肇國精神の發揚の方法につきても同様でなければならぬ。従つて教化施設の整備、資料の選定、教化方法の研究等充分考慮しなければならない。

私はこの點に鑑み本精神發揚の方法として次に掲ぐる六ヶの指標を掲げ實踐的訓練を爲すの要あるを認める。而して之の指標の選擇につきては現下時局の重大性を反映せしめ之に即應すべきものを取入れ、指導訓育に際しては出來得る限り表面的、形式的ならざる様注意し、あくまで內面的、精神的のものとなすことに努めたい。

○主として知の陶冶に關するもの

(イ) 國體の本義を闡明し敬神崇祖の精神を昂揚すること

(ロ) 時局の明確なる認識を與ふること

○主として情の陶冶に關するもの

(ハ) 遵法精神を涵養すること

(ニ) 義勇奉公の精神を培養すること

○主として意の陶冶に關するもの

(ホ) 堅忍持久、物資愛護の精神を強調すること

(ヘ) 勤勞奉仕の精神を發揚すること

以上六ヶの指標は肇國精神發揚の實際的訓育の指導項目としてその重要なものを選定したものである。この六ヶの指標は説明の便宜上獨立並記の形を取りたるも決して獨立無關係のものに非ずして相互に相交響して密接なる關係を有つものである。其の何れもが肇國精神を體得發揚せしむる爲のものにして今強ひて之を分類するならば(イ)ロは主として知の陶冶の爲に(ハ)ニは主として情の陶冶の爲に(ホ)ヘは主として意の陶冶の爲に樹てられたるものと言ひ得べく各各智仁勇三徳を體得せしめ以て眞の日本人への復歸を可能ならしめむとするものである。

(イ) 國體の本義を闡明し敬神崇祖の精神を昂揚すること

人間精神の構成三要素の一としての知の最も強く正しく表現せられたる姿は智でなくてはならぬ。しかもこの智は三種神器のうち御鏡によつて表象せらるゝ明鏡一點の曇りをも止めざる肇國精神の內的要素としての智であることは言ふまでもない。

知の陶冶は一つに知識の鍊磨に俟たねばならない。しかしながら知の陶冶は單なる自然科學的知識のみを以てしては到底望み得べくもない。過去に於ける學校教育がやゝもすれば唯物的個人主義的傾向を助成し却つて正常なる理性(知)啓發の目的を完成し得ざりし憾みあるに徴しても自ら明白である。仍つて茲に肇國精神を自覺せしむるといふ指導原理に契當すべき知の陶冶方法として先づ國體觀念の闡明をなし、敬神崇祖の思念を培養すべきことを主張するのである。天衣無縫の國體、萬邦無比の國家觀念を明確に理解認識せしむると共にこの卓越せる國體を肇め給ひしころの 皇祖及び之を護持せられたる皇宗及び祖先を崇拜する精神を養ひ、更に之の國家を永遠に發展せしめんとす

懸賞當選論文

る堅き決意を助成しなければならないのである。遙拜所の設置、國旗の掲揚式、式典の嚴肅施行等最も有效なるものとして採用せらるべきものであらう。

(ロ) 時局の明確なる認識を與ふること

彼等受刑者は刑務所の堀の中に生活し實社會殊に時局に對する認識に於て缺くるところあるはやむを得ないが、今日の如き國家非常時に際しては特に時局に對する正常なる認識を與へ、聖戰の意義を徹底せしめ以て犯罪に到りたる有力なる原因と見らるゝ國民的自覺を補ひ眠れる肇國精神の感奮振起を促さねばならない。彼等の復歸すべき實社會に即應したる教化といふ事は常に唱導せらるゝところであり、これに就いて彼のウォーターカーフトンが「囚人を監獄といふ絶壁の上から平地に飛び下ろして足を挫かせるべきものではない、そこには自ら諒解せられるであらう。從つて吾國が今事變に於て多大の犠牲を破しそれが累進處遇令となつて現れた點に照して自ら諒解せられるであらう。從つて吾國が今事變の途がある」と喝を忍びつゝも其の目的達成の爲に邁進しつゝある所以を彼等に認識せしむることの必要なるはいふまでもあるまい。即ち今事變の聖戰たる所以は其の間に確固たる道義的根據を有するが爲である。即ち智仁勇三德を三種神器に表象し以て日本精神の構成要素とせるは吾國建國の理想そのものが天上（高天原）の理想たる重暉（叡智をつくす——智）積慶（仁慈を積む——仁）養正（正義を護持す——勇）を地上に移して之を實現せんとするにすることを示すものである。從つて右の三徳によつて日本を維持し發展せしむると共に進んで世界にこの道の光を浴せしめ、大義を四海に布かんとする大理想を有するを以て混亂汚濁の東亞を清掃し明朗なる新秩序の建設はこれわが八紘一宇の肇國精神の至高至純の姿である所以を認識せしめなければならぬ。

或はまた第一線に於ける皇軍將兵の忠勇義烈の奮鬪振り、或は銃後に咲く美談佳話一として彼等にとつて有效なる教化資料ならざるはない。

聖戰の意義の認識といひ、前線銃後の美談等は彼等の國民的自覺を促し眞の日本人への復歸の爲に役立つであらう。

(ハ) 遵法精神を涵養すること

前項に於て述べたる如く吾國は道義立國の國であると言はねばならぬ。神勅より流れ出づる肇國精神は智仁勇の三徳を内容とし常に國民道德の規範として世々厥の美を濟し來つたのであるが、明治天皇の御宇に到つて教育勅語として展開せられたるものと申さねばならない。

天皇は教育勅語のなかに於て國民の遵ふべき道を親示したまひ特に「國憲を重んじ國法に遵ひ」と御諭し遊ばされたのである。行刑教化に於ける受刑者之情の陶冶に際して其の最高の姿なる仁に目標を置き孝友和信の個人道徳はさることながら特に遵法精神の涵養こそ必須と云はねばならぬであらう。何となれば吾國は道義立國であり、西洋流の事務的國家、權利と義務によつて成立したる國家ではなく國民の凡ては國家を中心として行動し國家觀念のもとに統轄せられねばならぬからである。之が爲には厳格なる規律訓練、賞罰を明にすることなどが考へられる。

(ニ) 義勇奉公の精神を培養すること
明治天皇は教育勅語の中に於て平時の國民の心得として遵法の道を諭させ給ひ、之に對して非常時には「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」とその進むべきところを明らかにしたまうたのである。

肇國精神の最も著しき現れとして萬難を克服し無限の努力を捧げて天壤無窮の皇運を中心とする卓越せる國家建設の信念が擧げられてゐるが彼等受刑者をしてこの明治大帝の御恩召のまに／＼かゝる心境に到達せしめることが必要は今更論するの餘地なきところである。

(ホ) 堅忍持久、物資愛護の精神を強調すること

懸賞當選論文

義勇奉公の精神を強調し國民としての責務を果さしむるは當然ながら、受刑者にして今直ちに第一線に立ちて一身を挺し以て君恩に報することは實現の可能性に乏しい、従つて彼等に求むるところは其の重點を銃後奉公に置かねばならぬ。銃後奉公の誠を致すには一つには堅忍持久の精神を振起せねばならない。興亞聖戰、東亞新秩序建設の長期戰遂行の爲には前途益々多難、殊に資源に恵まれざる吾國として消費節約、物資愛護、或は困苦缺乏に耐ふるの精神力は何れも堅忍持久の精神の強調に俟たねばならない。しかもかくすることは彼等の通弊たる意志の薄弱を強化し、他日彼等が社會復歸後に於てもよく窮乏に打克ち更生の實を擧ぐるの原動力となるべきものである。

(一) 勤勞奉仕の精神を發揚すること

由來受刑者は唯物的、個人主義的傾向を多分に包藏する者にして他のために奉仕せんとする犠牲的精神に於て缺くる處あるを否定し得ない。従つて作業による適切なる労働訓練殊に軍需作業を通じての奉仕觀念の養成、其他適當なる奉仕作業に從事せしめ勤勞奉仕の精神を育成するに意を用ひなければならない。これやがて彼等をして勤勞愉悅の情を催せしめ、労働の習性を培ひ、犠牲的神を涵養し釋放後の眞摯なる生活態度を體得せしむるものである。

以上六ヶの指標を最も效果的ならしむる爲には刑務所のすべての職員が勤員せられ、凡ての施設が善用せられねばならない。殊に肇國精神を自覺せしむるが如きことは單なる形式的行事、或は強制によつて其の目的を達成し得るものでなく、刑罰に携る刑務官吏の各自が眞にその精神を體現し、進んでその儀表たるの覺悟のもとに不屈不撓の熱意を以つて彼等を感化するに非ずんば到底教化の完璧は期し得べくもないものである。

(二) 因果の理法を感得せしめ懺悔報恩の心行に入らしむること

以上吾々は刑罰の作用としての教育を是認し眞の日本人への復歸といふ目的を達成せしめんが爲に「肇國精神の發揚」といふ指導原理を樹立したのである。

しかしながら刑務所に於ける教育が單なる學校教育と截然區別せられねばならないことはいふまでもない、而もこの區別によつて來るところはその教育が應報を以て本質となす刑罰の作用として行はるゝものなる點に存するのである。即ち刑罰の本質に於ては教育の是認に左右せらるゝことなく飽くまで應報とせらるべきその執行部面即ち形としての教育である點を閑却してはならない。受刑者現在の生活は過去に於ける非行に對する制裁である限り刑罰執行の指導原理として受刑者をしてその受刑の意義を認知せしむることの必要性は當然認められなければならない。こゝに第一の指導原理としての因果思想の止揚を選ばんとする根據がある。然らずんば刑罰の本質としての應報的要素は遂にその姿を没するに到るべくかくては彼等をして遂に反省改悛の最も有力なる機會を失はしむるの虞なしとしない。

善因善果、惡因惡果の理法は宇宙の萬物を支配すべき鐵則として嚴然と存在する。即ち善なる因に對しては善なる果を、惡なる因に對しては惡なる果を甘受せねばならないといふ因果の理法に基き、彼等今日の結果は一つに國民的自覺を失ひ遵法の精神に缺けたるための犯罪といふ因に對する果として課せられたるものなる事を充分認識徹底せしめ、更に一步進んでその非行を慚愧し衷心よりかゝる惡行爲の反復をなさるは勿論その罪過を將來に向つて贖ふの信念を把握せしめねばならない。殊に自らの罪過によりて刑務所に收容せらるゝに到りたる自己に對して與へらるゝ國家の恩惠、一般國民の溫情、更に進んで自己の周圍にある一木一草にいたるまで自己の生存の爲に限りなき惠を與ふるものなりとの感謝感恩の情を喚起し、一握の土、一粒の麥にも合掌禮拜する敬虔なる生活態度を教へこれらの恩に對する報恩行に入らしむるよう努めねばならない。

而してこの指導原理の實踐に當つては主として宗教の力に俟たねばならない。この因果の理法を最も簡明に、最も適切に教ふるものは宗教であり、懺悔報恩の心行の原動力となるものはこれ宗教的信念でなければならぬからであ

懸賞論文

る。善因善果、惡因惡果の理法も、贖罪更生の思念も、懺悔報恩の心行もこの宗教的信念に裏付けられざる限り一片の空論に止まり遂に實現の可能性なきものとして拋棄せらるゝに到るは火を見るよりも明らかである。

行刑の分野に宗教の介入することに對して國體の明徴に相反すとの一部の非難を聞くがこの非難は當らざるも甚しきものと云はねばならない。

人間生活に於ける宗教の必要性といふ前提條件が抹消せられざる限り刑務所に於て一般道德教誨と相並んで宗教教誨が確固たる地位を與へられなければならない。このことは一九三三年國際刑法暨監獄會議に於て決定を見たる受刑者處遇原則のなかに

「受刑者に對しては事情の許す限り、規則的に宗教生活上の要求を満足する機會を與ふべし」

と之を確認してゐるのである。

たゞ残されたる問題は行刑の分野に於ける宗教教誨に如何なる宗教を選ぶべきかにあるのである。少くともその任に當るべき宗教は行刑の第一指導原理たる肇國精神の發揚、乃至日本行刑の理想たる眞乎日本人への復歸といふ方向に即應すべきものたるべきことは論を俟たない。之が爲には日本在來の宗教のうちより眞の日本の宗教が選ばれねばならない。よしその宗教が外來のものであつても日本民族の肇國精神によつて美化せられ純化せられたる日本の宗教なる以上何ら之を斥くべき理由がないのである。

四 結 論

以上私は日本行刑の指導原理として肇國精神を自覺せしむること及び因果の理法を感得せしめ懺悔報恩の心行に入らしむることの二をあげて之を説明したのである。

前者は即ち一般道德的教化のために、後者は宗教的感化を主として樹立せられたるものである。しかもこの二つは相互に相たすけて分離することなく表裏一體の密接なる關係のもとに日本の行刑の究極目的たる眞乎日本人への復歸といふ大使命達成の爲に役立つものである。即ち前者は時難克服の合言葉として深き感銘を以て全國に喧傳せられるところであり後者は前者の趣旨達成の助成的役割を擔當するものと云はねばならない。

この二つの指導原理の樹立によつて眞に歐米の模倣より脱却して日本の國體民情に即したる日本の行刑の確立に到達し得るものであり、現下未曾有の非常時局に際會せる今日最も重要な人的資源の確保に貢献し得る所以ではなからうか。

懸賞論文當選者略歴

—— 筆 ——

橋本義二 明治廿八年十二月兵庫縣

に生れ、大正九年六月神戸監獄雇を振

出に、翌十年六月看守拜命、同十三年十二月刑務官練習所卒業後直ちに看守部長を命ぜられ、同十五年六月看守長

楠下芳輝 明治四十年十月香川縣に

に任官して奈良刑務所に勤務、以來德島、小倉、大阪、三重の各刑務所を歷

任し、昭和十四年七月高梁刑務支所長に轉補、岡山刑務所兼務を命ぜられ、同所作業課長として現在に至る。氏は

前回の懸賞論文にも二等當選の篤學精勵の人である。

懸賞當選論文

—三 等—

翌十二年五月看守長に任官、松江刑務
所勤務を命ぜられ現在に至る。

査中に付次號に發表す)

安養寺春一 明治四十年三月廣島市に

生る。昭和三年廣島縣己斐中學校卒業
同八年三月早稻田大學專門部法律科卒
業後日本大學法文學部英法科に入學、
在學中同十年四月裁判所書記採用試験
に合格して東京刑事地方裁判所雇となり、
同十一年三月日本大學卒業、翌月
雇を辭し早稻田大學法學部大學院に入
り、旁ら同十三年九月より司法省雇を
拜命し行刑局に勤務、現在に至る。

尾立千代吉 明治四十年十二月高知縣

に生る。尋常小學校卒業、大正十四年
三月高知地方裁判所雇拜命、昭和四年
五月退職、同八年六月德島刑務所看守
拜命、同九年八月裁判所書記登用試験

合格、同十一年二月刑務官練習所卒業

宮内精介 明治三十九年八月東京市

に生る。大正十二年三月鹿兒島縣立第
二中學校第四學年修了にて第七高等學
校に入學、同十五年三月同校卒業、昭
和四年三月東京帝國大學法學部卒業、
同五年十月内務省警保局保安課に嘱託
として勤務、同七年一月辭職し、同年
七月市谷刑務所看守拜命、第一回刑務
官特別練習所に入所、同年九月同所卒
業後實務練習生として在京四刑務所に

實務を修習、翌八年三月豐多摩刑務所
在勤中看守長に任官、小田原少年刑務
所勤務、其の後浦和刑務支所に、同十
二年七月府中刑務所に轉じて現在に至
る。

(二等當選の他二氏は、目下略歴調

英國の刑務官練習所(二)

アール・イー・オーエン

選抜と練習

各志望者は年齢二十四歳以上四十歳(特別の事情ある場合には四十二歳)以下で、身長は少くとも五フヒート七吋、強壯な體格を有つてゐなければならぬ。

出願の際資格證明書並びに身元保證がたしかな満足なものであれば、本人の住居から最も近い刑務所へ出頭報告するよう申渡される。其處で身體診斷、簡単な學科試験が行はれ、且つ、プリズン・コムミッショナース(プリズン・コムミッショーン)(行刑局)なる一箇のボード(合議體)を組織する五人の受命執行官の一人と會見することになつてゐる。このインターヴイウ(會見)は行刑事務に長い経験を有つてゐる人々によつて指揮されるのであつて、豫備的の試問として重要なのであ

る。かうして志望者の氣分がプリズン・オフィサーとして明かに不適當で成功的の見込みなく且つ本人も幸福であり得ない人々を豫め篩ひ落せば、志望者にとつても國家にとつても多くの費用と不便とがはぶけるわけである。

選抜された志願者は然るべき時日にウェーケフイールド・プリズンに在る刑務練習科(Wakefield O. T. C.)に參加すべき通知を受ける。この練習科は期間は九週間で、期間中は練習生は手當を支給せられ、宿泊は無料、食費は極めて低廉で、共同の食堂で食事することになつてゐる。このクラスはコウエークフイールド・プリズンのガヴァーナー(所長)の管理に委任せられてゐて、ガヴァーナーは副所長(Deputy Governor)及び特に選まれた三人のプリシバル・オフィサー(看守長)によつて補佐されるのである。このクラスの課目表はかなり廣汎に亘るもので練習生は期間中始めから終りまで烈しい勉學が課せら

The Training of the
Prison Officer
R. E. Owen

英國の刑務官練習所

れるのである。一日二回の講義で日々の勤務の詳細が教示せられ、且つまた、経験に長けたオフィサーの指導の下にこれ等の勤務を實地に遂行する機會を與へらるゝのである。また、練習生は毎日二回午前と午後に身體の教練を受けるのである。これはオフィサー自身強健な身體を有つてゐなければならぬばかりでなく、受刑者を教練することができなければならないからである。なほまた、彼等は聖デオーン野戰衛生隊の主催によるファースト・エード（應急手當）について講義を受けるのである。

練習期間中彼等は一日を最寄りの巡回裁判所の見學に費し、他の二日はリーズ・プリズン（Leeds Prison）に於て費さるゝのである。リーズ・プリズンでは、ウエーケン・フイルドとは異つた規模の小さい一個の地方刑務所（中央政府に屬せざる）（local prison）に於ける條件によつて餘儀なくせらるゝ管理處遇の方法並びに規程の差異をつぶさに觀察するの便宜が十分に與へらるゝのである。これは、ウエーケン・フイルドの如き「スター」級の素質の良い受刑者のために設けられ且つ多くの點で試験的であるプリズンでばかり訓練を受けてゐると、訓練のコース（方法手續）に缺漏なきを保せないので、この有り得べき缺漏を補正せんがためである。しかし、ウエーケン・フイルドを選んだのはたしかに賢明であつたと思ふのである。といふのは、最も良の環境の中に素質の良い受刑者に對して爲され得る處遇の何

有つ志望者の長所短所の看取せらるゝ機會の與へらるゝといふことは、從來の經驗から得られた明かな事實なのである。
志望者に對する採否の最後の決定はコムミショナーの手中に存してゐるのである。コムミショナーは各志望者と長時間に亘り會談をする。其上で、試験の成績並びに各志望者の人物價值に關し前述の職員及び教官より提出されてゐる査定につき然るべき考慮の拂はれた後、決定が下されるのである。

このクラスについては、九週間やそこらで大したことを教へることは到底できないといふ非難があるかもしない。それにはたしかに然うであるが、しかし、それは幸ひに試験をパッスした志望者は自分の差向けられたプリズンで更らに二ヶ月間教示を受け、其上で少くも猶ほ八ヶ月間はつゞいて見習^{（プロベーション）}であるといふ事實で、不足の所は補はれると思ふのである。であるから志望者が十分に訓練されたと看做されるまでには、少くも一年は経過することになるのである。

しかしながら、完全な智識を準備してやるために、九週間といふ期間は充分ではないとしても、ウエーケン・フイルドのクラスの如く廣汎に亘る科目を有つてゐるクラスに在つては、確實な基礎智識を與へるに足るだけの十分な時間はあるのである。一人の人間が或る既知の一事が己れによく適合することを

物たるかを教しへ、而して後、それよりも一層悪い材料で且つそれがほど満足でない條件の下に無理に押しつられる處遇の方法手段に關する拘束の何たるかは是れを彼等自らの會得するがまゝに任かせておくといふ、箇のやり方が一番良い訓練の方法だからである。講義の範圍もかなり廣汎に亘るもので、ボースタルヨン・システム（日本の保護觀察）、釋放者援助協會（英米にては釋放者保護とは云はず）（Discharged Prisoners' Aid Society）の組織、裁判所の構成並びにプリズンに於ける教育及び宗教を包含するプリズン・ワーク（刑罰執行の方法手續）の一切の部門に關するものである。

このクラスがその期間の半端に達した時に、志望者は始めて受刑者の處遇を受持つこととなり、指導を受けずに自分一本立ちで職務を執行し、教練に於て受刑者に授業するのであるが、同時に他の方面の學業も依然繼續せらるゝのである。かくして、九週間のクラスのコース（課程）は筆記、口頭及び實地の三段の試験を以て終了するこゝなるのである。

實際の學課に勉むる外に、尙其上に各志望者は定期ガヴァニア、デブエウティ・ガヴァニア（副所長）、チーフ・オフィサー（戒護課長）及び二三の教官と會談するのであつて、其間に仔細に觀察せらるゝのである。五六人の經驗に富んだ人々の嚴密ではあるが深切な親しいぢき／＼の觀察で重大な意味をするには十分なのである。

之を要するにウエーケン・フイルドのオフィサース・トレーニング・クラス（刑務官練習科）の全き目的は、ユウスフル（有爲）な快活で信實のあるオフィサーたるべき見込の十分な人材を探擇するに在るのである。その職に必要な才能を有つてゐる人物であるのは勿論であるが、何かそれ以上のもの——即ち眞の意味に於けるプリズン・オフィサーとしてのアイディアル（理想）をしつかり持つてゐる人をいふのである。只だ安全な職業を得るに汲々たる人ではなく、傍目からは平凡單調な定りきつた日々の勤務と見えながら、そのつまらない外貌の下に、濟度すべからざる人間のないことを、恐らく口にはしまいか、心に感じてゐるだけの精神と想像力を有つてゐるそれ等の人々にとつて最も好い意味での創造的意義の潜んでゐる一箇のヂオブ（職）を熱望してゐる人を求めてゐるのである。

Howard Journal, Spring, 1939

エジプトの行刑管理

エジプトの行刑管理

国際委員 ハッサン・ナミヤ・バシヤ報告

一 中央行刑管理

(1) 組織

監獄の中央行政は次の諸課を含む。即ち、管理及び秘書課。訓練課〔Nozam (Discipline)〕。領置課。作業課。醫務課。職員・會計・監察課これである。

各課は孰れも——監察課を除いて——勅令に依つて任命された行刑局長の監督を受ける一長官に依つて指揮されてゐる。監察課は局長に直接隸屬してゐる。

(2) 組織の精神

監獄は受刑者の矯正、教育、改善のために存在するものである。それは行刑局の標語であり、その言葉は國內の全刑務所の正面に大きな文字で書かれてゐる。

非常に厳格な監察組織に依つて、社會に對しては不偏な刑の執行に依り、受刑者に對しては監獄職員側からの不當な取扱を防止して彼等に道徳的並びに技術的教育を施す——その

(les maisons de correction)。

b 刑法或は浮浪少年に關する法律に依つて宣告された男子少年矯正所。

c 拘禁に附せられた受刑者の收容されてゐる中央監獄、受刑者がより軽い刑の執行を受ける第二監獄(les condamnés à la détention ou à l'emprisonnement)。

d 別に地方 (markaz) 監獄がある。そゝには、三ヶ月間の拘禁、若しくは未納罰金の賠償を宣告された者を收容する。

收容能力次の如し。徒刑場は二千二百人、矯正所は七百人、男女少年矯正所は九百五十人、中央監獄は各平均千五百人、第二監獄は各百六十人。

これ等監獄の所在地次の如し。徒刑場はツーラとアブー・ザーバル (Abou Zaabal) に、男子矯正所はデルタ地域に、少年矯正所はギザとマール (Guiza et Marg) に、中央及び第二監獄は總督管轄地や各州 (Moudiriet) の首邑に在る。それは事情に應じて各首邑地には一個の中央或は第二監獄が存在するといふ建前からである。各地方には亦夫々一つの地方監獄がある。全施設は旅團長 (rang de Lewa) の資格を持つ長官とその次席の指揮下に在る。

目的は彼等の人格を高め、再犯に陥ることを避けさせることを以て行刑局はその何れにも公平である。

離居の危險を慮つて、各種の犯罪人を夫々の監獄に於て分離する爲に賞讃に價する努力が行刑局に依つて營まれた。

犯罪性の硬化した犯人との間に差異を認め、初犯者のためにツーラー徒刑場 (les bagnes) に於てさへ、偶發犯人と度を受けてゐる十五歳未満の少年犯罪者に就いては言はずもがな、行刑局は十六歳から二十一歳迄の受刑者のためにアバッシャ・オー・ケール (Abbassia au Caire) に特別區の建設を計畫した。

二 施設

(1) 種類、收容能力、位置

その施設は次の種類を含む。

a 強制労働受刑者用徒刑場、男子常習累犯者の矯正所

職員の構成

職員は士官と呼ばれる指揮職員、男女の醫師、教師、宣教師、事務員、技師、男女の看守、男女看護人、技手 (contre-maîtres) 工手 (charretiers) から成つてゐる。

監獄を指揮する職員の地位は千九百二十一年から同年の法律第六十八號に依つて、軍隊的地位として考へられた。千九百三十三年の法律第六十六號は所謂『士官』に司法警察士官の特權を與へた。これ等の士官は、その募集方法と、特殊なる内容を通じて實務の成績を擧げ非常に輝かしい功績を認められてゐる。

看守は元兵士から募集され、しかも彼等は市民の地位を持つてゐるものである。千九百十四年彼等は警官訓練制度に從ひ、千九百二十五年八月には、兵士と同様な條件で訓練上軍法に律せられる。

(2) 募集と昇進の方法

職員はエジプト國家の職員募集規定に依つて選任され、昇進は彼等の技倆と、その先任順序に依る。

(3) 職業教育

技術的地位は専門の技倆を必要とする。

(4) 債給

エジプトに於ける行刑局支出の全監獄費用は千九百三十五

エジプトの行刑管理

年三十七萬九千八百十エジプトボンド、その中十六萬九千二百十七エジプトボンドは手當や俸給である。

同年に於ける收容者數は二萬三千二百三十九人に上つたことを思料すれば、各人の政府への負擔は十六・三四三エジプトボンドに達する。

- (5) 職員數と收容者數の比率
(6) 官舎及びその他の住居等

職員は監獄外に官舎を持つてゐる。

四 自由刑の執行

(1) 獨居或は雜居拘禁と累進處遇法

エジプトの制度は獨居拘禁と雜居拘禁を認めてゐる。雜居拘禁は作業時間以外晝間と、夜間に用ひられる。獨居拘禁はその隔離を必要とする病氣の際か、處遇上懲罰の場合に適用される。

(2) 分類

受刑者の各種分類は次の如し。豫防拘禁者、單純なる拘禁を宣告された者、或は罰金不拂拘禁を宣告された者、最低一年を宣告された者、一年以上の拘禁を宣告された者、その刑の期間は如何ともあれ既に拘禁に附せられてゐる者、男女未

は毎週検事局の許可を得て訪問を受ける。他の受刑者に關しては、最初の一年は三ヶ月間の受刑後毎二ヶ月に一回、第二年目には毎月一回、第三年目には二週間に一回の割合で接見が許される。

受刑者は毎日一時間の運動が許されてゐる。午前半時間、午後半時間、監獄内の戸外で行はれる。

男女少年受刑者を除いて體操は實施されてゐない。

次の仕事が教へられる。各種の黒檀細工、鍛冶屋、鑄、鑄物、組立、旋盤、鍛金、鍛力、布や毛氈や筵の織方、藁編み製絲、裁縫、馬具製造、靴製造、フエルト製造、寶石細工、農業、園藝（少年に對して）料理、洗濯、石鹼製造、刷毛製造、音樂。

(5) 懲罰

懲罰は行狀減點を伴ふ獨居屏禁、接見禁止、條件附自由行動の停止、又矯正所に於ては労働と善行に依つて得たる賃金の沒收これである。

懲罰は亦次のものを含む。十八歳を超える少年に對する笞刑（bastonade）、受刑者（les prisonniers）に對する二十四の笞刑強制労働受刑者と常習累犯人への三十六の笞刑（la flagellation）、一期間の鐵鎖鑰は三ヶ月を超ゆるを得ず、有罪行爲者は刑法第七十四、七十五條で處斷される。

成年者、成年者は共に隔離されてゐる。

その犯罪事實、性格、技能等々に依る分類方法に關してエジプト政府は可能なる限り告發の性質、犯罪者の履歴、その年齢を考慮に入れてゐる。

(3) 勞働

受刑者は施設の必要のために使役されてゐる。彼等は家内勞働、料理、洗濯、パン製造の仕事に從事してゐる。

受刑者は亦監獄内に建てられてゐる工場で、最も近代的な衛生原理に従つて工業労働に從事してゐる。

收容者は國家や、市廳、地方委員會、州評議會の要求する仕事に使役されてゐる。

收容者の計算となる勞働は實施されてゐない。

賞與金は次の場合に於て支給される。七年間の刑の執行を終へた強制労働受刑者、常習犯にして行狀良く仕事の上達した者、少年は矯正所收容の期間、夫々賞與金を與へられる。

(4) 教育、宗教、慰安

中央監獄と徒刑場に於ける教育は職業的なものである。全ての矯正所の夫も職業的科學的である。

宗教教育は收容者の宗教に従つて各種の宣教師に依つて與へられる。

接見には二種類ある。訊問終結の未決拘禁者と單純禁錮者

答刑は女子には適用されない。

懲罰は監獄管理者の命令に依つて課せられる。或る種のものに就いて内務大臣の認可を要する。

この決定に對して上訴は受容されない。

信用制度——少年受刑者のみ、その兩者が監督者として望ましい性質を有するならば、その家庭で過すために一年一回一ヶ月間の休日が與へられる。

(6) 住居及受刑者の衛生

拘禁所は總べて空氣と太陽が浸透する衛生的な平地に建てられた。收容者の働く職場もこれと同様である。

パンや食糧の製造に當てられる場所では、保健上の規則が遵守されてゐる。食糧が黴菌による腐敗に對して保證されてゐるかどうかが監督される。新入收容者は監獄に到着するや直ちに入浴し、乾燥爐（Pétuve）を通した清潔な衣類が與へられる。入所後診察を受け、醫師の診斷の結果最大十日間隔離される。彼等は第二回の診察を受けた後にのみ他の收容者と接觸する。

少くも一週間に一回各收容者は診察を受ける。病人は毎日醫師の診察を受ける。監獄内の病舎、傳染病院、診察所、外の病院その孰れかに於てその場合に應じて手當てを受ける。收容者は總て夏は毎週二回、冬は毎週一回入浴する。

エジプトの行刑管理

(4) 精神病者

皮膚病或は傳染病に罹つた收容者は特別班の手當を受け、他の受刑者から隔離される。彼等の衣類や家具類は特別の標しをつけ専用の特別な場所で洗濯される。

傳染病の場合には、受刑者は豫防手當を受ける。受刑者へ支給される食糧は受刑の性質、刑期の長さ、その從事する労働に従つて異なる。それは醫師委員會に依つて按配され、各種の受刑者に必要なヴィタミンとカロリーを含むやうに献立される。

病人は醫師の命令する食糧を受ける。

五 或るグループの特別處遇

(1) 少年

十五歳以下の少年は矯正所で刑の執行を受ける。この年齢を超過した者は監獄に押送される。彼等が常習犯人と認められた際は、特別矯正施設に拘禁される。

(2) 病者、結核患者

結核患者は行刑局に依つて指揮されるツーラ徒刑場の特別病院で手當を受ける。

(3) 精神異常者

精神異常者は公衆衛生局の管理下に在るハンカ (Khanka) とアバリッシュに建設されてゐる特別病院で手當を受ける。

C 豫防

一 釋放者の保護

釋放者の保護は各州 (moudiriefs)、總督管轄地内の委員會とアバリッシュに建設されてゐる特別病院で手當を受ける。

成り得ない。此の場合の訴追は偶々矯正學校に送られる目的に於てのみなされる。

二 執行猶豫者或は假釋放者の監督

に依つて實施せられる。該委員會は農業、商業に堪能な人々或は慈善事業に興味を有する人々に依つて構成されてゐる。

監督は或は義務的であり、或は任意的であると判事に依つて宣告されねばならぬ。

監督當局の認可なしに離去することを得ない。一定範圍内に受刑者をして晝間滞在せしめて監督する。犯罪者は、認可なしに日の入りから夜明けまで彼の住居を空けることは出来ない。此の義務の遵守の確否を検査するため、彼は夜間訊問を受ける。

犯罪者は管理當局の認可なしには、六ヶ月間はその住居の移動を禁ぜられてゐる。或る場所への滞在を中斷することもある。

三 保護委員募集の方法

監督は行政官吏に依つて行はれる。

D 少年 (註一)

(1) 刑事立法

七歳以下の少年に對しては刑法は如何なる刑罰も規定してゐない。此の年齢の少年は千九百八年の浮浪少年に關する法律第二條に處斷される結果に陥らねば、何等訴追の對象とは

(4) 精神病者

監獄内で監視中の精神病者は詰物を充填してある壁の特別室に收容され、行刑局の醫師が監督してゐる。慄々發狂したことが確定するや彼は上記の病院に移送され、全癒した者は監獄に戻される。

(5) 其他のグループ

強制労働を宣告された者は、彼等が六十六歳に達するか、或は強制労働を続けることが不可能な病氣に罹れば即刻中央監獄に移送される。

女子は強制労働の制度を受けない。彼女達は中央監獄の女性監獄に移送される。

女子は強制労働の制度を受けない。彼女達は中央監獄の女性監獄に移送される。

等に適應した特別手當を受ける。

皮膚病、性病、淋菌性炎症或は疥癬に罹病した收容者は夫夫に適應した特別室で治療を受ける。彼等は特別のマーク附の着物を着せられ、他と區別するために彼等の調度類も亦總べてこのマーク入りである。

満七歳以上十四歳以下の少年矯正の爲の特別制度はエジプト刑法第六十一—六十七條にある。若し此の年齢の被告にして拘禁或は有期懲役の刑を受くべき罪に當るとしても、法律に規定された刑は、同法自由刑の最大限三分の一を超える。

期間の拘禁に合法的に代位される。死刑若しくは無期懲役に該當するにしても、此の罪に對しては法律に規定された刑は十年を超える期間の拘禁に依つて代位される。

上記の場合、或は少年が輕罪 (un délit) や違警罪 (contravention) を犯した際には、判事は法律に規定された刑或は上述の刑を宣告する代りに、被告を兩親か監督者——その少年が將來善行爲を保つことを文書に依つて保證する責任を負ふならば——に附託する命令を下すことが出来る。或は被告が兒童ならば彼の肉體的矯正を命ずることが出来る。

刑法はその六十六條に於て、満十四歳から十七迄の被告に死刑、無期或は有期懲役の刑を免除し、拘禁刑を變更してゐる。

當局は、十五歳から二十一歳迄の未成年被告に對する特別法の起草に實際專心してゐることは特筆されねばならぬ。最後に千九百八年五月九日の法律第二條は、A四項以下（原本

エジプトの行刑管理

三〇——三一頁参照)に述べられた方法で浮浪少年の問題を取扱つてゐる。

(註一) 國際刑法及刑務委員會との協力による國民社會少年保護委員會の刊行に係るノ少年審判所の組織とその今日迄の業績々(ジュネーブ、一九三五年、六二頁以下)参照。

(2) 少年審判所

法律家から選ばれた唯一人の判事の組織する少年特別審判所は、千九百五年にカイロとアレキサンドル市に建てられた。

(3) 刑の執行

千九百八年の法律第二號に依つて宣告された滿十五歳未滿の少年はギゼーの矯正學校かカイロ附近のバラージュ製絲場矯正學校に收容される。

刑法違反者として宣告された滿十五歳未滿七歳以上の少年はカイロ附近のマール矯正農業施設に送られる。

少女はギゼーの矯正學校に送られる。

この施設内で、少年は文部大臣所管の義務教育のプログラムに従つて科學的教育を受ける。それは矯正學校釋放後自己の生活の資を得るに足る技術教育である。

營養、衣服、寝室に關して、これ等施設内の處遇は監獄一

般の處遇と關連するやうな何物も持たない。これ等の施設内で上級職員及びその助手達の遵守すべき第一の義務は收容者の頭から監獄に居るといふ考へを奪ふことに在る。かくて彼等は完全なる肉體的教育を受け、その兩親にして自分の子供の教育に價するならば、年一回一ヶ月の休暇を貰つて兩親の手許で過すのである。兩親を持たない或は兩親が無價値な人間ならば、その少年達は通常エジプトの北方海岸の一種の寄宿舎(cue sorte de pensionnat)で、その休暇を過す。

(4) 矯正學校釋放後の保護

委員會(少年の狀態改善のための委員會)は總督管轄區や州に作られてゐる。これ等の委員會はその長にモディール(Modir)か知事(Gouverneur)を頂き、釋放後少年の居住する地方の長や商工業に從事する他の人々から成つてゐる。

若し少年が餘り幼年で釋放された際には、その爲にカイロに勤勞會がある。そこで釋放少年は外部に仕事を得る迄、貢銀を受けて労働を続けることが出来る。

それが彼等の保護の觀點からにしろ、犯罪の撲滅の觀點からにしろ、一層積極的に犯罪少年や浮浪少年の問題を處理するため、『犯罪少年の恒久委員會』なる名稱の一委員會が千九百二十一年七月二十六日内閣の決定に依つて設立された。此の委員會は目的として次の條項を持つものである。即

ち、一、少年犯罪原因の調査及びその豫防、撲滅の十全なる方法の提議、二、法律家に法律の改正、或は新しい處置法を採用させる事を示唆するといふ見地に立つて、少年犯罪者に關するエジプトの法律の缺點や過誤の調査、三、有罪少年の裁判上起るべき訴訟手續の監督、少年の教育、矯正の手段、特に矯正學校や有罪或は浮浪少年の矯正の爲に設立された社會學校の監督、四、釋放少年の保護を目的とする仕事全部に対する配慮、五、少年に關する國際會議にエジプト政府參加の調査これである。氏の使命達成の見地から、該委員會のメンバーは政府監督下の全矯正施設を訪問することが出来る。委員は又、その委任された仕事の達成に必要或は有益と考へる全ての報告を當該職員に要求する機能を持つ。

E 統 計

此の國の人口は、千九百三十七年に千五百九十万四千五百二十五人に達し、その中七百九十四萬七千九百九十二人は男で七百九十五萬七千二百二十一人は女である。

千九百三十五年、行刑施設内の收容者數は

施 設	總數(人)	男(人)	女(人)
ギゼーとマールの少年犯罪者矯正所(矯正學校)	一、五八一	一、三六三	二一八

	地方監獄(マルカズ監獄)	六七〇四一	六五、二四一	一、六九九
カイロ、控訴院(La Cour d'appel)	アレキサンドリアタンタ、ザガジグ(Zagazig) ブニ・シユエフ(Beni Suef) アッシュト・ケナ(Assuit Kena) ツーラとウールティ(Ourdi) の農業監獄、エル・ギゼ	一、五一一	一、四六九	五四
		一一〇〇六	一一、四八一	五一五

エジプトの行刑管理

バラージュの成年	一、三三一六	一、三三一六	一
矯正所			
ツーラとアブ・ザ	六、三一五	六、三一五	一
バルの徒刑場			
總 計	八九、七九一	八七、二九六	二、四九六
一九三五年 行刑施設内の收容者の分類は、——地方監獄 (マルガズ監獄)、少年矯正施設、或はそれと類似の例へば 軍監獄内の收容者を除き——次の如くである。即ち、			
宣 告		人 數	
死 刑	四九二		
無期懲役	一、一九〇		
有期徒役	大六八		
有期懲役			
禁 鋼 (Détenion)			
勞役 (Emprisonnement avec Travail)	三、一、三三一七		
單純拘禁 (Emprisonnement simple)	一、一、一九一		
罰金不拂拘留	一〇、五四〇		
少年體刑矯正	五、三三〇		
總 計	六一、八一五		

F

一般的問題

I 結論

上述のことからエジプトの行刑組織に基だ満足すべき進歩

の段階に到達したと認められる。かくてその仕事に從事するものは、近代的理念に導かれ、國際刑法及び刑務委員會の助力に依り、又各種刑法及び刑務會議とその施設の盡力で、理想的行刑施設達成のために極めて賞讃るべき努力をなしてゐる。

II 将來の改革

改革としては、十五歳から二十一歳迄の青少年に對する特別監獄の建設。麻酔薬使用抑制の家 (une maison combattre l'usage des drogues stupéfiantes) の創設。少年犯罪者矯正所の三分割、即ち女子の指導する七歳から十二歳迄の一區割、男子の指導する十三歳から十五歳迄の未青年の一區割、女性の一區割これである。

(本文を以て Recueil de Documents en matière pénale et pénitentiaire, volume 1937 (Spécial) & Administration (別監獄の建設。麻酔薬使用抑制の家) を全譯する。杜撰なるもの大方の叱正を乞ふ。)

資料 プロシア刑務法 (九)

第一二一條 收容者ハ信書ヲ發スルコトヲ得ルト同ジ期間ヲ置キテ信書ヲ受クルコトヲ得。第一二八條第三項ニ掲ゲタル者竝ニ親族ヨリノ信書及ビ其他緊急ナル場合ニ於テハソノ受領ニ付期間ノ制限ヲ付スルコトナシ。但シ親族ヨリノ信書ニシテ短キ期間ヲ置キテ到着シソノ検閲 (Überwachung)ヲ著シク困難ナラシマルモノニ付テハ之ヲ抑留スハ其他ノ場合ニ於テハ釋放ノ際之ヲ交付スルコトヲ要ス。第一項ニ依リ抑留シタル信書ハ抑留ノ事由止ミタルトキ又價格表記及ビ書留ノ信書ニ關シテハ所長又ハ所長ノ定メタル官吏其ノ受領書ヲ交付ス。郵稅負擔ノ信書ハ收容者其ノ郵稅ヲ支拂フ能力ナク且ツ支拂フ意思ナキ場合ニハ之ヲ返戻スペシ。

發信人ガ刑務所以外ノ場所ニ宛テタル信書ハ收容者ノ希望ニ基キ開封スルコトナク之ヲ發信人ニ還付ス。

第一二二條 信書發受ノ檢閱ハ所長又ハ所長ノ委任アル官吏之ヲ行フ。信書發受ノ禁止ハ所長之ヲ決定ス。特ニ秩序又

ハ保安ヲ害シ逃走ヲ誘起シ又ハ行刑ノ目的ヲ阻害スル内容ノ信書ハ發受ヲ禁止ス。侮蔑ニ涉リ其他罰スペキ若ハ禮儀ヲ紊ル内容ノ信書ニ付亦同ジ。繪葉書ヲ交付スルハ所長ノ裁量ニ依ル。

其他信書ノ内容ハ收容者ノ屬スル宗派ノ教誨師及ビ教師、病者及ビ精神的障害アル收容者ニ在リテハコノ外醫師モ亦知得スルコトヲ得。

信書ヨリ得タル智識ハ收容者ノ正當ナル處遇、秩序及ビ保安ノ維持又ハ其他重要ナル公益ノ保護ニ必要ナル場合ニ限り之ヲ使用スルコトヲ得。

關與シタル官吏ハ信書ニ檢印及ビ日付印ヲ付記スペシ。之ニ依リ收容者ニ不利益ヲ及ボスノ虞アルトキハ收容者ノ希望ニ依リ付記セザルコトヲ得。發受信書中ノ一部ヲ不明ニスルコトハ之ヲ許サズ。刑務所ノ事情又ハ官吏ニ關スル誤レル記述ハ同封ノ用紙ニ依リ所長之ヲ訂正スルコトヲ得。

外國語ノ信書ハ刑務官ニ充分ナル素養ナキトキハ他ノ方法

プロシア刑務法

例へバ裁判所通譯ニ請求シ又ハ領事館ニ出頭スルコトニ依リ成ルベク速カニ又最モ安價ニ之ヲ翻譯スルコトヲ要ス。トイツ語ヲ話ス收容者ハ所長ノ許可アル場合ニ限り他國語ヲ用フルコトヲ得。

受信ハ檢閱官吏ニ封緘ノマ、提出スペシ。差支ナキ信書ハ内容ヲ知得スルノ權アル他ノ官吏ニ回付シ然ル後收容者ニ交付ス。回付及ビ交付ニ當リテハ他ノ者ガ内容ヲ知得スルコトナキ様注意スペシ。交付ノ日ハ之ヲ書信ニ明示ベシ。收容者ハ書信ヲ封筒ニ入レ保存スペシ。濫用ノ事實アルトキハ之ヲ取り上ゲタル上封緘シテ之ヲ保管ス。差支ナキ信書ハ釋放ノ際之ヲ交付ス。信書ニシテ差支アル場合ハ差支ナキ部分ヲ申聞ケ信書ハ差支アル部分ヲ表示シテ身分帳ニ編綴スペシ。

發信ハ檢閱官及ビ其他之ヲ知得スル權ヲ有スル者ニ提出スベシ。取集メ竝ニ回付ニ當リテハ第一項ニ依リ内容ノ祕密ノ保持ニ留意スペシ。發送ノ日ハ之ヲ明記スペシ。發送ヲ不適當トルトキハ收容者ニ其ノ理由ヲ明示シ。信書ハ身分帳ニ編綴スペシ。收容者ニハ改メテ適當ニ書キ變フルコトヲ許スコトヲ得。

發信及ビ受信竝ニ其他書類ノ郵送ハ成ル可ク速ニ之ヲ取扱フベシ。期限ニ係ル要件(Fristachen)其他急速ヲ要スル要件ニ付テハ特ニコノ點ヲ留意スペシ。

ノ全力ヲ傾倒セシムルコトニ依リ收容者ノ義務履行ト命セラレタル要求ニ對スル服從ニ付テノ道徳的思念ヲ喚起シ且ツ強化シ而シテ其ノ釋放ノ日ノ後ニ至リテモ指針ヲ與ヘ堅忍不拔ナルモノトナル様感化スルコトヲ要ス。

第一二五條 收容者ハ最初之ヲ第一級ニ置ク。收容者勤勉及び優秀ナル作業能力ニ依リ且ツ真摯ニシテ自律アル全動作ニ依リ秩序アル行狀ヲ遵守スルノ意志ヲ示シタルトキハ第二級ニ進級セシム。第二級ニ於テ審査ニ誤リナキコトヲ示シタルトキハ其ノ全動作ガ將來ノ遵法的態度ヲ期待セシムル場合第三級ニ進級セシム。

進級ノ期間ハ少クトモ六月間トス。但シ第二級ヘノ進級ハ刑期ノ四分ノ一、第三級ヘノ進級ハ刑期ノ半ヲ經過スルニ非ザレバ之ヲ許サズ、未決勾留ノ期間ハ六月ノ進級期間ヲ計算スル上ニハ之ヲ考慮スルコトナシ。未決勾留ヲ刑期ニ算入シタル場合亦同ジ。

最低ノ進級期間ヲ經過セズシテ進級セシムルハ特ニ理由アル場合ニ限ル。

引續キ執行スペキ數個ノ刑、追加刑及併合刑(Zusatz-und Gesamtstrafe)ハ單一ナル刑トシテ之ヲ抜フコトヲ要ス。新シキ刑ノ附加セラル、コトニ依リ最低期間ガ事後ニ於テ變更セラレタル場合ハ變更セラレタル最低期間ヲ經過セズシテ進級シタル者ハ原則トシテ之ヲ降級スペシ。

プロシア刑務法

第一二三條 送達(Zustellung)ハ刑務官吏立會ノ下ニ之ヲ行フ。

收容者ニ送達スル場合ニ於テハ所長又ハ其ノ代理者ハ民事訴訟法第一八一條第二項ノ意義ニ於ケル戸主(Hauswirt)ト看做ス。

職權ニ依ル送達ニ付テハ所長ハ執達吏ノ職務ヲ刑務官吏ニ委任スルコトヲ得。(一九三三年七月十二日命令ノ立言法ニ於ケル——司法省公報第二二七頁——一九三〇年十二月十五日ノ命令第十一條——第三五九頁)職權ニ依ル送達ハ封緘ノ儘之ヲ行フコトヲ要ス。刑事々件ニ付收容者ニ送達ヲ爲ス場合ニ於テハ一九三〇年十二月十五日ノ命令第十一條第三項及第四項ノ規定ヲ、精神病區(Beobachtungs abteilung)ノ收容者ニ送達ヲ爲ス場合ニ於テハ同條第五項ノ規定ヲ遵守スペシ。

第十二節 階級的刑ノ執行(Strafvollzug in Stufen)

第一二四條 初犯刑務所ノ輕懲役受刑者ニシテ刑期九月以上ノ刑ニ處スペキモノニ付テハ階級的ニ之ヲ執行ス。階級的執行ハ收容者ノ意志ニ刺激ヲ與ヘ之ヲ緊張セシメ而シテコノ意志ニ重點ヲ置キタル自己教育ノ事業ニ、收容者ニトリテ價值アリ且ツソノ努力ニ依リテ到達スルコトヲ得ベキ目標ヲ與フルコトニ依リテソノ意志ヲ鍛練シ嚴格ナル克己ニ至ラシムルコトヲ任務トス。カクノ如ク絶エズ收容者ニ其ナシ。

第一二六條 第一級ノ收容者ハ何等ノ拘禁緩和(Heftereichung)ヲ受クルコトナシ。

第一二七條 第二級ノ收容者ニハソノ居房ニ質實ナル繪畫一枚、壁掛ノ格言一枚、又ハ曆一枚ヲ携入スルコト、花卉ヲ養フコト、午後九時マデ點燈スルコト、小遣錢ニヨリ書籍其他ノ印刷物ヲ購入スルコトヲ許ス。少クトモ一週三日主トシテ體操及遊戲ニ充當スペキ自由時間ヲ與フルコトヲ得。接見ノ時間ハ二十分以下ニ制限スルコトナキヲ要ス。成ル可ク其ノ希望ヲ斟酌シテ官本中ヨリ追加書籍ノ貸與ヲ許ス。其他ノ秩序及ビ安全ヲ害セザル優遇ハ個々ノ場合ヲ特別ニ斟酌シテ之ヲ許ス事ヲ得。階段的執行ヲ爲ス刑務所ニ在リテハ經理作業(Haus-Garten, Hof- und Kuchen arbeiten)ニ第二級ノ收容者ヲ優先的ニ就業セシムベシ。

第一二八條 第三級ノ收容者ニハ第二級ニ許サレタル緩和ノ

プロシア刑務法

外、戸外運動中二人連行シ且ツ交談コルコト、自己ノ選擇ニ係ル繪畫ヲ以テ居房ヲ飾ルコト、午後九時半マデ點燈スルコト、小道錢ヲ以テ日刊新聞ヲ購読スルコト、看讀雑誌ヲ自己ノ選擇ニヨリ利用ベルコト、日曜日及ビ休日ノ午後ニハ特別ナル集會至ニ集リ刑務所ノ秩序ヲ害セザル方法ニ於テ從業スル (sich beschäftige) コトヲ許ス。接見ノ期間ハ四週間ニ、信書ノ期間ハ二週間ニ之ヲ引下グ。

第二十七條第一項第五段ノ規定ハ之ヲ準用ス。

第三級ノ收容者ハ徽章トシテ左前胸部ニ白色ノ條章二線ヲ付ス。

第一二九條 收容者ヲ進級セシムベキヤ否ハ官ニ於テ之ヲ審理ス。場合ニ依リテハ審理ハ適當ナル期間ヲ隔テ、之ヲ繰返スコトヲ要ス。審査ノ結果ハ身分帳ニ記載スルヲ要シ且ツ之ヲ收容者ニ告知ス。收容者ガ如何ナル階級ニ屬シ且ツ何時ヨリ其ノ階級ニ屬スルヤ竝ニ如何ナル優遇ガ許サレアルヤハ之ヲ常ニ身分帳ニ明示スルコトヲ要ス。

進級セシメタル場合ノ期待ニ副ハザル收容者ハ時ニヨリ豫メ戒告ヲ與ヘタル後之ヲ降級セシム。但シ偶發的ニシテ輕卒ナル犯則ニ付テハ是ニノミ基キテコノ處分ヲ爲スペカラズ。降級ノ後之ヲ復級スルハ最低期間ヲ経過シ且ツ慎重ナル審理ヲ爲シタル後ニ非ザレバ之ヲ許サズ。

階級的執行ニ於ケル判定ハ所長之ヲ爲ス。

海

外

時

報

據である。

英國の行刑制度に於ける最近の發達 (四)

— Recent Developments in English Penal System —

ベルリン大學教授

ドクトル・ヴエルネル・ゲンツ

(六) 刑務所の建築

建築上からも一九一〇年以來行刑施設に多くの改良が施されたのである。特に最近十年有餘年間に於ける改良には著しいものがあるのである。一九一〇一一二年には英國南海岸のワイト島にキャンプ・ヒル・プリズンが新たに建設されたが、費用は約二百二十五萬マルク。ローダム・グレンヂに於けるボースタル(施設)の新設は一九二九年で、約三百五十萬マルクを費した。ノース・シー・キャンプのボースタルの建設に見積られてゐる豫算額は著しく減じて四十五萬マルクである。これは、ボースタルの如き施設の收容者にとつては必要である安全防備の廢止だけでも、いかに建築費が低廉ですむかといふ立派な證

所定ノ優遇ハ各個ノ收容者ニ付考慮スルモノナラザル限り（例へバ經理作業ヘノ就業）又ハ所長ニ於テ各個ニ付考慮ヲ要セザル旨ノ判定ヲ爲ス限り原則トシテ編入ト同時ニ之ヲ收容者ニ許ス。

移送 (Verlegung) ニヨリ收容者ハ其ノ階級上ノ地位ヲ失ハズ。

今や、サー・サミュエルは一九三八年十一月下院に提出せら

海外時報

れたる刑罰執行並びにプロベーションの改良に關する法律案 (Criminal Justice Bill) と關聯して施設建設の廣汎なプログラムを立案したのである。このプログラムの精神的支持者としては現任行刑局長ハロルド・スコット及び前任のアレキサンダー・ペーターズンの兩氏が指摘され得るのである。このプログラムの核心とも看做すべきは次に擧ぐる諸點である。

(一) 老朽せるプリズンの閉鎖

(二) 二ヶ處の女子施設の新設

(三) 罷役 (penal servitude) の廢止

(四) ボースタル施設を模範とする施設の分類の遂行——即ち、各施設に豫めこれに宛て定められたるタイプの受刑者を收容し、このタイプに従つて各施設に於ける刑罰の執行を調節し、特に施設の外觀をその内容に相應せしめ、且つ、施設の類別により今猶不十分なる施設内に於ける受刑者の分類を補正するのである。

(五) 古い時代後れの中央の大刑務所の廢絶。將來に在つては受刑者を研究する爲の小さな研究施設 (Untersuchungsanstalt—Inquiry prison) 及び受刑者を分類するための同じく小ぢな收接施設 (Aufnahmeanstalt—reception prison) が刑罰執行へ入つて行くところの正門となる筈である。この二種の施設か

の施設へ送らるゝこととなるのである。この施設中只だ僅かに二三のものが鐵格子や周壁や其他の逃走防備を有つた最大限安全防備施設 (maximum security prison) の在來のタイプを代表することとなり、大多數のものは逃走に對する安全設備の施されてゐないエーケフィールド・キャンプを雛形とする最小限安全防備施設 (minimum security prison) のタイプが規定せらるゝのである。而して、之に反して、信用のできない初犯者に對しては、全刑期中か又は刑前の初期に於てかづれにしても、前記の一一つのタイプの中間に位する施設即ち中間級安全防備施設 (medium security prison) が計畫されてゐるのである。最小限安全防備施設はコッテージ・スタイル (別荘風) で建てられるもので、それは場所的には全然はなれど、而して相互の位置の間隔の十分取つてある一つ一つの小さなコッテージを單位として、この小さな單位が集まつて全體としての施設を形成するといふ建築上の仕組であつて、近代英國の刑罰執行に於て原則的に努力せられてゐる廣汎に亘る受刑者の分類と處遇の個別化とに應當せしめたものである。

この建築上の改革計畫の本氣に力瘤を入れられてゐることは、現在英國が軍備擴充のためその財政状態の極度に緊張してゐるにも拘らず、已にこの計畫が着手せられてゐる事實に照しても分明である。嘗つてハワード、エリザベス

ス・フライ及びベンサム等によりクラシカル (古典的) な行刑改良の盛んに唱へられし頃、模範建築として稱へられ、世界の數多くの施設の模範となつた有名なロンドンのベントン・ヴィル・プリズン (Pentonville Prison) も近々の内にロンドン風景から消へて行くことになつてゐる。ベントン・ヴィルの代りの施設としては現在のロンドンの女子刑務所ホルウエーが用ひらるゝのである。ホルウエーに收容されてゐた女子、及び、同時に女子のために閉鎖される女子ボースタル施設たるエルスバリーの代りとして、ロンドンの都心を遙かにはなれた郊外にコッテージ・スタイルの二つの新しい施設ができるのであつて、イングランドの女子受刑者の大部分は茲處に收容せらるゝことになるのである。

しかし、これは改革の第一歩に過ぎないのであつて、前掲の法律案 (Criminal Justice Bill) が議會を通過することになれば、この法案中に立案せられてゐる數多くの新施設 (少年並びに成年のための參集場 (Attendance Centre)、ハワード・ホーム、二十三才より三十才までの受刑者のための矯正勾留場、更に年長者のための豫防勾留場の建築に着手せらるゝことになるのである。(一九三八年十一月二十九日及び十二月一日下院に於ける右法案の第二讀會)

(七) 刑務職員とその訓練

海外時報

の貼り綴へに止まる。ならば何の意義もものであるが、もし此の變化が職員の任務に對する新しい心的態度を言ひ表はすものであるならば、大きな意義のあるものといへるのである。

英國の行刑局がこれについて本氣に考へてゐることは、刑務官の職を志望するものが極めて慎重に選擇取捨せらるゝに見ても分明なのである。

内務次官ロイド氏が一九三八年十二月一日下院で説明した通り、毎年何千といふ志望者の願書が内務省に提出せらるゝのである。この志望者の中には陸海軍及び空軍からの志願者が多く、刑務官特に下級官吏は多くは彼等の中から出るのである。第一回の篩ひ分けのすんだ後約一千人の志望者が更らに嚴密なる淘汰を受けることになり、内務省に於けるプリズン・コムミツシヨナーハ志望者の人物印象に基いて嚴選するのである。コムミツシヨナーハ志望者の人物印象に基いて嚴選するのである。毎年約百八十人の志望者が選抜されて練習を受けることになる。この練習科は九週間ウエークフイールド・プリズンの刑務官練習所で開催せらるゝのである。(本號オーエン氏の記述参照)。

(八) 少年犯人の刑罰執行—ボースタル施設

英國の行刑局の革新思想は、少年の刑罰執行、彼の有名なるボースタル・デテンション(勾留)の制度とその發達に於て、最も感化上からも監視の容易にできるよう、これ等の施設は規模が小さくできてゐるのである。しかし、また一方からは長所と見ゆるこの點に新たに困難が生じたのである。といふのは、内務省では一九〇八年の犯罪豫防法(Prevention of Crime Act)により與へられたるボースタル・デテンションを適用する年齢の限界を延長する権限を行使して、一九三六年九月十五日以降適用の限界を二十一歳から二十三歳にまで引き上げたのである。この結果、少年刑務所に收容されてゐた多數の受刑者がボースタル施設に移されることになつたのである。更らに其上に、大戦後人口激増の影響を受けて、ボースタル收容數も自然増加することになり、施設は不足を告ぐるに至り、それで、更らに施設を増設し、且つ、ボースタル・システムの思想に副ふ以上に收容者の員數を増加しなければならなくなつたのである(一九三六年行刑局年報)。是に於て、この緊迫した事態を緩和するため、ロンドンの北東サッホークの海岸に新しい一個のボースタル施設が開設せらることになつたのである。即ちこれがホールスレー・ベー・コロニー(Hollesley Bay Colony)で、三〇〇エーカーの土地を占むる一個の大農場で、その約四分の一の面積は果樹園に宛てられてゐるのである。このコロニーには五個のコットェード(寮舎)(一舍六十人宛)が建つ筈で、教化訓練の目的に従つて收容者の分属を容易にすると同時に、寮舎としては相

も純粹な姿で表現されてゐるのである。この思想が過去三十年の間に創造した所のものは、眞に模範とするに足るものがあるのである。ボースタル・デテンションの原則並びに細目については、一九三六年までは、廣く右に關する英國人の著書を涉獵し且つ親しく現場を視察研究したるハムブルグ大學教授ジーフエルツの記述に詳しいのである(昭和十三年六月十一月號「刑政」所掲ジーフエルツの「英國のボースタル・システム」参照)。次に述ぶる所は特に一九三六年以來のボースタル・システムの發達について報道せんとするものである。

ボースタル式刑罰執行の眞にその緒に就いたのは一九一〇年で、其時に四個の施設に四百八十九人の少青年を收容したのであつた。それが、一九三七年の行刑局の年報には九個處の施設——内一つは女子施設——が數へられて居り、收容人員も約二千の多きに達してゐるのである。短い年月の間にポートランド、ノットインガム、キヤンプ・ヒル、ローダム・グレンヂ及びノース・シー・キャンプ等の新しい施設が次ぎ々に建設せられたのであつた。終りの二つは全く所謂「オープン・インスタイル・ユウション」(安全防備なき施設)として建てられたのである。

かくして、施設の増設によりて、それく少(青)年のタイプに適した處遇の個別化を可能ならしむるため、個々の施設を類別して而して後これを少年の一一定のグループに宛て留保すること互に分離してゐる個々のグループの接觸を密ならしむるよう、各コットェードが廣い土地の上に分布さるゝ仕組である。

ボースタル施設に於ける刑罰執行の發達の特徴として、一九三四年のリポート(行刑局年報)は、單純な抑壓的な性質を持つてゐる設備を繼續的に整理廢除し、而して、之に代ふるに少年の性格を建て直す矯正的訓練(reformative training)を以てする、この二點に在りとなしてゐる。即ち、キヤンプ・ヒルのボースタルのディレクター(所長)の語を以てすれば(一九三七年年報)、

「我等のワーケ(事業)の目的は若い人達を内部から更新するに在る。彼等の中に潜むてゐる或物を引き出してやるのである。施設の經營に當つて、すべて他の建築とか、作業とか、學課とかいふものは單に箇の目的のための手段に過ぎないのであつて、それ自身目的ではないのである。我等のワーケが成果を收むる豫定條件となるものは、受刑者について爲される所のものに對する彼等の理解と諒解とを獲ることである。彼等の心からなる協力なくしては、終局の目的から観て、一切のシステムは終に徒爾である。」

この意味に於て、已に一九三六年に施設の組織上の統制を弛めて、施設を組立つるハウス(House—舍)を或る程度まで獨立したハウスマスター(ハウスファーザー)(舍長)の支配下に置き、夏期はテント生活を營ませ、クリスマス及び復活祭の

海外時報

歸休を特別優待として許可することにしたのである（一九三四年年報）。

凡ての拘禁生活と結びついてゐるもので、教化上不健全な受刑者の自卑自屈を打破し、自己の責任を重んずる感情を發達せしむるため、英國のバブリック・スクール（註—個人の寄附より成る基本金にて維持せられ上流の子弟のために大學豫備教育及び修養教育を施す寄宿學校——ナポレオンを破つたウエリントンが一ワーテルローの勝利はイートンでかち得たのだ」と曰つた彼の有名なイートン校の類。以てバブリック・スクールに於ける訓練の嚴重なるを想ふべきである）。に於ける學生職員制に則つたシステムの範圍内で出來る限り受刑者の自發的活動に多趣多様の機會を與ふるのである。

例へば、施設に於ける種々のスポーツ・クラブの事務擔當員、各舍に於ける受刑者の班長、ボキシング（拳闘）の教師、圖書係、被服係、賣店の帳付け、記錄係等の多くの地位が設けられてゐるのである。二三の施設に於ては、受刑者より成る懲罰委員が設けられて輕微な違犯行為に懲罰を加へるのである。但し、その判決は所長の認可を要するのである。

ハウス・キャプテン（House Captain—舍監）はハウス・マスター（舍長）と共に舍内及び受刑者の秩序維持について責任を有つてゐる。受刑者がこのハウス・キャプテンに指命せらる（これは、巧妙な處理の才があり、無私公平で、信頼するに）。

「若し彼等（少年）に時間に遅れて來ることのできる機会があるのである。ボースタルのデイレクターはいしくも言つたのである（一九三五年年報）。

「若し彼等（少年）に時間に遅れて來ることのできる機会を與へるのでなければ、時間の嚴守すべきものなることを彼等に教しへることはできない。今や少年達は時間を違へず現場に出てゐることを、他から命ぜられずに自分でやる義務を有つてゐるのである」。

ボースタル施設に於ては、一九三三年以來休暇制が採用せられ、多くの擇み出された受刑者に刑期の終りに近づいた頃年々許可されることがになつてゐるが、「すべての點から見て申分がない」ものだと各所の所長から報告せられてゐる（一九三四年年報）。

この制度は受刑者の態度に強い激勵的の影響を及ぼすものとせられてゐる。受刑者の彼等の家族に對する關係はこれによつて温められるのである。この休暇から歸つた受刑者はこれまで慣れて來た秩序的生活から少しでも脱線するやうなことはなく、却て熱心を加へ、のみならず、思ひやりの深い人間になつてゐるのである。人間といふものは男と見て全幅の信頼が與へらるれば、自然と自ら恃む心が高めらるゝものである。歸つて來るのがいやになつたらうと訊かれると、殆んどすべての受刑

足る人格者で、同時に、自然に人に長たるの權威を具へてゐるものでなければならないのである。

すべて此等の職位の設けられたのは、かゝる地位に就くのは公共に對する奉仕であつて、特權でもなければ又た手當を受けたためでもなく、奉仕其者の中に報酬が存してゐるのだ、といふ主旨に従つてゐるのである（一九三四年年報）。例へば、フェルサム・ボースタルでは、不愉快な苦しい作業は自ら進んで引受けることを申出る受刑者によつてのみ行はるゝことになつてゐるのである。しかも、篤志のものゝ申出は決して缺くることはないとは、フェルサムの所長の報告である（一九三七年々報）。

ボースタル・システムを生み出した母體であつたボースタル（註—地名で、こゝのボースタル・プリズンからこのシステムが生れたのである）のデイレクターはこの受刑者の自發的活動を刺激する方法の結果を次の語で言ひ表はしてゐるのである（一九三五年々報）。

「若し自分が制御の手綱を弛めるこの計畫的な緩和策の結果を要約することとなれば、若者共はこの自由を濫用するどころではなく、それによつて却て自尊心と信頼とをかち得た、と斷定しなければならない」。

例へば、ボースタルを始め多くのボースタル施設では、日々受刑者が就業する際に集團になつて工場まで歩かせたり及び外

者は、「若し自分が歸つて來るのがいかに苦しいものになるかといふことを知つてゐたならば、初めから休暇を取ることはようしなかつたらう」と答へるのである。一と度休暇を取つたものは、再び拘禁生活に歸らずにづらからうとする誘惑はたしかに大きなものがあつたに違ひないので、この誘惑に屈しないためには、道義的精神力をかき集める必要があつたのである。而して、まさしくこの努力は若い人々にとつては性格を強くするために役立つことで、將來多くの危険な境遇に遭遇するべき彼等にとつては大きな利益となるのである。しかのみならず、かゝる休暇はまた、受刑者がこれを機會として釋放後に至つて打勝たなければならないであらう種々の困難を明かに察して、之に處するの道を學び得るといふ利益を有つてゐるのである。

休暇を實施した結果が極めて良好であると認められたので、今やすべてのボースタル施設に適用さるゝ運びとなつてゐるのである。統計を見ても、この特權を與へられた約百人の受刑者の内定めの時間に施設に歸着しなかつたのは僅かに二人で、休暇中の行状に關して告發されたものは全く一人もなかつたのである（一九三六年々報）。是れはまた、この教化手段がいしくも自制の念と責任感とを喚び覺ますに適してゐたといふ的確な證據であるのである。

海外時報

ロン）（House mother——matron）（舍母）の制が創設せられたのである。同じ年に、信頼せらるる受刑者に施設外の公立学校の夜間の學課に出席することを許可することになつたのである。例へば、ローダム・グレンヂの百六十四人の收容者中で、一九三五年には、五四人の受刑者が同じ名の村の學校の夜學科に通つてゐたのである。而して、この學校の校長は、施設から來る生徒の品行と熱心とを殆んど「模範的」として報告することを躊躇しなかつたのである（一九三五年々報）。

一九二四年以來、ボースタル施設に於ては、職員の官服は廢止せられ、彼等は勤務中でも平服（civil dress）を着用することになつたのである（ジーフエルツ「ボースタル」）。

釋放された者と猶ほ在所中のカムレード（仲間）及び施設其者との關係の絶えないよう周到に心が用ひられてゐる。釋放後再び施設を訪ぶ以前の受刑者の數は決して少なくないのである。ローダム・グレンヂに於ては、遠くから再び施設を尋ねてくる此等以前の受刑者のために宿泊所が設けられてゐるのである。

すべてのボースタルでは、特に重きを何か一つの職業に於て

第五回高級練習所開所式

昭和二年以來久しく中絶中の高級練習所が時局柄再開の急務を認められ、期間

一ヶ月の豫定を以て第五回高級練習所を開設せらるゝことになり、九月二十五日

一時刑務協會第二講堂に於て秋山練習所長を始め、森山保護課長、芥川衛生官、河邊、安達、八木田各書記官、吉田事務官、吉田、椎名、谷内、伊江、東各刑務所長、刑務協會鈴木囁託、大原主事等參列、大原主事開會の挨拶あり、一同起立

宮城遙拜、國歌齊唱の上、秋山練習所長より左の訓示があり、續て芥川常務理事より入所中の心得等に付指示あり同十一時半閉會した。

理論上並びに實習上の教授指導においてゐるのである。このために設けられた工場の數とその設備とは、英國の行刑當局がこの方面の教化上の任務をいかに眞面目に考慮してゐるかを證據立てゝゐるのである。

この點に於ける新しい試みに關して、一九三五年のリポート（年報）は詳細に報告してゐるのである。これに由ると、行刑局では、英國の帝國工業心理研究所（National Institute of Industrial Psychology）の援助を得て、已に工業界に知られてゐる適性検査の方法をボースタル受刑者の職業訓練のために施設に經營せられてゐる各種の職業に應用して受刑者の技能の訓練養成に努めてゐるのである。

（つづく）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Juli 1939

兹に第五回高級練習所入所式を舉行するに際り、練習所長として所懐の一端を述べる機會を得ましたことは、私の欣幸とする處であります。

今や支那事變は本格的長期戦の段階に入り歐洲の戰亂も亦遽にその前途を逆踏し難いものがありまして眞に内外多事の秋であると謂はねばなりません。其の結果我が行刑界に對しても自らその影響するところ大なるものがあり今後幾多の問題の生ずべきことを當然豫想せねばならぬのであります。

従つてこの時局下に於ける受刑者改善の任務としてはこの複雜多岐なる社會の事相を正視して犯罪の性質、原因等を精査し之に對する適切なる教化方針を定め彼等をして日本人としての本性に復歸せしめる爲精神の陶冶に努むることにあると存じます。事變以來收容者數漸減し然も受刑者の思想動向も逐次良好に向ひつつあることは眞に同慶の至りであります

が萬一之に狎れ安佚に流れるが如きことありと致しますれば認識を誤れるの甚し

第五回高級練習所開所式

きものと謂はねばなりませぬ。今日の時局こそは行刑各般の實務に精勵し、事變に依り昂揚せられたる愛國思想、銃後精神の喚起に全力を傾倒し以て受刑者の改過遷善の實を擧ぐべき秋であります。行刑界に永年勤務せられ、現に第一線の幹部の重責に在る各位を今回特に簡拔の上當高級練習所に入所を命じました所以も實に茲に存するのであります。

各位は深く思ひを茲に致され當所を修養の道場として所定の期間人格の修養に將又識見の練磨に精進せられ、將來部下に對する指導並に收容者改善の爲行刑界に於ける重要地位に就かるゝの素質を養はるゝ様御努力あらんことを切望する次第であります。

最後に講師各位に一言御挨拶を申上げます。今般高級練習所の開設に付講師の

順)	東京(拘置)看守長	山根信松	岡山	前橋	小鯛房吉
同	小菅	三並丹治	青森	大阪	三輪良保
同	豊多摩	安東荒喜	八代支	同	滋賀
浦和支	木宮進	木宮進	熊本	同	名古屋
府中	森山進之助	森山進之助	廣島	同	七尾支
同	宮本秀夫	宮本秀夫	岡山	同	同
横濱	大武鐵四	大武鐵四	同	同	同
同	村田義格	村田義格	坂口喜曾市	同	同
中原哲章	及川勇	及川勇	山本八百蔵	同	同
	高谷健雄	高谷健雄	山本兵四郎	同	同
	三喜繁太	三喜繁太	朝岡晴光	同	同
	藤倉武	藤倉武	是松卓太	同	同
	少盛少姫	少盛少姫	中川定信	同	同
年岡年路	札幌	札幌	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	坂口喜曾市	同	同
	同	同	山本兵四郎	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	同
	同	同	是松卓太	同	同
	同	同	上野豐	同	同
	同	同	朝岡晴光	同	

るものとの比一對二にして全員
の七（一對三）を黙つて底印

して學歴低し

(6) 第五表「知能指數と家庭の貧富」

能者多く、強盜（比一對五）殺人（比〇對八）放火（比一對八）は知能高きを知る。

名が低能なるの他、また學歴の向上に従ひ低知能者の數を減ずるを見る（即ち尋中退に於て低知能者三九・三%、尋卒二二・一%、高小

(イ) 全員中生育家庭の赤貧及無資産なるもの八四・九%に及び其の大部分に不遇なるを知る。

(イ) 全員中本犯時年齢十七歳のもの四三%にして最も多く十六歳の三四%を併せて八〇%を占め、士

(八) 尤も第二表と第三表との結果を
総合して、弘く、用ひらるる本知
して、中退に一名も無し)

(ハ) 而して赤貧及無資産（計）の如きに於ては、庭園關係の正常とは無關係に貧窮なるもの多し

(ロ) 低知能者を見るに、本犯時十四歳のもの五四・五%の多數に及び十五歳三一・四%、十六歳一八・二%、十七歳一六・二%と年齢を加ふるに従ひ漸次低知能者の數の減ずるを知る

(イ) 第四表「知能指數と出生別」に於ける對象の可否、其他に就き考慮すべきものなきやを思はしむるものよりたり

罪者家庭に於ける低知能者は二二・五%なるにも拘らず、稍有資產及有資産（計）に於ては二九・四%（其の中有資産に於ては一〇〇%）にして稍高率なり、相當の資産ある家庭にして犯罪者を生む其の少年の低能に原因するものゝりとも云ひ得べきか

(イ) 全員中尋卒(三六・〇%)最
多く、之に次ぐものは尋中退の二
四・九%中卒以上のもの無し、

二四・二%に比し、私生子に於
は二六・三%にして若干の差に
過ぎず

(7) 第六表「知能指數と出生地」に
(イ) 全員中都會出身者二五・七%
して田舎出身者七三・八%なり

(8) 一%にして、田舎出生の者二六・五%に比し低知能の者少し
第七表「知能指數と犯罪地」に付

($\frac{166}{412} = 40\%$) なり

知能尋常又は秀れたる者の出率
は四二% ($\frac{122-71}{122} = 42\%$)

して田舎犯罪者は四四・四%なり
之を第六表と比照するに、都會に
於ては犯罪への誘惑多きを知ると
共に、又田舎に生れて年少都會に

(口) 都會犯罪者の内低知能者は一
%にして、田舎犯罪者は二九%
り之を第六表と比照して其の田
に生れて年少都會に出奔するの

が然らざる者に比し稍高きを概し得べきか

出奔する者の數多きを知る(一)
て概括的なる出奔率を計算す
第六、七表を綜合して四〇%

第一卷

知能指數と罪質

($\frac{44}{115} = 38\%$)

知能指數				質
八一 一九〇	五一 一六〇	六一 一七〇	五一 一六〇	竊盜
28	24	15	4	
二〇 一三	一七 一四	一〇 九	二九	
13	4	3		
二八 一三	八七	六五 一	一	強盜
1	一	一六 七	一	
一六 七	一	一六 七	一	
3	1	I	I	恐 詐 欺 及 喝
三三 一	一一 I	一一 I	—	
二五 〇	二五 〇	—	—	橫 領
7	—	—	—	猥 褻
セ〇〇	1	—	—	傷 害
—	—	—	—	殺 人
—	—	—	—	放 火
1	—	—	—	其 の 他
吾 〇〇	31	20	4	計
54	—	八 九	—	
四 〇	—	三 八	—	

小田原、川越少年刑務所協議會

九一—一〇〇	42	三〇・四	14	三〇・五	3	五〇・〇	1	一〇・〇	4	四・四	1	二五・〇	2	三〇・〇	4
一〇一—一〇〇	19	一三・八	6	三・〇	1	六・七	1	一	1	一	1	二五・〇	1	一〇・〇	1
一一—一以上	6	四・三	6	三・〇	1	一	1	一	1	一	1	三・三	1	一・一	1
計	138	六・三	46	二〇・四	6	二・七	1	〇・五	9	四・〇	4	一・八	10	四・四	9
九一—一〇〇	42	三〇・四	14	三〇・五	3	五〇・〇	1	一〇・〇	4	四・四	1	二五・〇	2	三〇・〇	4
一〇一—一〇〇	19	一三・八	6	三・〇	1	六・七	1	一	1	一	1	二五・〇	1	一〇・〇	1
一一—一以上	6	四・三	6	三・〇	1	一	1	一	1	一	1	三・三	1	一・一	1
計	138	六・三	46	二〇・四	6	二・七	1	〇・五	9	四・〇	4	一・八	10	四・四	9

各欄中算用數字は實數にして、他は百分比なり

第二表 知能指數と犯時年齢

知能指數	犯時年齡			十 四 歲			十 五 歲			十 六 歲			十 七 歲			計	
	五一—一六〇	六一—一七〇	七一—一八〇	八一—一九〇	九一—一〇〇	一〇一—一〇〇	一一—一以上	計	一一—一以上	一二—一以上	一二—一以上	一二—一以上	一二—一以上	一二—一以上	一二—一以上	一二—一以上	
五一—一六〇	1	1	1	1	1	1	1	11	2	4	10	8	7	3	1	1	138
六一—一七〇	1	1	1	1	1	1	1	35	2	4	10	8	7	3	1	1	138
七一—一八〇	1	1	1	1	1	1	1	32	7	13	26	22	5	8	1	1	82
八一—一九〇	1	1	1	1	1	1	1	44	6	13	33	21	15	8	1	1	97
九一—一〇〇	1	1	1	1	1	1	1	11	4	8	15	30	71	54	31	4	15
一〇一—一〇〇	1	1	1	1	1	1	1	225	15	30	71	54	31	20	4	225	71
一一—一以上	1	1	1	1	1	1	1	225	15	30	71	54	31	20	4	225	71

第三表 知能指數と學歴

知能指數	出生別			私 生 子			庶 子			嫡 出 子			計			計	
	計	五—一六〇	六—一七〇	七—一八〇	八—一九〇	九—一〇〇	一〇—一〇〇	一一—一〇〇	一二—一以上	計	一	二	三	四	五	六	
計	1	0・五	56	四・九	81	三・四	32	三・七	32	1	1	2	3	4	5	6	225
五—一六〇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	225
六—一七〇	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	225
七—一八〇	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	225
八—一九〇	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	225
九—一〇〇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	225
一〇—一〇〇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	225
一一—一〇〇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	225
一二—一以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	225

第四表 知能指數と出生別

小田原、川越少年刑務所協議會

		知能指數		犯罪地			
		五	一	六	〇	東	都
六	一一七〇	9	2	二三	2	東	都
五	一一六〇	5	2	二五	1	京	
一	一一一〇	1	2	其	會	他	
四	四四	9	2	田		舍	
九	九〇	20	4	舍			
				計			

第七表 知能指數と犯罪地

但し(八一一九〇)の表中に出生地不詳者一名

		知能指數		出生地			
		五	一	一	九	東	都
計	37	2	8	10	7	4	5
一一一以上	21	3	4	7	6	1	1
一一一〇〇	166	10	18	54	40	26	15
八一一九〇	225	15	30	71	54	31	20
七一一八〇							
六一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一六〇							
五一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							
六一一一七〇							
五一一一六〇							
五一一一一〇							
八一一一九〇							
七一一一八〇							

小田原、川越少年刑務所協議會

七一 一一八〇	9	一一三	4	八九	18	八〇	31
八一 一一九〇	17	二二三	8	一七八	29	二元〇	54
九一 一一〇〇	26	三五	15	三三三	30	三〇〇	71
一〇一 一一一〇	12	一五〇	10	三二二	8	八〇	30
一一一 以上	5	六五	6	一三三	4	四〇	15
計	80	三五五	45	二〇〇	4	四四〇	225

時半職員總勢八十九名と共に約二百米の山上墓地に到着集合した。天氣晴朗初秋の天地は只爽快である、眼下には陸軍病院を隔て、練兵場を指呼の間に望み他は實りを前の稻田が遠く續き風光絶佳である。

刑務所便り

高知刑務所の勤労奉仕

豫ねて軍當局に於ては時局に鑑み其の必要を痛感し、本年七月以來當地陸軍墓地一千坪の擴張工事を發表するや縣民一致翕然として之が促進達成に協力する處あり、今日迄已に萬餘の人々により其の目的の大半を成しある折柄當刑務所に於ても今回之に參加を計劃する事となり昨日（日曜日）初秋晴れの好天に恵まれて貴い奉仕の一日を送つた。

當日午前六時半職員並に一級者十六名は所内造拜所廣場に集合の上、所長殿より本日の行動及び其の心構へに就き嚴肅なる一場の訓示を受け、勇躍出發午前七

城遙拜、忠魂碑に向ひ一分間の默禱を捧げて式を了し正八時ラツバを合圖に軍と協同奉仕作業に就く。作業は約二町の急坂を往復しての土砂の運搬である。日頃念願する吾等が奉仕精神は此處に遺憾なく發揮された。掛聲勇ましく絡繹と續く持籠の列は見るからに頼もし限である。山腹の緑に映えた白一色の奉仕列は見事な一幅の繪畫であり官民一體の縮圖に外ならぬ。作業は四十五分毎に十五分の休憩を挟み各回皆軍からの吹鳴ラツバにより行動するのである。斯くして作業は時と共に進む。上り下りの積荷空荷の

織なす列には時折ユーモアも替はされ誠に明朗そのものである。やがて正午ともなれば汗の尊とさは如實に現はれノ丸辨當の甘いこと／＼。一時間の休憩は全く家庭的團樂であつた。斯くして午後の作業に移る、刻一刻秋とはいへ残暑は猛烈に照付ける。全身ズブ濡れといつても過言ではない。一同愈々元氣眼に入る汗を拭ひながら營々と勞作する。收容者の中には一回分の二倍三倍の量を滿載して下る組あり「日頃の訓しを今ぞ見せん」の氣概を示して吳れ誠に頼もし。

午後三時半豫想以上の成績を擧げ一名の落伍者もなく奉仕は終了した。終つて軍より陸軍墓地の濫觴今後の企畫並に謝辭があつて後皇軍將兵の武運長久を祈念し此處に全く本日の行事を閉ぢた。少憩後朝に同じく「高知刑務所勤労奉仕班」なる長旗を押立て歩武堂々午後四時歸途に着く。一同満足の歡喜に充つ。

刑務所便り

第七回東北會研究會報告書

刑務所便り	十一、參觀	盛岡少年刑務所長 宇田象三
	東西國民性の比較	同 醫務課長 細谷 博
	林學校教授	同 戒護課長 及川 勇
	上野慧空	同 作業課長 青木柳吾
日時 昭和十四年八月二十七日	午前十時より午後四時まで	同 庶務課長 井上惣三郎
場所 盛岡少年刑務所	次 第	同 文書主任 山口政雄
一、開會之辭	出席者氏名	協議事項
盛岡少年刑務所長 上野慧空	一、會員	(一) 保護會として今後とるべき最良の方策に付御意見伺ひたし。
教務課長 楠原堯照	宮城刑務所	決 各地の意見聽取に止む。
二、宮城遙拜	乙山教誨師 尚九月十三日發表せらるべき勅令に依り善處すること。	
三、國歌齊唱	西岡教師	
四、皇軍感謝	濱田教務課長	
五、挨拶	五島教誨師	
六、會計並に會務報告	青森刑務所	
宮城刑務所長 楠原堯照	山形刑務支所	
教務課長 楠原堯照	福島刑務支所	
七、協議	盛岡少年刑務所	
八、研究發表	秋田刑務所	
夜間特別宗教々説に就て	松永教務主任	
青森刑務所長 淺野實乘	今西教務主任	
教務課長 淺野實乘	上野教務課長	
九、晝食	川茂教誨師	
	川村教師	
	高木信教	
一、來賓	大谷派本願寺	(二) 收容中の應召者に對する處置の状況承り度し。
	高木信教	決 各所の狀況聽取に止む。
(五)	山形刑務支所	
司法保護委員制度の實施に伴ひ保護事務取扱に付各所の狀況承りたし。	福島刑務支所	
刑教化例新案」を今年中に提出せしめ之を統合整理し明年早々具體化する様取計られ度し。	盛岡少年刑務所	
八、刑務協會に於て行進曲「國民更生の歌」の作詩作曲を全刑務官並に全收容者の中より司法大臣名懸賞募集せられ度し。	秋田刑務所	
(四)	青森刑務所	
各地に於ける司法保護委員制度運營狀況承りたし。	山形刑務所	
決(一)と併合上提す	福島刑務支所	
〔以上 秋田刑務所教務〕	大谷派本願寺	(三) 紀元二千六百年を迎ふるに當り、
(六)	高木信教	教務課としての用意如何。
宗教的情操教育及び信仰心涵養に付良策如何。	高木信教	決 左案を東北會の名の下に刑務協會及び刑務教誨司法保護事業研究所へ希望事項として報告すること。
決 各所の實施狀況聽取、尙研究の要あり。	〔以上 宮城刑務所教務〕	
(七)	〔以上 山形刑務支所教務〕	
次回開催地決定置きては如何。	〔以上 宮城刑務所教務〕	
決 福島刑務支所に於て開催すること。	〔以上 宮城刑務所教務〕	
但し支障ある場合は宮城刑務所に變更すること。	〔以上 宮城刑務所教務〕	
鉄路刑務支所報告	〔以上 宮城刑務所教務〕	

我が鉄路市は新興港灣都市として發展の途上にあり、然るに其土質の關係か將又砂利の採取場なき爲めか市街地として稀に見るの惡路、殊に宮本町通は最も甚數く雨天等の場合車馬は勿論一般市民は

（四）各地に於ける司法保護委員制度運營狀況承りたし。

（五）決(一)と併合上提す

〔以上 秋田刑務所教務〕

イ、刑務教誨と保護事業研究所に於て必ず全教誨師・教師より「行刑教化例新案」を今年中に提出せしめ之を統合整理し明年早々具體化する様取計られ度し。

ロ、刑務協會に於て行進曲「國民更生の歌」の作詩作曲を全刑務官並に全收容者の中より司法大臣名懸賞募集せられ度し。

ハ、刑務協會に於て「二千六百年を迎ふるに當り私の決意」なる題下にて可及的多數受刑者の感想を募集し新年早早「人」に適宜掲載する様取計られ度し。

案
六、會計並に會務報告
七、協議
八、研究發表

盛岡少年刑務所長 宇田象三
教務課長 楠原堯照
宮城刑務所長 上野慧空
三、國歌齊唱
四、皇軍感謝
五、挨拶
六、會計並に會務報告

盛岡少年刑務所長 上野慧空
教務課長 楠原堯照
宮城刑務所長 上野慧空
三、國歌齊唱
四、皇軍感謝
五、挨拶
六、會計並に會務報告

盛岡少年刑務所長 上野慧空
教務課長 楠原堯照
宮城刑務所長 上野慧空
三、國歌齊唱
四、皇軍感謝
五、挨拶
六、會計並に會務報告

盛岡少年刑務所長 上野慧空
教務課長 楠原堯照
宮城刑務所長 上野慧空
三、國歌齊唱
四、皇軍感謝
五、挨拶
六、會計並に會務報告

十、參觀

講演

東西國民性の比較

盛岡高等農

高橋康文氏

林學校教授

上野慧空

宇田象三

細谷博

及川勇

青木柳吾

井上惣三郎

山口政雄

同

滂沱たるを認められ教化上多大の感動を興へたり。最後に教務主任より閉式の辭ありて正午極めて有意義に法會を終了せり。

少年愛國丸

命名披露式典の状況

小田原少年刑務所

浦賀灣頭に創設されて以來十年の歴史を閱し、海洋行刑作業に清新なる道場として精進し來れる浦賀支所に今日しも歡喜の一日——九月十二日——は颶風一過殊に麗朗の碧空、清澄の潮流と相映えて満艦の盛裝を凝せる大和は、左舷に白鳥と見紛がふ少年愛國丸を擁して新装の美を妍ぶが如き威容を浮べたり。

就中檣頭高く漁獲最高の榮譽を誇示するが如き眞紅の大旆を翩翩と靡かせて式典開始の時を待てり。少年愛國丸は既に本誌に度々報せられたる如く、昨年十月初大村海上刑務支所へ移管され、少年報國丸に代るべく昨年初秋岩手縣釜石市の

を喫し、吉田事務官發聲のもとに少年愛國丸の萬歳を三唱一同之に齊ひて乾杯、時に午後一時三十分なり尙收容少年一同に對しても祝の紅白の大福餅が頒たれた。斯くて本年も亦躍進して大漁をなし充實せる成果を收め得んものと感激を新因に行刑局長には左の祝辭を寄せらる。

祝辭

本日浦賀海上刑務支所々屬遠洋漁撈船

少年愛國丸命名の式を舉行するに當り一

言祝意を表するは余の最も欣幸とする所

なり、顧るに昭和四年一月同支所の開設

以來所在官衙を初め地元町民各位の御後援により今日の發展を見るに至りたるは

誠に感謝に堪へざるところなり、今や世界の情勢渾沌たるの裡に處し帝國不動の方針たる大東亞建設の段階に於て人的物的資源の確保の緊要なるや言を俟たざる處なり、此の秋に當り遠洋漁撈船少年愛國丸が渺茫たる大洋に進出し受刑少年の訓練と海洋富源の開發に從事するは誠に國策上當を得たるものにして慶賀に勝へ

刑務所便り

刑務所便り

名望家久喜氏が船舶新造難に喘げる當業者の垂涎にも拘らず特に少年海洋作業伸張に資すべく義侠的發意のもとに、司法省の購入に應ぜられたるものにして、乗組員一同この意氣に感激し、百二十噸二百二十五馬力の鋼鐵船は颶爽として十一月早々處女航海に上りてより以來矢繼早に太平洋を狭しと繰擣げられたる鮪蟹二季に於ける食糧資源獲得戦に於て、雄々しくも當地方の漁船群を凌駕せり。之が水揚高は過ぐる十ヶ月の短時日に既に六萬圓に達せり。從つて船腹を母港に憩ふ修理時の寸暇を利し茲に繰延中の命名披露の式を擧げるに至れり。一は去る第一回興亞奉公日をトして浦賀魚市場より贈られたる一等大優勝旗慶祝と次季秋刀魚出漁に對する壯行の意圖をも兼ねて大和

艦百上甲板を式場に秋山行刑局長代理吉田事務官、杉浦横濱地方裁判所長、同西村檢事正、東横濱刑務所長、香椎名古屋拘置所長、寺光川越少年刑務所長等關係官公衙、並に貴顯名士七十餘名來臨の下

さる次第なり、職を當所に奉する者各自其の職責を認識し一致協力以て少年行刑の完璧を期し其の使命遂行に邁進せられんことを、聊か所懷を述へて祝辭とす。

紀元二千懸賞論文募集要項 六百年記念

一、論文題目並ニ應募資格

イ、皇國日本の進むべき道

ロ、皇國の使命と青年學徒

(應募資格) 學生 生徒

(應募資格) 教職員其他一般

(一人一篇ニ限ル)

(二) 四百字詰原稿五十枚以内ノコト

(三) 住所氏名、年齢及職業(學生生徒教職員ハ當該學校名)ヲ別紙

(ニ明記シ添付スルコト)

(四) 原稿ハ封筒ノ表ニ「應募原稿」

ト朱書シ東京市麹町區霞ヶ関文部省內教學局指導部普及課宛ニ

郵送スルコト

(五) 入選論文ハ發表ニ際シテ改訂ス

ルコトアルベシ

(六) 懸賞原稿ハ一切返戻セズ

三、著作権ハ教學局ニ歸屬ス

四、賞

イ、教職員其他一般ノ部

に午前十一時開始せり、小田原本所幹部職員十名は前夜來萬端の準備完了し、この盛儀をカメラに收めんと東日他數名の新聞記者は報道陣を構へて事務室に定刻を待てり。十時半本省より行刑局長代理として吉田事務官を遣はされ、根田本所長以下職員一同敷門に整列して劉曉たる將官禮式喇叭のひゞきの裡に到着さる。

定刻叶鄉社宮司定席に着き、軍艦旗を背景に設けたる神玉垣の祭壇に恭しく三拜禮を以て命名奉告祭の儀ニ開始さる。之に先たち一同起立謹んで皇居遙拜、皇軍將士に對する感謝默禱、收容少回興亞奉公日をトして浦賀魚市場より贈られたる一等大優勝旗慶祝と次季秋刀魚出漁に對する壯行の意圖をも兼ねて大和

官公衙、並に貴顯名士七十餘名來臨の下

入選 文部大臣賞 一名 副賞 一〇〇〇圓(國債)

選外佳作 二名 賞 一〇〇圓(國債)

入選 文部大臣賞 一名 副賞 五〇〇圓(國債)

選外佳作 二名 賞 五〇〇圓(國債)

入選 文部大臣賞 一名 副賞 五〇〇圓(國債)

審査員左ノ如シ (順不同)

國民精神文化研究所員 紀平正美

東京文理科大學教授

第一高等學校教授 吉田熊次

東京帝國大學教授 佐々木喜市

中央放送局教養部長 久松潛一

並ニ教學局關係官 小尾範治

七、入選發表 官報、週報等ヲ以テ發表

シ當日ノ消印アルモノハ有效

(トス) (豫定)

八、入選論文發表 教學叢書特輯(内閣

印刷局發賣)ヲ以テ發表ス

九、右規定ノ外一切質問ニ應ゼズ

切抜帖



切抜帖より

更生のハンドル

嬉し 情けの免許状

司法保護記念日九月十四日、京都府警察部保安課の室外で、ボロ／＼感激の涙を流してゐる男があつた。四年前京都府下の某所で強盗事件を働き検舉された二十六歳の青年で五年の刑を受け、京都刑務所で前非を悔ひ模範囚としてしば／＼表彰され、本年六月假出獄の恩典に浴して出所したものであるが、生活は腕に覚えのあるハンドルを

ツブを切り、廣場で一齊に心身鍛錬を行ひ、ついで晝食の休憩時間や免業日を利用して式典放送やお彼岸の中繼、必要なニュースを聴取させてゐるが、いづれも外界の出来ごとに飢ゑてゐるだけに固唾をのんできき入つてゐる。その感想もときどく募集するがなかなか立派なものがある。

教化上有効適切なものは出来るだけ利用するといふのが現在の建前である。擴聲器は工場に全部設備されてゐるから十分聽取出来る。放送では前線將士の感激談や、銃後美談などが受刑者の更生を促し感奮させるもととなり時局柄特に望ましい。この意味ではラヂオは適宜スイッチを切換へて取捨選擇することは讀む労力を省くほかに分り易いといふ長所があつて、今後も大いに利用したいと考へてゐる。

何分着任以來日が浅く、事情も分らないので土地柄を斟酌した上最善をつくすつもりであるが、これと同時に私

握るよりほかに術なく、八月八日運轉手試験に應じ見事バスしたものゝ前科といふ身許が障礙となつて免許状下附が躊躇されてゐたところが、青年の悔悟を知る京都檢事局の斡旋と府保安課の情深い諒解によつて司法保護記念日當日免許状下附となつたもので、事變下ハンドルを握る颯爽の青年の姿を、今後當局は温い目で見守ることとなつた。

揃ひの白禪姿

社頭に武運祈願

々保護して生かせ人の資源を強調する司法保護記念日第一日の九月十三日小倉共成會では、午前七時から同會附屬の八幡自耕會、若松輔導會、戸畠自成會員をはじめ管内北九州五市關係者ら三百餘名が白禪姿で同市八坂神社に參拜、皇軍將士の武運長久祈願祭を嚴かに執行した後、小倉刑務支所教誨堂で記念式を舉行。引つゞき各市街頭に進出、パンフレ

ツトや印刷物を市民に配付、この日の主旨徹底をはかつた。

九月十四日は門司市在住の保釋者らが陸軍病院の清掃美化奉仕を行つた。

受刑者教育とラヂオ

鷺津所長談

服役者の教育は、一般に職業指導と品性の陶冶を目的とするもので、この人格の向上にラヂオが與つて大いに力がある。外界から受刑者を完全に隔離することにのみ腐心した當時を思ひ出すなら、今日の有益なニュース放送、講演、新聞切抜の展示などは全く隔世の感がある。勿論娛樂物として音樂、主として管絃樂の放送も行ふし擴聲器を利用して浪曲節を聞かせることもある。

この浪曲節は娛樂として、もつとも喜ばれるし艶ものを除き忠孝の道を説いた感化力のあるものが多いで、どこの刑務所でもこのレコードが非常に多い。朝はラヂオ體操が先づ日課のト

の望みたいものは、一般刑餘者に對する諸賢の深い同情と理解である。司法保護事業法も公布され、これまで民間の特殊團體に委ねられてゐた教化事業が法文化され力強い支援の手がさし延べられることになつたが、私たちその衝に當るものにとつては、ひろく銃後一心の温い御協力がなによりの教化であらうと考へるものである。

右については先づ八月初旬某少年訓練所の少年十名を、全國にさきがけて試験的に街の篤志家、東京市城東區南砂町九ノ二四七〇、竹内鐵工所總務竹内操氏（四三）に見習工として委託。實際職工に交り勞働の經驗をさせて豫期以上の好成績を収めた。一方受託された竹内操氏は一職工から今日の大鐵工所を築きあげた立志傳中の人物で、子供のないところから少年保護事業に興味をもつた人——、同氏を始め全所員が一致團結して要保護少年十名の教化に當り、一人前の鍛冶工、旋盤工、仕上工にしようと努力してゐるが、何れも見違へるやうに激刺とした小年達はクレーンのきしりとベルトの騒音の中に真黒くなつて働いてゐる。

宮城新法相を迎へた「革新」司法省はさきに囚衣の青色を國防色（少年用）に變更して更始一新的スタートを切つたが、今後は少年犯罪の絶滅、興亞的人的資源養成の一石二鳥を狙つて、先づ收容中の少年の雇傭を認めぬといふ慣例を破つて、外部雇主との雇傭關係を認め、更に從來要保護中の少年は必ず一定の訓練所に收容、無味な精神訓練を主として却つて少年たちの反感を刺戟したのに鑑み、實際の職場特に機

—新法相を迎へて革新司法省—
受刑少年を工場で訓練

なほ司法省ではこの働く「少年群」を記録映畫に映して全國少年訓練所の模範として教化資料にすることになつ

切 拔 帖

た。

婦人刑餘者へ

京都唯一の保護施設

戦時下の今日婦女子の社會的活動場面が擴大し、これに伴つて犯人の増加も亦擴つて行く傾向にあるが、京都市六角大宮西入、京都保護感化院では、これが收容保護機關の緊要性に鑑み、此の度司法保護事業法實施を記念として、京都唯一の婦人刑餘者に對する收容保護施設を開くことになった。

同院は從來一般部、思想部の男子のみであつたが今回婦人部を併置、三部門を擴充完成した。右婦人收容保護所は分院の形式をとり、同院常務理事吉田壽遠氏の自坊、府下南桑田郡吉川村宇吉川の淨光寺内に設けその監督は吉田氏夫人治子氏が専任主事として當因みに右淨光寺内では、吉田氏が既に今春來個人的に四名の婦人を收容保護してゐたのである。



海外異聞錄

◇男裝二十三年間の女

その間二回も妻帯

米國加州のパサデナに嘗て人妻、人の親だつた女が男裝して二十三年間誰疑ふ者もなく男として通り、しかも二人の妻まで持つたミネルヴァ、フィップスといふ男裝の女が偽裝罪で警官に逮捕された。そして、警官の調査によると、この女は十六歳で結婚し一子を儲けたが、子供は生後二年にして病死し、夫は自動車事故でこの世を去つてしまつた。夫を失ひ寄る邊のないこの女は生活の糧を求むべく職業を探したが、女の身では誰も相手にしてくれない。そこで持ち前のどら聲と男のやうな體格を利用し、男裝を思ひ立ち、頭髪を切り、コルセットに特別の工夫を

◇ルーグル博物館盜難防 止の苦肉策

ルーグル博物館は數年前ダヴィンチの傑作「モナ・リザ」續いて今年春ワットーの傑作「ランディエラ・エラン(無關心)」の盜難にかかり神經過敏となつてゐた矢先であるが、今後は名畫を

晴れ姿々鐵窓の應召兵々

——縁りの記念日に勇躍——

皆さんに代つて征く私、死んで歸つて來ます。涙を拭もあへず叫ぶやうに云つた囚衣の青年が、ふと背後の壁一杯に張り廻された大日章旗を仰ぎ見た。二列に並んだ今迄の「仲間」の間から漏れてくるのは涙を交へた咳の音ばかり——寂とした瞬間——

豊多摩刑務所、第一工場印刷作業室……獄窓に召集令狀を受けた青年がなく更生を誓ふ。鐵窓の應召兵々の姿だ。

青年の名は坂本榮吉——假名。

去る日豊多摩刑務所受付に悄然と肩を落した中年の婦人が立つてゐた。郷里に淋しく「蕩兒歸る」日を待つ母が、突然舞ひ込んだ召集令狀片手に宿を飛んで上京したのだ。直に所長始め各職員の手で臨時審査が行はれた、廿歳の時父の死を契機として代々の左官職を放擲、老祖父と母と弟を捨てゝ憧

坂本君は語る。

「私のやうな者でも御役に立てば……いやきつと／＼御役に立つてみせます。更生した刑餘者がどんな働きをするか見てみて下さい。」

盗まうと忍び込んだ泥棒が展覽品に手を觸れるや忽ち館内に警報ベルが鳴り響くと共に出入口のドアが自動的に閉められました。そこで、警官がおつとり刀で現場に馳せつけるといふ仕組みを作つた。隨つてこれからは餘程の熟練した大電氣技師でもなければ名譽を盗むことは到底不可能となるわけで、博物館當局もはじめて枕を高くして寝られることになつた。

◇盜難と交通事故續出の倫敦

戦争勃發でいつドイツの空襲を受けたかも知れぬので、燈火管制のため交際黒の底に沈んだロンドンでは果然交通事故と盜難が頻發するに至つたと傳交へられてゐる。即ち燈火管制に入つて以來のロンドンでは既に交通事故は約百パーセント、盜難約六十パーセントを増加してみると見られてゐる。暗黒と警備の手薄につけこむ大掛りなギング團横行の實例としてロンドンの級商店街ボンド・ストリートにあるエンマーケーの有名な銀器商ゲオルゲ、イデ高ヤヤンツを受けたが、盜賊は燈火管制の闇を利用して巧に人目を避け闖入、店頭にすかり土嚢が積み上げられてゐる中です

悠悠と總額一萬八千五百ボンドに上る銀を懷にして引揚げた。

◆ドイツの經濟統制会

戦争勃發と共にドイツは種々の對戦準備を進め強力な經濟統制令を發令してゐるが、その面白いものを摘記すればこんなのがある。即ち牛、豚等家畜の屠殺の際取れる脂の五割は政府に強制的に献納せしめ、政府は榮養用脂肪としてバタ及び人造バタ同様配給することとし、一般肉屋が之等脂肪を使用することは禁止された。又ドイツ労働長官は管下の各スポーツ團體に命令を發し、前線へ出動せる各團員に對し各種新聞特にスポーツ新聞を努めて送るやう命令した。各種娛樂も種々強壓を受けてゐるが、競馬だけは優良馬不足に悩んださきの大戰の苦い經驗に鑑み、優良馬匹育成増産獎勵の目的から戰爭中と雖も續行されることとなつた。

英國では歐州大戦不可避と見て各

卷之三

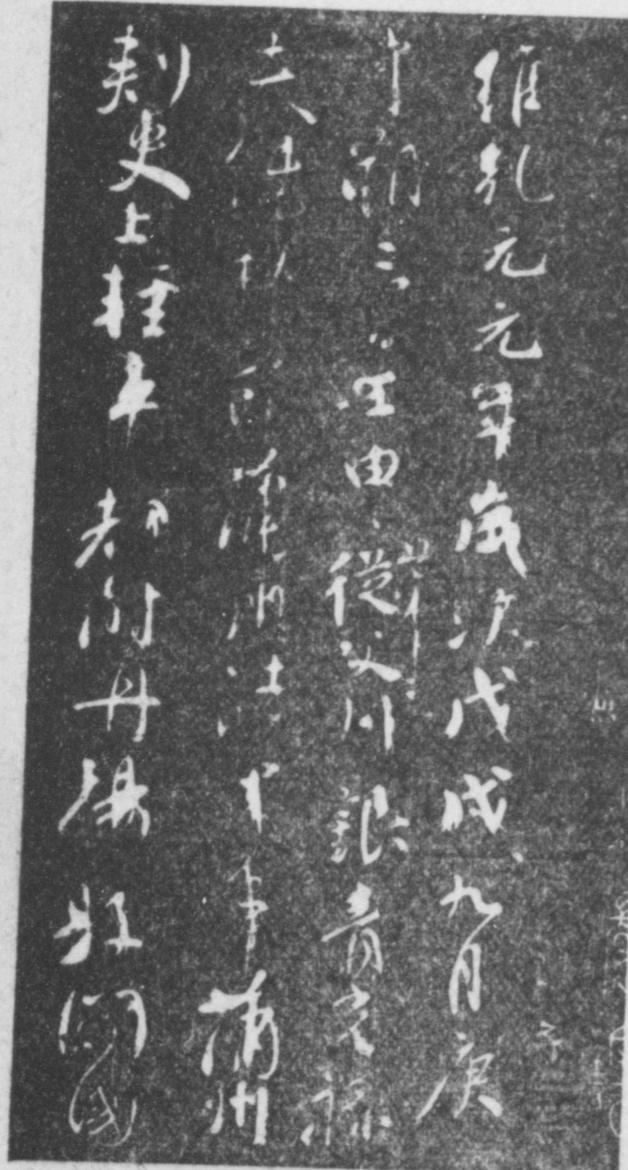
書道の變遷(二十三)

貢士錄

る。そこで今回は先づ顏真卿の書に就て述べて見ることにした。中唐の末顏真卿の書一たび出づるやそれ以後真卿の書にかぶれるものが非常に多くなつた。年代を経た今日顏真卿の書を見て不思議に思ふ人はないが、當時の人々が之を見たとして考へて見ると餘程變つた書であるだけに毀譽相半ばしたことゝ思はれる、又後の書學者に影響を及ぼしたことも甚大なものである。

蘇真卿出現後に於て宋では蔡君謨、蘇東坡、黃山谷、米元章の四人を稱して宋

書道講座



の四大家と云ふて居るがこの四大家が盡く顏真卿信者である、それのみならず明代の大家も亦顏真卿に負ふ所が少くな
い。

詩は杜子美に至り、書は顏魯公に至り天地の變を極め云々』と云つて思ひ切つた譽め方をしてゐる。

然しかし又一方には書道に於ける古法の變亂者であるといつて裏切者のやうに悪く云はれて居る向もあるが、何れにしても書道藝術上に逸すべからざる大家である。

必至となつたので、防空擔當者は從業員全部に對し「長時間に及ぶ狹隘な防空壕避難に耐へ得るか」につき種々質問條項を發した。ところでその中「あなたは拘禁恐怖症に襲はれますか」との問に對しては女子從業員の九十五パーセントが「イエス」と回答したといふことである。そればかりではない、いつ空襲警報が鳴り出すかと思ふと、中々安心して寝られるものではない。最近ロンドン市中で子供がゴム風船を二つ三つ潰したらその音を鐵砲の音と思つて雜沓の通行人が右往左往し、遂にウーンと氣を失つた婦人も出來たといふのである。こんな鹽梅で毎夜々々心配して安眠が出來なければきつと美しさも衰へて了ふと、婦人連今度は空襲それ自身より、その影響をそろそろ恐れ始めて來たので、そこに目をつけたデーリー、テレグラフ紙は「かうすれば安眠が出來ます、あなたの美しさも保てます」と廣告を出して婦人連を安心させたとのこと。その廣告といふのは次の如きものである。

◇自殺は療治可能な病気

ニユーヨークの自殺研究會といふ如
な會では、千二百二十八名の自殺未遂
者に對して心理分析の實驗を行つた。
即ち研究項目は自殺未遂者の個人經
歴、性向、自殺の方法及び心理的解
剖、次は自殺衝動の傾向並びに發展、
自殺の原因等で、これ等研究の結果と
して、自殺は斷じて療治可能の病氣で
あると結論してゐる。

最近加州パロ・アルトで開かれた米國心理學會の席上「人間の感情は寒暖計で測定することが出来る」との新説が發表せられたが、その説によれば、或種の精神病者はその指先の溫度で容易にその感情を知ることが出来る、彼等が非常に緊張し又は心配し或は困惑した場合指先の熱は急速に下降し、實験によると一時間に華氏の二十三度も下つたことがあるといふ。普通人の場合ではそれ程著しくはないが、激怒したり恐怖したり、乃至非常に落膽した場合には矢張り指先溫度の著しい下降が見られ、之に反して熱情的に事を考へる時には指先溫度は自然上昇するのださうである。

◇寒暖計で感情を測定

— 112 —

書道講座

義明は桙

書を書く場合に餘程心して掛からねばならぬことは云ふまでもないことがある。が、書は書けば書く程善くなる場合と、又書けば書く程悪くなる場合がある。しかば書けば書く程善くなる場合とはといへば、未だ筆が自由に動かない中は別であるが、かなりの腕が出来てからは自己流又は同じ

書は爛熟し過ぎると嫌味が出て来るものである、又嫌味が出ないまでもその書を見てどことして悪い所もないがさりとて面白味もない書を見受けることがあら、これ等平凡な書を書く人々はうつかりしてみると爛熟の境に入つて仕舞ふ場合が多い様である。この弊を稱して習氣とも云つてゐる。

李北海、趙子昂、或は蘇東坡の書なども多少の習氣はまぬかれない。又顏真卿の多寶塔の碑や其他のものでも矢張り多少の習氣は免れない。我が國に於ても徳川末期の卷菱湖あたりの書も一手に顏真卿のものばかり習つた爲め一種の習氣は

六朝の碑帖又は歐陽詢や褚遂良の書を好きな人は、顏真卿を學べばその規模を陥る弊害はないが、顏書を學んで習氣が異にする他家の書を學ぶことが必要で、向上去せしめて行く上に於てまことに喜ばしき現象である。

此の習氣を除くには自己の文字と系統を異にする他家の書を學ぶことが必要であると思ふ。顏真卿の書は重厚であるだけに、この書を學ぶ者は輕佻浮華の弊に陥る弊害はないが、顏書を學んで習氣が出了たらそれこそ惡俗のものになるから全く恐るべきである。

どうしても免れない。

今日は書道の研究は進んで來たのでこ

の習氣のあるきまつた書といふものは全く問題にされなくなつて來た。書道藝術を向上せしめて行く上に於てまことに喜

ばしき現象である。

剣閣横雲峻巒全興出狩西品川千仞合母淳五丁開灌木紫旗轉仙雲拂馬未至時方在德以迄尔和終末白鷗是也。白鷗是也。

第七回競書募集

壬申。第十三。銀青光祿大夫。使持節蒲州諸軍事。蒲州刺史。上輕車都尉。丹陽縣開國侯。

扁額

惇信明義

條幅

劍閣橫雲峻巒。鑾輿出狩回。翠屏千仞合。丹嶂五丁開。

灌木繁葉轉。仙雲拂馬來。乘スルコトハ時ニ方ニ在リ。德ニ。嗟爾勒スレ銘ヲ才。

或は祭姪稿等の行草書などを觀ると、其の魄力雄偉の趣と併せて、作る所の書が一々變化して、其の筆力に萬均の重みがあり、萬篇一律の嫌がなく、この點から論ずるときは王右軍以外の第一人者であると稱しても決して過稱でない。

併しながら其の書品を論すれば處世南

歐陽詢、褚遂良の三大家に及ばない處もない。でもないが、兩極端の長所を一人に兼ねることを望むことは無理なことである。

顏真卿祭姪稿

『維乾元元年、歲次戊戌九月庚午朔三日

一、注意、級位あるものは級位、所屬氏名、雅號を明記せる小紙片を貼付すること。新に應募するものは級位は新と記すること。

歌壇

選歌しつつ（二十六）

大翼

△萬葉集代匠記（五十四冊）

釋契沖著

水戸西山公が契沖をして書かしめた萬葉集の全部に亘る註釋書である。初校本の成ったのは貞享年間で、元禄年間に至つて清選本が出来た。清選本は徳川家の所蔵となつてゐるがこれを和學講義所で寫し取つたものが、木村博士によつて明治三十九年に刊行された。その後早稻田大學出版部に於て出版されたものが一般に行はれて居る。

△萬葉考（二十七冊）

賀茂直淵著

眞淵は古學を唱導すると共にその學者でもあつたことは人の知るところであるが、彼は歌に於いて萬葉集の尊むべき所以を力説し、その研究を奨めて自らこの書を著した。而かもこの書を成すに當つて、古書を涉し古語に註するに止まらず、進んで萬葉精神の根本を論じその貴重なる所以を説いてすこぶる熱心な議論を試みて居る。彼が口を極めて源實朝の歌を賞揚し、當時一世の風をなした堂上風の歌を貶したのも畢竟この精神からに外ならぬ。萬葉集註解の書の多い中でも、その主張の獨創的な點ではこの書の右に出づるものはあるまい。從つて眞淵以後萬葉の學は著しく進歩を示した。眞淵にはこの外に冠辭考の著がある。

刑政歌壇

毎月募集

白井大翼選

當季雑誌
締切 每月五日限
用紙ハガキ一葉三首

横濱植松紀代子

豊多摩倉持達

長野梓玲子

つゞれたるものも用ゐむねもごろにつきて用ゐむ國戰へる
二 豊多摩倉持達
たのしみて植ゑしトマトは實れども長病みの妻未だ起ちがたし
三 長野梓玲子
出征を送る一群黄昏の村の小道に軍歌とほのく

秀逸

小菅兼平義郎

元山鈴木新一

小田原草花

管制のサイレンやめる街の空七日月のかげさやかにさせり
二 ○ アカシアの咲く山道の晝深しきだり行きたる牛車の響
三 ○ タなぎの街の家並灯ともりて栗畠の丘に栗の穗鳴るも

した心我によるらしき乙女子をあはれとみつゝはずますゐるも

○ 札幌來生忠次

年古りしエルムの大樹茂りたる札幌の街は夏なかりけり

○ 小田原白河英龍

師は老いて山村の秋に親しめり山肌の色の靜けさ思ほゆ

○ 横濱柳田北斗星

通り雨過ぎたるあとに裏烟に葉雞頭燃ゆ眼にあざやけく

○ 水戸撫村

黄昏の雨降る中にどよめきて今日も出征ゆく人のあるらし

○ 沼津常春

若き日の夏の泳のいく淵瀬まぼろしに立つこの日頃かも

○ 京都白柏大虚

蔓引けばばろばろ落つるぬかごをば競ひ拾ふと子等の無邪氣さ

○ 山形村山翠水

説聞かせなだめすかせど甲斐なかり心濟むまで打ち据ゑなむか

○ 沖繩鳴鳥

庭土の濕るを軽く踏みにつつ口嗽ぐ水今朝冷えふかし

船出する友を見送る度毎に思ひは駛する東路の空

俳壇

虫の聞の句その他

花

蓑

虫の闇燈臺の灯の青く赤く
虫の聲が四邊に聞えてゐるばかりで眞暗
な夜です。そこは海濱であるけれども磯の
山々も海の上も眞暗です。その暗黒の中に
遠くの方の燈臺の灯が一つ點つたり消えた
りしてゐます。その燈臺の灯は青くなつた
の字餘りになつてゐるのが却て燈臺の灯の
色の變化を際だたしめてゐます。

帶締は箱のまゝなり土用干 梅 香

家中に綱を縦横に引張つて衣類を掛け
連ねて土用干をする。衣類その他のものも
ありつたけのものを取出して土用干をする
あります。その中に帶締などもあつてそれは箱に
入つたまゝに並べられてあるのです。その
帶締は使はぬ時は買ひ求めた時のまゝに箱
に入れて保存されてあることが分ります。そ
こに婦人の一つの心掛が見えて一種の情
味が感じられます。

白雲の塔を包めば時雨けり 嵐山の上に塔が立つてゐます。一方の空 芳乃

嵐峠のひよろ長き松水の秋
彼岸會の法話に囚徒すゝり泣く
秋の雲醍醐山より湧き出づ
牛蒡引く崖下怒濤相搏ちぬ
長き夜の親と子同じ誕生日
綿はぜの長篠の野に日暮れたり
ふきぶりの夜のカンナをきりて挿す
オリオンの三つ星澄みて栗みのる
黄昏の水に光りし諸子かな
名月や戦のにはをしのびつ
仰ぎ見る崖の上にも曼珠沙華
名月や戰のにはをしのびつ
緋カンナに號外の鈴けたゝまし
月の波碎けて岩の光るなり

「ふと見る」選

刑政能壇

題切當季隨意
用紙官私製葉書

滋賀	西村 幸吉
高松	いしろ
名古屋	同
川那部紫水	同
水野 初枝	同
長崎 妻子	同

から白雲が流れて來てその塔を包んだかと思ふと急にばらくと時雨が降つて來たのです。白雲が塔を包むことゝ時雨の降つて來たことゝ恰も原因結果のある如く敍したところに自然の意思を作者は感じてゐるのです。

燈臺の光りて消えしキヤンプかな紅貌子
磯端にキヤンプが張られてあつてその磯
つゞきの向ふには燈臺が光つてゐます。月
の夜ではのゝとキヤンプは見えてゐるの
ですが燈臺がピカリと光るとその光に呑ま
れてキヤンプが消えて見えなくなる、とい
ふ一瞬の光景が活寫されてゐます。

瀧の水汲んで炊事のキヤンプ 村 筏 溪
瀧を中心にして溪谷の木立の中にキヤン
ブ村が出來てゐるのでせう、こゝでは炊事
をするのにその瀧の水を汲むより外はない
のです。たゞその瀧の水を頼りにキヤンプ
生活をしてゐるところに一つの雰圍氣が作
り出されてゐます。そこに格別の涼趣を汲
み取ることも出来ます。

亡兄の居室 そのまゝ秋の風 泉女
兄君を亡くされた妹子に取つては格別に
深い悲しみがあるでせう、その居室がその
まゝに残されてあるのも思ひ出の多いこと
でせう、作者のその心持が秋風に象徴され
てゐます。

巻虫なきやめば歸心よみがへ
長篠の里人月に桑摘め
月静か湖の波音聞え來りけり
郵便夫千草ふんで來りけり
客待ちの洋車並べり木下闇
立秋の白塔白雲をとどめを
なだらかな山なり林檎たわゝなり
秋の聲五稜廓より聞えけり
名月や銀蛇の如きうねり花
アバートの窓に一鉢鳳仙花
熔岩道の又突當り花波りり
月に來てながきいのりや神のけり
穂芒の風明りじて暮れ残り花
有明の月の白さや秋燕芒々花
食膳の上にも見えて秋の色燕
宵々の門邊すゞみもいつか
月に來てながきいのりや神のけり
穂芒の風明りじて暮れ残り花
六つまで實りし鉢の柘榴か
大いなる月上りけり草相撲
千稻に今年は早し秋時
彼岸過ぎ糸川の水をとり急ぐ
瀧を中心にして溪谷の木立の中にキヤン
ブ村が出來てゐるのでせう、こゝでは炊事
をするのにその瀧の水を汲むより外はない
のです。たゞその瀧の水を頼りにキヤンプ
生活をしてゐるところに一つの雰圍氣が作
り出されてゐます。そこに格別の涼趣を汲
み取ることも出来ます。

滋賀	同
高松	千生
名古屋	同
京都	同
江戸	同
函館	同
鹿児島	同
宮城	同
松江	同
名古屋	同
京都市	同
水戸	同
千葉	同
大谷	同
湖南	同
白柏	同
横山	同
橋口	同
大谷	同
八朔	同
白荘	同
白楊	同
稠黄	同
川津	同
設樂	同
銀月	同
志賀大弓子	同
朝倉丙午郎	同
松村六男坊	同

訓令通牒

事務費

備品費	圖書及印刷費
消耗品	筆紙墨文具
通信運搬費	通信運搬費
待遇者俸給	奏任及判給

内國旅費

給員費	看守被服費
儲人被服費	及帶具被服費
雜費	儲人被服費
料費	及帶具被服費

法學協會雑誌

第五十七卷 第十號
十月一日發行

有斐閣

論說

戰時經濟體制の法律的形態(一) 東京帝國大學

名譽教授 美濃部達吉

レツクス・リブアリア(リブアリ) 東京帝國大學

ア法典)について(一) 東京帝國大學

レツクス・リブアリア邦譯序說 東京帝國大學

主として武家裁判所の管轄 東京帝國大學

鎌倉時代の裁判管轄(二・完) 助教授 石井良助

新刊紹介 法學士 福島正夫

舊登記法の制定とその意義(二・完) 法學士 有泉亨

ヌスバウム『貨幣の法律』

第十七卷 第十號 司法省構内
昭和十四年十月一日發行 定價金五拾錢

學界消息

メリヴィエル卿の訃その他

東京帝國大學 大學教授 末延三次

判例研究

民事訴訟法判例批評(二〇六)

東京帝國大學 名譽教授 加藤正治

行政法判例研究(一八)

東京帝國大學 名譽教授 美濃部達吉

刑事判例研究錄(一〇)

東京帝國大學 刑事判例研究會

民事法判例研究錄(昭和一四年度四)

東京帝國大學 民事法判例研究會

〔新刊〕第七十四

帝國議會新法律の解説(附錄一新)

九州帝國大學 定價一・五〇

山窓の話(上)

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

法曹會雑誌

第十七卷 第十號 司法省構内
昭和十四年十月一日發行 定價金五拾錢

振替口座 東京一五六七〇

九州帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

長崎控訴院

東京區裁判所

浦和地方裁判所

檢察事務官

寺西博

前野順一

東京帝國大學

助教授 武藤智雄

司法大臣「肇國の精神と法律」

懸賞論文(三等三席入賞)(承前・完)

三角寛

李恒寧

岡村顯二

原田早苗

正義

帝國辯護士會誌
昭和十四年十月號
定價 金五拾錢也
送料 一錢五厘

帝國辯護士會發行
東京市麹町區霞ヶ関一ノ一
電話二二五五番 振替口座七二三九〇番
銀座四三八〇番 東京七二三九〇番
藤野敬平 山崎佐 福山昇

- 故名譽會員濱田國松君追悼——略歷・弔詞 理事 藤田玖平
- 北海道辯護士大會出席報告 田多井四郎治
- 神代文字文献を通じて見たる國民精神 山下東太郎
- 神總動員の意義と其指導原理 海軍 加藤恭亮
- 潜水艦の話 中佐 山下博章
- 法曹讃語 曹橋本武人
- 中支の思ひ出(六)

法學新報

第四十九卷 第十號 昭和十四年十月 定價五十錢(送料二錢)

- 手形行為獨立の原則と英法の禁反言 教授 玉井茂
- 過失論 教授 岩田新
- 法律に代る勅令に関する 教授 天野徳也
- 諸問題を再検討す 講師 矢田一男
- 明治以來ローマ法源邦譯事歴 増淵俊一
- 日本人の滿洲國土地權利取得法律關係 刑事判例研究

民事判例研究
親權者の子女に対する單純贈與と特別代理人の選任——相手方の代理禁止の原則の適用範圍(鎌原義治)——發起人が會社設立に關し爲したる行爲の範圍(佐々木)——第二審裁判所に於ける訴の取下と訴訟費用の裁判(黒川真前)
新法令
近著外國雜誌法律論題要目

法學論叢

昭和十四年十月號
第41卷第4號
半壹年分郵稅共金六圓
冊金五十錢郵稅二錢
發行所 京都帝國大學法學會

渡邊宗太郎 田島順一郎
佐伯千俊 佐隅健一郎
西本穎額

論說・資料

自治行政の社會的基礎と法形式

- 僻稱當事者の契約關係
- 責任と性格の危險性(一)
- ナチス獨逸のカルテル法(二)
- ユダヤ民族性の法史的研究(二・完)

批評と紹介

細川教授『日本固有法の展開』

ペュシェル『ボデスターとビルガマイスター』

判例研究

〔民事法〕債権者の代位權行使と債務者の訴

破産申立の濫用と損害賠償・破産者の質權設定行爲の否認

雑報

中田淳一 齋藤常三郎

新刊

京都帝國大學助教授

大橋光雄著

神東京神保町

有斐

閣
三
七
〇
季

會社法要

論衡

菊判紙表裝冊
第一分冊
總頁一
定價一
送料一

第一分冊 干行

昭和十三年に改正された會社法は最近の經濟界の發展に適應すべき新立法であるが、今や我國の經濟組織は、一步を進めて更に新たなる構想の下に、其の編成替を急ぎつゝある。斯る情勢の下に於て會社法の往くべき道は果して何うであらうか。之れは單り書齋人の疑問たるに止まらず、寧ろ廣く現代に呼吸する人々の等しく強き關心を抱かざるを得ない所である。此の疑問に答ふることは最も困難な一つであるが、著者は本書に於て挺身此の難路の啓開を試みらる。之と同時に改正會社法一般の解説をなし其の重點を闡明するため之に必要な注意を怠られなかつたことは勿論である。本書第一分冊は、緒論と總論とより成るが、前者に於ては會社法を種々の角度より批判検討し、後者に於ては會社の成立・經營・終了の全段階を一望の下に收むべく之を整序して總括的に考察せらる。されば本書は讀者をして種々の意味に於て清新な現代的意識を得せしむることであらう。

大橋光雄著 有限公司社法(訂正再版)定價一・二〇 送料一
大橋光雄著 保 险 法 講 義 (第一分冊) 定價一・六〇 送料一四
大橋光雄著 小 切 手 法 (訂正三版) 定價一・九〇 送料一四

○草案審議の當時に於て、裁判所憲法とも名付けられんとした、裁判所構成法が實施せられてから既に半世紀を経過し十一月一日にその施行五十年記念式典が帝都を始め全国各地に於て執り行はれることになつた。畏くも陛下には當日東京の法衙に行幸遊さるゝ旨仰出でさせられし由承はる。誠に恐懼感激の極である。司法部に職を奉ずる者益々恪勤

續
軒
後
記

當日東京日本各の大公會堂に於て全國の司法部各方面の長官始め關係者多數參集して一大式典が舉行せらるのである。又司法部展覽會が大規模を以て開催せられ、死刑に於ても刑務作業製品等の天覽品の出品や、戰時刑務作業製作品品評會或は即賣會が開催せらるのであつて一大盛觀を呈することであらう。吾國の司法部が世界に於て稀に見る進歩發達を遂げ又類例なき國民の信賴を荷つて居るだけ此の式典は極めて有意義のものである、草案當時より地下に眠れる幾多の先輩よ以て瞑すべし。

く審査委員の審査決定を終へ懇々發表せらるゝこととなつた。吾國行刑の指導精神を論ずと謂ふ六ヶ敷い題材だけに一等の座席を捷ち得られた者はなかつた。二等が二人三等が五人選外佳作若干となつた。論文提出者の殆ど何れもが日本精神と行刑とを結び付け論せられた點は敢て批判の限りではないが、論點が一局部に限られ行刑全體に亘らず、其の閃がなかつたことは少々物寂しく感じた、乍併職務の傍多くの勞苦をいとはず應募せられた各位に對し深甚の敬意と謝意を表する次第である。

Y K
生 生

定規文注	料告廣	表價
従御○替取御御 れつ注五を扱送注 たて文九利に金文は し轉の番用ては郵便は總て前金のこと	普二一 通等 一一 一頁	六 冊(稅共) 金
居際刑せ拂込爲替ならば司法省郵便局 のは必協れたし、但しなるべく振局 際は新舊付とすること 住所を明記のこと、	金 三四 十 圓	一圓八十錢
	金 三四 十 圓	金三十錢

緒論	第一章 會社の經濟的觀察
第二章 會社法の意義及び地位	第三章 會社制度及び會社法の
沿革	第四章 現代會社法の動向
(會社法修正運動の發生 民主主義國家群に於ける會社法の動向 全體主義國家群に於ける會社法の動向)	第五章 現行諸國會社法制度
第六章 日本會社法 (日本會社法の沿革 日本會社法の思想的立場 日本會社法の現代的意義)	第七章 會社法の特徴
第一章 總論 (會社の意義 會社の種類 會社の能力 會社の設立 會社の經營 會社の解散及び清算 會社の組織變更及び繼續 會社の合併 會社に於ける無效・取消)	第八章 會社法學。本論 第九章 會社法學。

